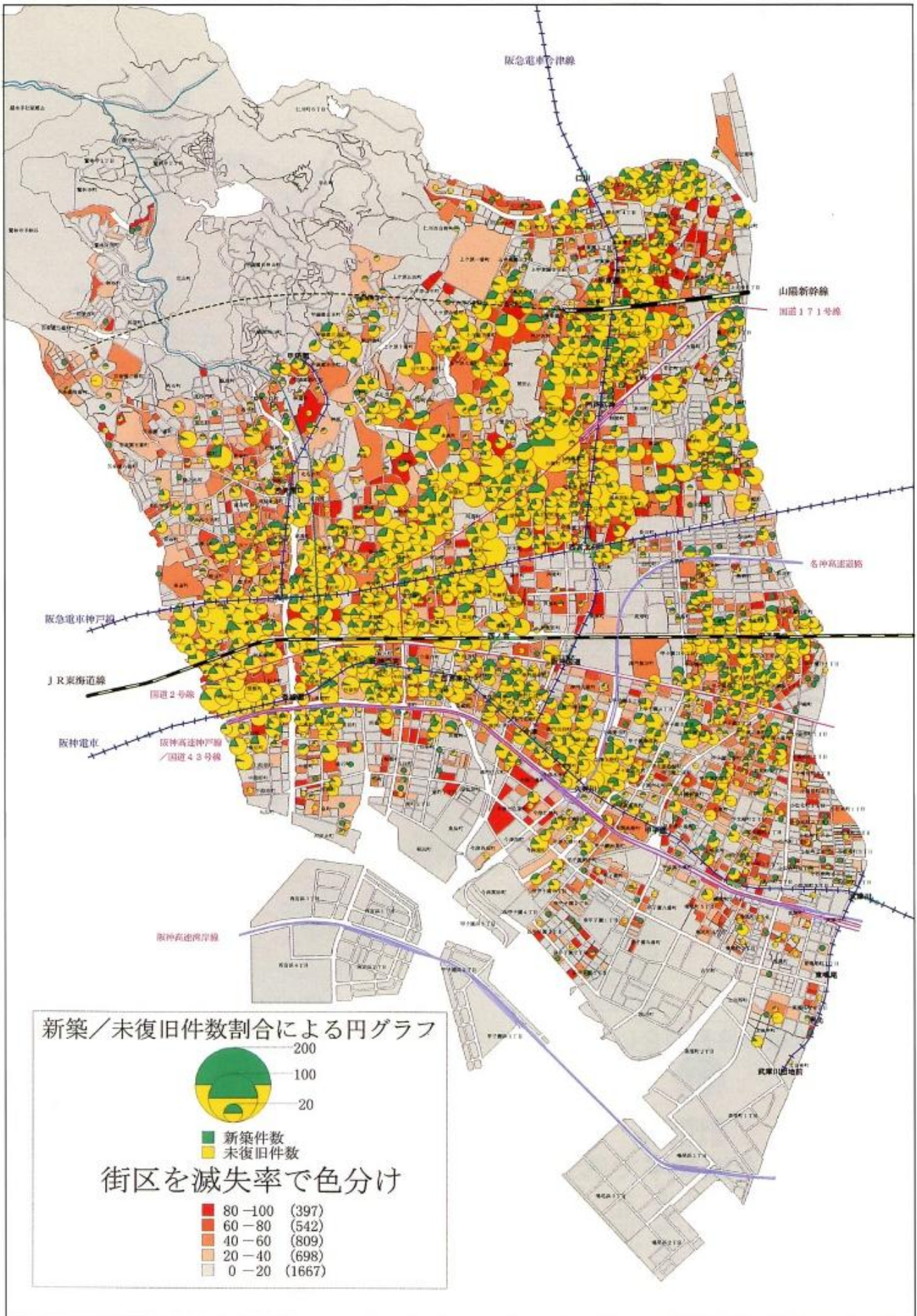


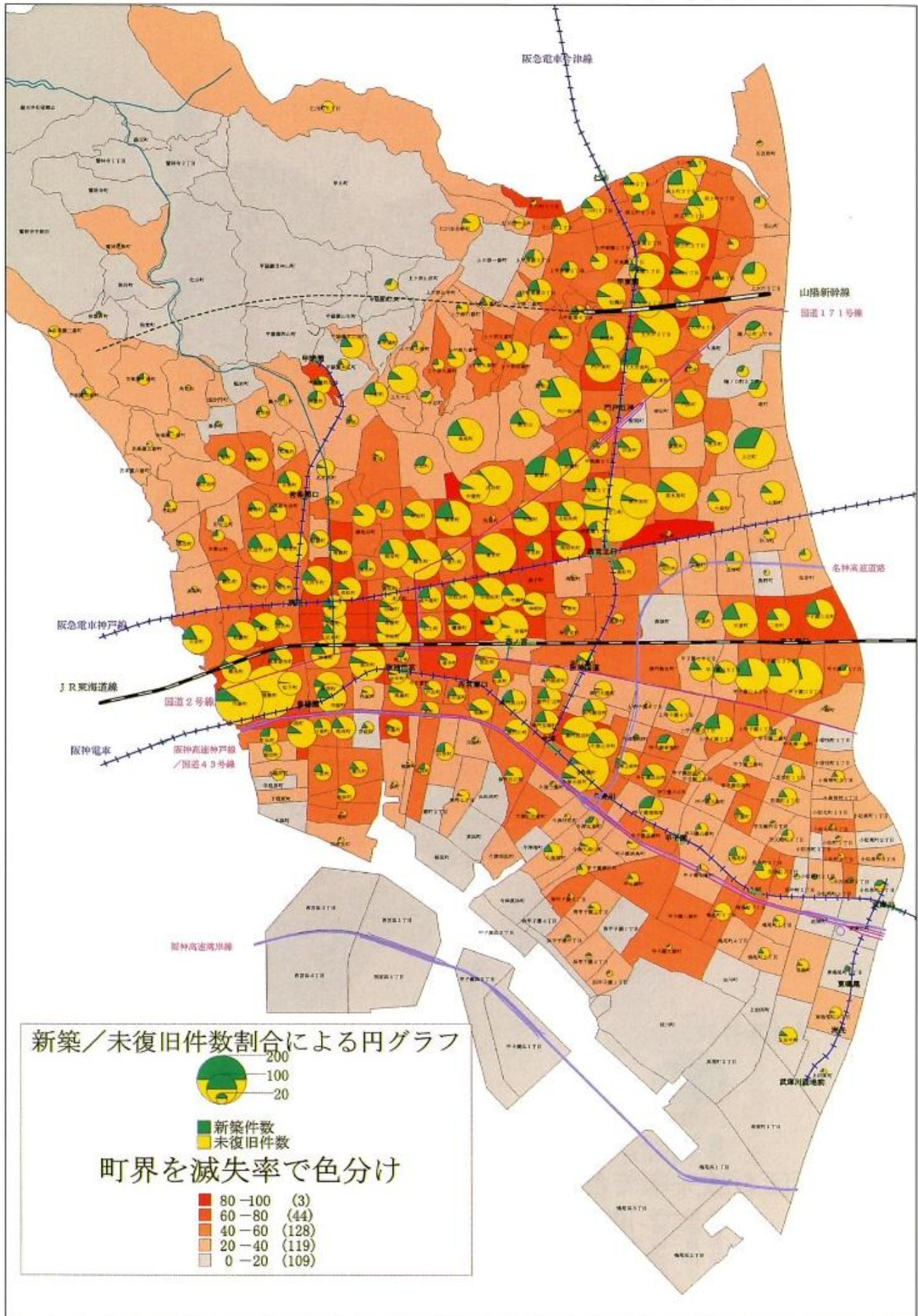
第4章

復旧事業

阪神・淡路大震災街区別家屋復旧状況図（西宮市南部）



阪神・淡路大震災町別家屋復旧状況図（西宮市南部）



がんばれみやっこフェステ



◀ 西宮ボランティアネットワークが開催した「がんばれみやっこフェスティバル」
(JR西宮駅周辺、
5月3日～5日)

夏の全国高校野球大会。甲子園球場のスタンドに元気いっぱいの応援が帰ってきた。

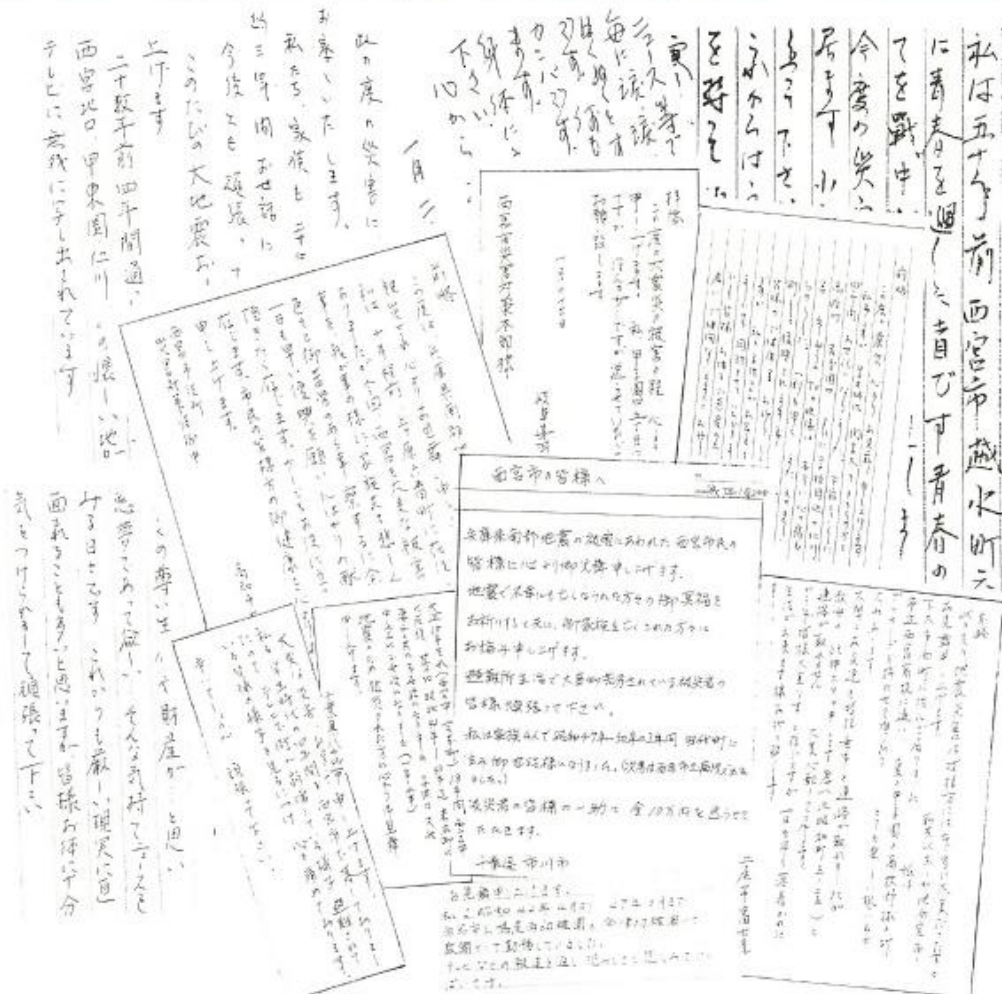


▲ 西宮青年会議所が「西宮ふれあいコンサート」を開催。(中央体育館前、4月16日)



▲ つぎたてのおもちゃが被災者を励ましてくれた。

▼ 運動場で行われた卒業式（瓦木中学校、3月13日）



▲ 全国から義援金とともに寄せられた励ましのメッセージ

第4章

復旧事業

1 ライフラインの復旧

1—水道

震災直後、総世帯数163,800世帯に対し154,100世帯で断水に陥り、1月末までこの状態が続いた。その後、全国的水道事業者など多数の応援により、試験通水を実施しつつ復旧に努めた結果、2月9日には通水率が50%を超え、その後2月28日には倒壊家屋や崖崩れにより調査に入れない一部の地区を除いてほぼ市内全域で応急復旧が完了し、通水率は99.8%まで回復した。復旧作業は、人員や資機材の不足、工事手法・手順の混乱等から当初は十分な体制がとれず困難を極めたが、厚生省、兵庫県、(社)日本水道協会をはじめ、全国的水道事業者、全国管工事業協同組合連合会などから多数の応援を得て、応急復旧工事が進められた。応援団体数は、延べ120団体となり、応援人員も延べ11,824人となっている(第5章—5参照)。復旧期間は、1月24日から3月13日までの長期間を要した。復旧期間が長期に亘った理由としては、管路及び給水装置の被害が非常に多かったこと、南部地域の配水量の約6割を阪神水道企業団からの受水に依存しており、当初、同企業団の事業所からの送配水が停止したことなどにより、市内配水管の一部の復旧が遅れたことがあげられる。なお、応援団体との間で給水管の管種やバルブのねじ形式等、復旧に使用する資機材の規格が異なり、混乱がみられた。

表4-1-1 水道復旧状況

図4-1-1 通水率の推移

図4-1-2 応急復旧区域の推移(南部地区)

表4-1-1 水道復旧状況

年月日	総世帯数	応急復旧世帯	試験通水世帯	断水世帯	通水率 %
7.1.17	163,800	9,700		154,100	5.9
2.1		23,700		140,100	14.5
2.2		50,600	51,500	61,700	31.0
2.3		57,198			34.9
2.4		59,950			36.6
2.5		65,800			40.2
2.6		74,900	56,500	32,400	46.0
2.7		76,800	54,600	32,400	47.0
2.8		80,600	50,800	32,400	49.0
2.9		94,800	37,000	32,000	58.0
2.11		97,000	34,800	32,000	59.0
2.12		98,000	33,800	32,000	60.0
2.13		101,700	31,500	30,600	62.0
2.14		103,200	30,000	30,600	63.0
2.16		105,800	29,900	28,100	65.0
2.17		113,600	22,100	28,100	69.0
2.18		114,200	21,500	28,100	70.0
2.19		115,300	25,500	23,000	70.0
2.20		123,100	21,700	19,000	75.0
2.21		123,400	21,400	19,000	75.0
2.22		126,800	22,000	15,000	77.0
2.23		134,000	19,700	10,100	82.0
2.24		145,000	10,300	8,500	89.0
2.25		152,050	6,240	5,510	93.0
2.26		155,950	4,430	3,420	95.0
2.27		157,910	4,780	1,110	96.0
2.28		163,544	0	256	99.8
3.5		163,607	0	193	99.9
3.8		163,665	0	135	99.9
3.15		163,712	0	88	99.9
3.26		163,773	0	27	99.98
3.28		163,800	0	0	100



ニテコ池の復旧

図 4-1-1 通水率の推移

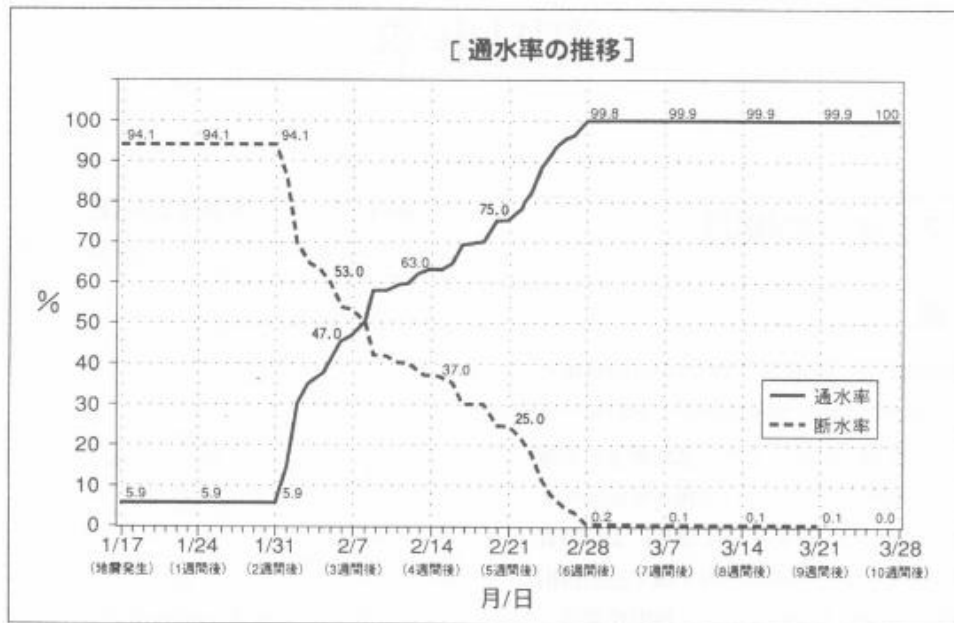
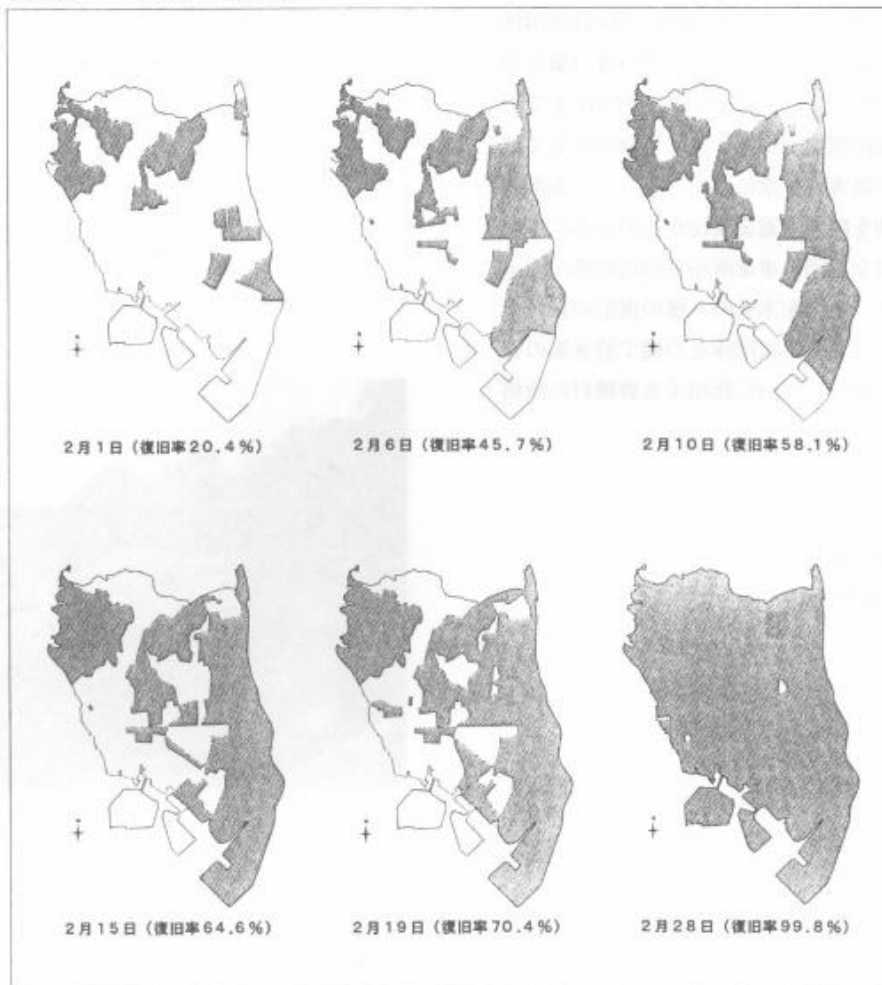


図 4-1-2 応急復旧区域の推移(南部地区)

[応急復旧区域の推移 (南部地区)]

応急復旧区域 (毎日車両による応急給水が必要としない程度の復旧区域)



2— ガス・電気・電話通信施設

①ガス

ア. 復旧体制

大阪ガスは一日でも早くガスを復旧させるため、復旧作業には、兵庫地区に加えて近畿各地区からも可能な限りの人員を動員し、工事会社、サービスチェーンを含めた大阪ガスグループ約6,000人の体制で臨んだ。さらに、日本ガス協会に応援を要請。ピーク時には約3,700人の応援をいただき、総勢約9,700人というかつてない規模の体制で全力をあげて復旧作業に当たった。

イ. 復旧作業

復旧作業はガス供給の流れに沿って上流側から順に行う。今回の震災では、製造所や高压幹線には異常はなかったものの、中圧ガス導管と低圧ガス導管が被害を受けた。このため、まず、中圧ガス導管の点検・修理を行い、その後、低圧ガス導管の点検・修理に取りかかった。



昼夜を徹しての復旧作業が続いた。全国都道府県から、多くの応援の手が差しのべられた。

中圧供給を行っている施設については、特に公共性、緊急性の高い病院、ごみ焼却場、畜場などを優先させて供給を再開した。

中圧ガス導管は、2月24日に復旧を完了した。

[低圧ガス導管の復旧作業サイクル]

①お客さま宅のメーターガス栓の閉栓→②復旧地区のブロック化(約3,000戸から4,000戸の単位で復旧地域をブロック化し導管を遮断)→③道路埋設ガス管の点検修理→④お客さま宅のガス管・排気筒等の点検、修理→⑤メーターガス栓の開栓、ガスの使用開始

[困難な作業条件]

- ・被害の甚大な地域では、いたるところで水や土砂がガス管の損傷箇所から大量に流れ込んでおり、

ガス管の点検や修繕に入る前に、これらの水や土砂をすべて除去するという手間のかかる作業が必要となった。

- ・交通渋滞のため現場へ移動するのも大変時間がかかった。
- ・道路が陥没、隆起していたり、倒壊した家屋、ビルや瓦礫が道路を塞いでいたりする地域では、立ち入ることさえ困難な状況で、瓦礫が撤去されるまで復旧作業に取りかかれなかった。また倒壊しかかっている建物の周囲で危険を伴いながら作業を行わなければならないケースもあった。

ウ. 代替エネルギーの供給

- 供給停止地区の病院や医院、学校、幼稚園、老人ホームなど公共性の高い施設には、カセットコンロ、LPガス、移動式ガス発生設備などを提供した。
- 一般のお客さまには、供給停止地域の地元自治体や自治会を通じて、約18万台のカセットコンロと約117万本のボンベを提供した。
- 未復旧の地域のお客さまを対象に、大阪ガス敷地内や避難所など合計30カ所に、仮設風呂、仮設シャワー、車載型シャワーを設置した。
- 被災者向けの仮設住宅に対し、プロパンガス業界と協力してLPガスを供給した。

エ. 市内における復旧経過

2月1日	山口町・すみれ台・北六甲台を除く約8,300戸供給再開
2月8日	供給再開約 29,300戸
2月21日	〃 84,100戸
2月28日	〃 102,200戸
3月8日	〃 129,700戸
3月13日	〃 140,000戸(復旧率約90%)
3月19日	〃 145,400戸(復旧率約94%)
4月4日	〃 152,400戸(復旧率約99%)
4月11日	応急復旧完了(瓦礫の堆積による道路封鎖等のため復旧作業に入れない一部を除く)

(「阪神大震災ガス復旧の軌跡(大阪ガス株式会社発行)」等より作成)

②電気

関西電力では、地震発生後直ちに非常災害対策本部を設置して、設備の被害状況の把握、復旧対策、全社的な応援体制の確立、物資の調達ならびに官公庁、報道機関への報告・連絡等に当たった。

地震発生直後より、健全な系統から順次切替送電を行い、発災直後260万軒であった停電件数は、1月17日午

前7時30分には約100万軒にまで減少した。

その後は、東北、東京、中部、北陸、中国、四国、九州の各電力会社から発電機車46台をはじめ、復旧資材、生活支援物資の提供、295人の復旧作業員の協力を得て、総勢4,700人の体制で復旧に取り組んだ。

その結果、1月23日15時に、応急送電体制が整い、送電可能なお客さまへの電気の供給がほぼ可能な状態となった。西宮市内については、1月21日に復旧が完了した。

なお、電気使用時の安全確認のため、次のような広報を行った。

資料4-1-1

垂れ下がった電線や倒壊した電柱などは大変危険ですので、絶対に触れないでください。また、余震などで屋外に退避するときはブレーカーを「切」にしてください。送電が回復した家庭では、特にコンロ・ストーブ・こたつなどの使用時に、ろう電感電に注意してください。問合せは関西電力西宮営業所(0798-67-3131)へ。

「西宮市政ニュース地震災害広報(平成7年1月23日発行)」

(「阪神・淡路大震災復旧記録(関西電力株式会社発行)」等より作成)



地震後の停電は懸命な復旧作業によって23日にはほぼ復旧した。

③電話通信

NTTでは、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置。地震直後の通信設備の被害状況の把握と通信の確保、避難所等への特設公衆電話の設置、お客さまのPBXの緊急修理等の作業を実施した。全国のNTT、グループ会社、協力会社など全国からの支援者は、延べ10,725人(2月末)となった。

この結果1月31日には、家屋の全壊や消失等を除き、申し出のあった分についてはすべて復旧を完了した。西

宮市内では15,000回線が回復した。

復旧等の経過は次のとおりである。

- 1月17日 西宮支店災害対策本部設置
支店エリアの所内設備回復確認
関西全域に通話規制
関西支社被災調査班(レスキュー隊編成)派遣
応急復旧班約1,000人以上
特設公衆電話の設置開始
- 1月18日 避難所への難聴者用ファックス設置開始
- 1月20日 電話機3万台を兵庫県に寄贈
- 1月21日 西宮市役所はじめ6市役所、県災害対策本部に12台のテレビ会議システムを提供
- 1月22日 災害救助法適用地域への電話料金等の無料化実施
被災地における全ての電話の基本料を2月末日まで無料とする。
2月1日より予定している基本料金の値上げについて、被災地における全ての電話の基本料については、7月31日までは現行料金のままとする。
被災地の料金支払い期限を延長。回線復旧に伴う工事は無料とする。
- 1月31日 サービス回復完了
- 2月4日 ライフライン電話帳発行(避難場所、行政機関へ配布)
- 3月1日 「建物・家屋のフックユウライン」臨時電話帳の発行(避難場所、仮設住宅、行政機関へ順次配布)



懸命に行われる電話の復旧工事。

表4-1-2 西宮市内への電話等設置状況

特設公衆電話設置数	ファックス設置台数	仮設住宅の電話架設工事
設置箇所 200 台数 790	設置箇所 60 台数 90	予定箇所 124 計画戸数 5,472
1月31日ピーク時現在		6月12日現在

(「阪神・淡路大震災NTT西宮支店の記録(NTT西宮支店発行)」より作成)

2 交通等の復旧

1 幹線道路

地震発生直後、名神高速道路、中国自動車道、阪神高速道路、直轄国道で27路線、36区間が交通止めとなった。

これらの区間については、復旧作業により、一般車両ないし緊急車両用として、逐次交通開放が行われた。

西宮市域における幹線道路の復旧状況は、次のとおりである。

- ・国道171号 平成7年11月28日復旧
- ・名神高速道路 平成7年7月29日復旧
- ・阪神高速道路5号湾岸線 平成7年4月29日復旧
- ・西宮北有料道路(盤滝トンネル)平成7年3月1日復旧
- ・阪神高速道路3号神戸線 平成8年9月30日復旧
- ・国道176号、国道2号、国道43号、中国自動車道は当初より通行可能。

2 鉄道

西宮市域における鉄道の復旧状況等は、次のとおりである。

表4-2-1 西宮市域における鉄道の復旧状況

事業者名	線名	区間	復旧時期
J R 西日本	神戸線	新大阪～姫路	平成7年4月8日
		(大阪方面～甲子園口)	(平成7年1月19日)
		甲子園口～芦屋	平成7年1月25日
阪急電鉄	神戸線	(梅田～西宮北口)	(平成7年1月18日)
		西宮北口～夙川	平成7年6月12日
		夙川～岡本	平成7年4月7日
	今津線	今津～西宮北口	平成7年1月23日
		西宮北口～門戸厄神	平成7年1月23日
		門戸厄神～仁川	平成7年2月5日
	甲陽線	夙川～甲陽園	平成7年3月1日
阪神電気鉄道	本線	(梅田～甲子園)	(平成7年1月18日)
		甲子園～青木	平成7年1月26日
	武庫川線	武庫川団地前～武庫川	平成7年1月26日

(「平成7年度運輸白書」より作成)

また、鉄道の不通に伴い、鉄道代替バスが運行された。特に1月28日からは国道43号にバス専用レーンを設置し、起終点間をノンストップで連絡するシャトルバス等が運行された。



復旧作業工事

表4-2-2 主な代替バス運行状況(西宮市域)

不通となった鉄道線名	バス運行区間	運行期間
阪急電鉄神戸線	西宮北口～三宮	平成7年1月23日～3月12日
	西宮北口～御影	平成7年3月13日～5月31日
J R 西日本	甲子園口～三宮	平成7年1月23日～1月24日
阪神電鉄 本線	甲子園～三宮	平成7年1月23日～1月25日

3 レンタサイクル事業

1月17日の震災直後、J R、阪急、阪神の鉄道すべてが止まり、道路も寸断されたことにより、市民の移動や遠方から被災地の親族、知人等を訪ねて行くためには、自転車及び原動機付自転車が重要な手段となった。このような状況の中で、市が移動・保管した放置自転車で引き取り手のないものを利用して、レンタサイクルを始めることとなった。

1月23日、とりあえず本市が保管している60台を以て開始し、同時に「全国自転車問題自治体連絡協議会」等を通じて各市に協力を依頼したところ、各市から続々と自転車の提供を受け、受け入れ自転車は最終的に8市1企業から500台余り、協力申し入れを受けた自治体は相当数に上った。なお、これは一般の救援物資として救援物資受入担当班である税務部が受け入れた自転車とは別に、安全対策課がレンタサイクル用に受け入れた自転車の台数である。又提供された自転車は各市の保管自転車そのままではなく、再生整備されたものがほとんどであり、新車を寄贈された自転車メーカーもあった。

実施場所は、震災直後の鉄道の運行状況(大阪方面から、J Rは甲子園口駅まで、阪急は西宮北口駅まで、阪神は甲子園駅まで)を考慮して、市の中心部であり、拠点駅である阪急西宮北口駅とし、阪急電鉄の協力を得て、

同駅南のコマスポーツセンターの駐車場を無償で借り受けた。利用の受付等を行う事務所は、その向かいの都市開発局・北口南開発事務所とした。

1月23日から開始し、同月28日には、期間中最多の283台の利用があった。その後、各鉄道の部分的開通及び神戸方面への代替バスの運行が順調に行われるようになったこともあり、2月後半から利用客が減少してきたため同月28日に終了した。37日間の期間中、延べ4,977人の利用があった。

貸出条件は、申込当日を含め2日間を期限とし、無償で貸し出した。なお、ほとんどの自転車が期限内に返却されたことを付記しておく。

表 4-2-3 レンタサイクル貸出実績表

貸出日	貸出台数	貸出日	貸出台数
1/23 (月)	91	2/11 (土)	215
1/24 (火)	135	2/12 (日)	160
1/25 (木)	230	2/13 (月)	102
1/26 (木)	200	2/14 (火)	134
1/27 (金)	204	2/15 (水)	128
1/28 (土)	283	2/16 (木)	125
1/29 (日)	234	2/17 (金)	87
1/30 (月)	103	2/18 (土)	84
1/31 (火)	122	2/19 (日)	95
2/1 (水)	139	2/20 (月)	82
2/2 (木)	121	2/21 (火)	87
2/3 (金)	147	2/22 (水)	69
2/4 (土)	152	2/23 (木)	76
2/5 (日)	170	2/24 (金)	98
2/6 (月)	162	2/25 (土)	81
2/7 (火)	179	2/26 (日)	63
2/8 (水)	157	2/27 (月)	85
2/9 (木)	156	2/28 (火)	81
2/10 (金)	140	合計	4,977

3 土木関係施設の復旧

① 道路・橋梁

土木局道路部等の復旧活動の経過は、次のとおりである。

[1月17日]

救助救援捜索活動(消防公安部)と道路(通行)状況調査
午前5時46分 地震災害発生
午前7時5分 防災指令第3号発令

「出勤した職員は対策部本部(本庁舎2階252会議室)へ参集し指示を受けよ。」との指示により、道路補修課・道路建設課は、本部前において情報収集班が受けた市民通報に応じて技術職員1~2人と応援建設業者(企業別)を一編成にし、人命救助および遺体収容に出勤した。別に通行不能箇所へのバリケードによる通行止規制を応援建設業者に指示する。

主要道路の通行不能箇所調査を実施したが、幹線市道にも路面の沈下、陥没、亀裂による段差、液状化の噴砂堆積や路上倒壊家屋による通行不能箇所が極めて多く、全市調査は困難な状況であった。

道路用地課は情報収集班に一時従事する。

道路補修課作業員は、自動車運転手1人と防疫清掃部の応援業務に従事する。

[1月18日]

救助救援捜索活動に引き続き従事。幹線道路の噴砂堆積および倒壊家屋撤去、路面応急工事開始。通行不能箇所調査実施。

大阪市内の舗装工事会社からアスファルト合材(寄付)を積んだダンプカー10台は、国道43号の交通渋滞で兵庫県境までも進めず、西宮警察署に緊急要請したパトロール車に先導され午後10時頃到着し、臨港線など臨海地域で路面の応急復旧工事を応援建設業者の協力で始める。

[1月19日~]

道路補修課・道路建設課・高架対策課は、本庁舎2階税務事務室に集合し、救助捜索活動と幹線道路の倒壊家屋、噴砂撤去および路面応急工事に従事。

南部市街地を10区分し、段差すり付け等路面の応急復旧開始(~3月31日まで)。

西789他道路ニテコ池法面崩壊(奥畑)応急対策調査開始。

大混雑の交通渋滞のため工事資材の輸送に時間を要し、作業の進捗が図れない。

- 宝生ヶ丘地滑りの常駐監視2人応援（3日間）。
- [1月24日]
道路上障害物撤去作業に自衛隊が応援開始。
公共土木施設被害の復旧額を15,580百万円（道路：1,820カ所、主要道路の被害延長21,520m、その他一般道路を含め、復旧額14,700百万円。橋梁：21カ所、復旧額1,150百万円）と報告。
武庫川被災箇所復旧会議（建設省から県への指導）夜、京都府から職員の応援申し入れに来西。
- [1月25日]
道路災害の調査準備。
道路災害の調査方法打合せ（教育委員会3階大会議室）。
京都府および和歌山県から自治体職員10人ずつ計20人応援に来西。
- [1月26日]
土木総務課、道路補修課、道路建設課、高架対策課、土木調査課の事務室を教育委員会3階会議室へ移動。
橋梁被災調査（650橋）を開始（道路建設課）。
道路被災箇所調査（本格）開始（西宮市6人、京都府10人、和歌山県10人計26人）。
兵庫国道工事事務所調査課から8路線の一般車両通行可能調査（至急）依頼。
- [1月27日]
県から路上倒壊家屋の撤去費を補助対象とするとの連絡が入る。
災害復旧説明会（県から市を指導、道路と河川の対応範囲）。
- [1月28日]
1次査定日程（1月30日から2月2日まで）通知。
査定準備は不可能。
- [1月29日]
市災害対策本部が倒壊家屋の解体除去処理を決定。
- [1月30日]
厚生省が倒壊家屋の解体処理費用負担を通知（1月28日付）、連絡。
- [1月31日]
建設省市町村道室へ他府県応援職員の勤務作業内容を報告。
県から道路上倒壊家屋等の処理について文書通知。
- [2月1日]
道路災害調査（査定設計準備）事務を水交会館（与古道町）へ移動（2月24日まで）。
- [2月2日]
道路被害状況復旧額—道路：147億円（路線延長890km、被害延長270km、被害面積1,882千㎡、約1820路線）、橋梁：11.5億円（重要橋14、一般橋7、計21橋）。
道路上倒壊家屋等の処理について県から文書通知。
査定官への質問会。
- [2月3日]
大阪府から職員（府4人、市町4人、計8人）の応援。
- [2月6日]
北部市街地道路被災調査を北部事務所に依頼、開始（～2月10日まで）。
- [2月8日]
県から瓦礫処分にかかる交通量調査（2月9日から10日まで）指示。
- [2月20日]
道路地滑り調査を開始（仁川・久出川流域周辺10カ所）。
（福祉局家屋調査に28日まで1人応援）
- [2月25日]
道路災害復旧査定設計事務を水交会館から大阪府仮設庁舎へ移動。
- [2月28日]
職員の待機（休息）をローテーション化する。
- [3月6日～3月10日]
2次査定（橋梁1件—羽衣橋、道路3件—西789ほかニテコ池周辺道路他）の査定設計事務を道路建設課職員が行う。
- [3月15日]
道路補修課、道路建設課は西宮スポーツセンター（河原町）の3階へ事務室を移転する。
- [3月27日～3月30日]
3次査定
- [4月10日]
他府県からの応援職員配属。道路補修課5人、道路建設課3人、計8人。
- [4月17日～4月21日]
4次査定
- [5月8日～5月12日]
5次査定
- [5月15日]
第1仮設庁舎へ事務所移転。

表4-3-1 災害復旧業務応援状況

自治体	期 間	人 員	備 考
京 都 府	1月25日～3月25日	10人×53日=530人	
和歌山県	1月25日～3月31日	10人×59日=590人	
大 阪 府	2月3日～3月31日	8人×50日=400人	仮設事務所提供
合 計		28人(延1,520人)	

表4-3-2 災害査定の経過

(単位：件)

査 定	期 間	道 路			橋 梁	計
		道 路	地盤変状	民地擁壁		
1次査定	1月30日～2月2日	0	0	0	0	0
2次査定	3月6日～3月10日	1	0	0	3	4
3次査定	3月27日～3月30日	248	0	0	0	248
4次査定	4月17日～4月21日	3	0	0	29	32
5次査定	5月8日～5月12日	20	2	0	6	28
6次査定	5月29日～6月1日	0	22	0	4	26
7次査定	7月4日～7月5日	1	0	4	0	5
8次査定	8月31日	1	0	0	0	1
計		274	24	4	42	344

表4-3-3 災害復旧工事実施状況

(単位：件、千円)

区 分	工 種	査定件数	査定内訳		発注予定件数 予定金額	平成8年度繰 越予定件数	備 考	
			査定金額					
道 路	家屋撤去	1	(350棟) 263,352		11 172,905	0		
	道 路	273	エリア災 12,973,625	271	応急仮工事 31,896			
			個別災 249,723	2	復旧工事 11,628,201			
		小 計		13,223,348		103 11,660,097		
	地盤変状	24	(27箇所) 895,697		9 796,637	0		
民地擁壁	4	4箇所 18,063		1 16,995	0			
橋 梁		42	道路橋 34橋 人道橋 11橋 (内廃工2橋) 770,710		41 737,339			
合 計		344	15,171,170		13,383,973			

注：①ライフラインの復旧工事に他のライフラインの移設を伴い、施工の箇所や期間の確定にも時間がかかっており、ライフライン工事と道路工事との調整が難しく、道路工事の着手が遅れている。

②若菜園口橋は近隣で2橋の架替工事による通行を確保するため、平成8年度工事とする予定。

○震災からの課題

震災直後の初期活動は、防災指令により対策部本部が設置され、市民通報への対応に本部指示が集中し、指示された救助活動に従事する中で、市道が被災し沈下、陥没、亀裂、液状化による噴砂の堆積などの路面損傷が至る所で発生しているため、車両が通行できず道路を埋めつくすような状態の交通量であったが、緊急に道路の被害状況調査や、仮応急工事を行うべく技術隊に指示するも、作業がなかなか進まず技術隊から不平不満の声があったものの、対策部本部・道路担当として、順次道路・

橋梁の災害復旧へと業務内容を移行した。

道路部技術職員全員が道路復旧業務に当たっても初期活動に必要な人員の割未達の体制であることから、職員が精一杯業務に専念しても限度がある。加えて事務室が被災し使用出来ない。それでも県や国から災害概要報告や災害復旧工事補助査定準備を進めるように矢のような指導を受ける。このような状況の中で、京都府、和歌山県、大阪府の自治体から災害復旧業務に延1,520人の応援を得て、何とか道路復旧の体制が整えられた。

この震災では、対策部本部から事態の的確な情報収集

を行うことが極めて困難な状況にあった。そのため、今後は対策部本部が事態の状況と職員数に応じて、緊急・重要性を配慮した指示方針と、これに基づいた初期活動を指示する必要があるのではないかと考える。以下、今回の反省を通して、次のような課題がある。

- (1)情報の収集および集約態勢の見直し
- (2)近隣他府県自治体との支援協定の締結
- (3)災害現場の職員との通信連絡施設の整備
- (4)他府県自治体からの応援職員業務事務室の確保
- (5)応急工事用の資材緊急輸送の先導車の確保
- (6)工事用資材の補給基地の確保

また、この震災で道路上に倒壊した家屋（二階建）が2m以上道路を塞いでいたことから、幅員6m未満の道路で住宅街区を形成される場合は災害時の避難、救援が難しい。

2—下水道

①水路・下水管渠

水路、下水管渠の復旧は補助事業で実施するため、原型復旧を原則としている。しかしながら、合流式や分流式の汚水管渠を復旧する場合には、管路の材質を柔軟性があり耐震上有利な塩ビ製に、可能な限り変更することとしている。又、管渠とマンホールの接続部については、地震の衝撃や変位を吸収できるよう柔軟な構造に変更するなどの耐震性の向上に努力している。

復旧事業の総延長は約38km、総額は推計約90億円となっている。

②処理場・ポンプ場

下水道の基幹施設である処理場やポンプ場の復旧では、徹底した耐震対策を実施することとしている。

既存施設の場合は、耐震診断を行い逐一必要な箇所を

道路補修課での対応

震災直後は、まず、倒壊した建物の廃材・瓦礫・液状化による堆積土砂を、一刻も早く道路上から撤去して、機能回復を図ることが最優先と考えた。

その一方で、主要道路が各地で寸断された影響で、消火や救助救出活動に向かう車が渋滞に巻き込まれ立ち往生する光景があちこちで見られた。

早期復旧のため、日夜各占有者との工程調整と合わせて、市民の代替輸送のバス路線補修の応急工事を進めるが、国道43号・国道2号の復興救援物資ルート指定による通行規制のため、主要道路の交通マヒで復旧作業が思うように進まぬ日々が4月の下旬頃まで続いた。

また、橋梁と道路との取付部の段差が大きい所で1m近くにもなり、その据り付けをするのにアスファルト合材を軽自動車に積んで穴埋めをする、道路の陥没により公共下水道管が破損し汚泥が道路に流出したため、仮パイプを接続して応急措置をする、また被害の激しい箇所は、バリケード等で通行規制し立看板を設置する、などの作業を行った。

国道171号の門戸高架橋の落橋による市道中津浜線への迂回による交通渋滞、南の方では西宮大橋の通行止めによる復興物資の大型車両が小曾根線に流れ込み、鳴尾浜へのアクセス道路の小曾根跨橋の仮受工事も並行して施行した。住民からの、路面のクラック、震動等の苦情、要望の電話がひっきりなしに鳴り響いた。

また、一番悩まされたのは、雨である。

被災した道路排水施設の側溝は至る所がガレキで埋め尽くされ、排水不良で宅地に流出して土砂崩れを誘発して二次災害の危険があった。

応急に土砂清掃を行い、一時的に仮パイプで排水施設を設け、法面にはビニールシートで覆い、土砂流出を防止する工事を施行するのが精一杯であった。

そしてまた、道路上に倒壊した家屋の廃材等を撤去する際に、個人の財産の所有権の問題で承諾書をもらうため、所有者を探すのに相当の時間と労力を費やし、トラブルも多かった。今後は、法的手段の簡素化によりスピーディに対処できるよう考えるべきである。

本市は、西は掘切川から東は武庫川まで、二級河川は7本南北に流れており、これに国道43号と国道2号、171号といった主要幹線道路が東西に走り、橋梁の落下・通行規制等の制約があると、市内の道路事情は完全にマヒしてしまう。

災害に強い、橋梁も含めた道路整備、まちづくりを考えた復興を図っていかねばならない。

補強していくが、特に今回被害の集中した放流渠や配管廊などの地下埋設物の被害箇所には、地震の衝撃やその後の地盤変位に対応できる伸縮性のある継手を設置することとしている。又、施設を更新したり新設する場合には、耐震性に優れた構造や機器を採用していくこととしている。

これらの復旧に要する費用は推計で約37億円となっている。

なお、下水道の復旧業務には、1月24日から3月31日までの間に57の自治体から延3,422人の応援をいただいた。

3—公園

公園等災害復旧事業の概要及び進捗状況は表4-3-4、4-3-5のとおりである。

また、全壊、半壊など家屋の被害が多く、応急仮設住宅の申込は1万4千世帯に達した。仮設住宅建設のため、公園の野球場、テニスコート、陸上競技場をはじめ、1,000㎡程度の公園まで建設用地として提供し、仮設住宅が建設されることとなった。現在53公園で2,569戸の仮設住宅が建設されている。今後仮設住宅が撤去された後、野球場やテニスコートなど公園の復旧に多額の費用が必要となる見込である。

表4-3-4 復旧事業概要

種別	箇所面積	復旧箇所面積	復旧予定金額(千円)	工事発注予定件数	適用
公園等	277 157.1㎡	48 33.2㎡	(312,116) 376,294	34	鳴尾浜臨海、樋之池、夙川河川敷緑地、中央運動公園 他44公園
墓園	3 33.9㎡	2 25.4㎡	(123,513) 123,513	6	溝池谷墓園、中野(白水峡)墓園
計	280 191.0㎡	50 58.6㎡	(435,629) 499,807	40	

* () 内数字は補助対象事業額

表4-3-5 災害復旧工事進捗状況

種別	項目	10月末日	11~12月	1月	計
公園等	発注件数(件)	23	11	0	34
	発注金額(千円)	237,122	139,172	—	376,294
	発注率(%)	68	100	—	100
墓園	発注件数(件)	6	0	0	6
	発注金額(千円)	123,513	—	—	123,513
	発注率(%)	100	—	—	100
計	発注件数(件)	29	11	0	40
	発注金額(千円)	360,635	139,172	—	499,807
	発注率(%)	73	100	—	100

4—港湾施設等

県港湾管理者において、主要防波堤及び海岸保全施設については、防災上の観点から、台風時期までに早期機能回復を図り、主要岸壁等(甲子園地区3バース、西宮地区3バース)の港湾施設については、平成7年9月頃を目途に復旧を図ろうとした。また、西宮大橋については、被災の程度が甚大であることから、復旧に日時を要するため、仮設道路を設置し応急対応を図った。平成7年11月25日に仮復旧し、一部自動車が通行可能となった。(平成8年5月22日本格復旧した。)

市としては、上記のように県港湾管理者の動きを始めとして、震災により大きな被害を受けた埋立地のライフライン、西宮大橋をはじめとする港湾施設や海岸施設等の被災状況や応急復旧、本格復旧の見通しについて、県港湾管理者、警察等関係機関と連携を密にしながら、正確かつ迅速な情報の収集に努めるとともに、その情報を関係団体や地元を提供し、種々の協議・調整を行った。

資料4-3-1

「阪神・淡路大震災—兵庫県の1カ月の記録」より作成

9. 施設復旧(2) 土木施設等の復旧 カ港湾：海岸施設

1月18日 尼崎港管理事務所管内の尼崎西宮芦屋港西宮地区の西宮大橋の被害状況を確認、P3及びP6がせん断亀裂を生じており、直ちに通行止めとした。

23日 西宮大橋の調査について、本四公団と打合せた。

24日 西宮大橋の現地調査を開始し、コンサルタントによる復旧工事の設計を開始した。(2月11日まで)

30日から2月2日にかけて

運輸省海岸・防災課補佐官来県。現地調査及び指導、西宮大橋応急復旧現地協議。

2月6日 西宮大橋復旧検討委員会を開催。被災のメカニズムの検討、復旧工法の提案を行い、港湾課、尼崎港管理事務所、コンサルタントによる復旧工法の打合せを行う。

2月11日 西宮大橋仮設道路工法の断面を決定する。

4 公共施設等の復旧

1 住宅

①市営住宅

地震発生直後の1月17日から20日にかけて被災状況の把握に努め、入居者が早急に日常生活に戻れるように復旧を行う必要があった。

そのためライフライン、危険箇所の除去、排水管、浄化槽、受水槽、高架水槽、エレベーター等の調査点検を行うとともに、日常生活に不可欠なものを最優先に応急復旧に努めた。

応急復旧と並行しながら、住棟内外の調査を行い住戸内を優先に復旧工事を行うものとして、緊急度合を1～3段階に分類し復旧工事に努めた。

ライフラインの復旧に合わせて、住戸内においては玄関ドア、サッシ、ガラスの破損部の入替え、衛生器具の補修取替え、そして壁、襖、床、壁のヒビ割れ補修を順次進め現状回復を図った。

屋外関係においても、汚水、排水管、団地通路、擁壁等の復旧工事を行い、日常生活に支障ある部分の復旧工事に努めた。

住棟の外壁については、地震により生じたヒビ割れから雨水等の侵入を防ぐために樹脂を注入し、コンクリート欠落部には樹脂モルタルを成型し、化粧材を塗布し耐用年数の復元を図った。

又、屋上の防水槽を補修し、震災により損傷を受けた屋外構築物の復旧を図った。特に、上ヶ原四番町団地19号棟、上ヶ原七番町団地1・2号棟、上ヶ原八番町団地4号棟計4棟(172戸)は建替えを行わなければならない程の被害を受けたため、仮設住宅162戸の建設を行った。さらに、建物周辺地の被害の大きな住棟、建物傾斜が著しく大きな住棟については、財団法人日本建築総合試験所に調査依頼を行い、その調査結果に基づき、基礎、壁、柱等の補強及びジャッキアップ工事を行い、建物の現状回復を図った。これらの災害復旧事業は、県、国の災害指定を受け「阪神・淡路大震災に係る公営住宅の災害復旧事業」により実施された。

主な復旧工事は、以下のとおりである。

- 東町2丁目団地2号棟：ジャッキアップ工法による沈下修正工事（工事費 約352,000千円）
- 上ヶ原四番町団地20・21号棟：柱、壁補強及び基礎補強工事（工事費 約198,000千円）
- 上ヶ原七番町団地3号棟 壁補強及び基礎補強工事、4号棟壁、基礎ジャッキアップ工法

による沈下修正工事（工事費 約289,000千円）

- 上ヶ原七番町団地5・6号棟：ジャッキアップ工法による沈下修正工事（工事費 約865,000千円）

- 仮設住宅建設工事：市営住宅用地甲陽園本庄町他12カ所162戸建設（工事費 約554,000千円）

- 全壊による建替住宅（再建設）

・上ヶ原四番町団地19号棟 鉄筋コンクリート造 5階建 30戸

着工 平成8年1月 竣工 平成9年1月

・上ヶ原七番町団地1・2号棟 鉄筋コンクリート造 7階建112戸

着工 平成8年1月 竣工 平成9年3月

・上ヶ原八番町団地4号棟 鉄筋コンクリート造 5階建 30戸

着工 平成8年1月 竣工 平成9年1月

（事業費 約2,700,000千円）

②改良住宅

地震発生後、多くの入居者が避難し2割程度しか生活していなかった状況のなかで早急に日常生活の場を確保する必要があった。そのため、独自に作成した住戸内部被害調査の結果をもとに日常生活に不可欠なものを優先し復旧に当たった。

まず、住民の足となるエレベーターの復旧をはじめ電気・水道・ガス・排水設備のライフラインの点検を実施した。続いて防犯のため損傷を受けた玄関ドア、窓ガラスを取替えて施錠できるようにし順次生活基盤の確保に努めた。その結果、これらの工事が進むにつれ入居者も避難所から戻り始めた。

続いて倒れた家具等で損傷を受けた壁・床・建具等の住戸内部の補修に着手し、併せて建物に生じたひび割れに樹脂を注入しコンクリートの欠落部に樹脂モルタルで成型して現状の回復を図った。

7月からは全棟において、地震により生じた外壁のひび割れから雨水等が侵入するのを防ぐためそれらに樹脂を注入、コンクリートの欠落部に樹脂モルタルを充填後、化粧材を塗布し耐用年数の復元を図った。また屋上の防水槽を補修して雨漏りを防止し、同時に震災により損傷を受けた屋外構築物の復旧を行った。

さらに財団法人日本建築総合試験所の調査報告に基づき1号棟・3号棟・10号棟の梁に鉄骨等による部分的な補強および建物の傾斜が著しかった24A号棟・青木町住宅についてジャッキアップ工法による建物の建て起こし工事に着手した。

これらの復旧工事は、国・県の災害査定を受け「阪神・淡路大震災に係る既設改良住宅等災害復旧事業」によ

り実施された。おもな構造補強工事は、以下のとおりである。

〈1号棟〉

エレベーター棟と住戸棟との接続部の梁に鋼板による補強工事を行い耐震性能の復元を図った。

〈3号棟〉

エレベーター棟と住戸棟との接続部の天井に鉄骨梁等による構造補強を行うと同時に1階の集会室の壁のひび割れや亀裂に樹脂を注入し修復を行った。

〈10号棟〉

エレベーター棟と住戸棟との接続部の梁や南北の階段室における階段スラブ受け梁に鋼板による補強工事を行った。また1階のピロティー部分に耐震壁を新設し耐震性能の復元を図った。

〈24A号棟・青木町住宅〉

建物に著しい傾きが生じたため、安全な居住性を復元させるためにジャッキアップ工法により沈下修正工事を行った。このような工事は、高層住宅では入居者に仮移転を求めて行うのが一般的であるが、多くの市民が避難所生活を余儀なくされている状況のなかで、入居者の理解と協力を得て居住したままで行うことが出来た。この工事は、入居者の安全を最優先にしながら建物の使用や機能を出来るかぎり妨げずに、かつ極めて限られた空間でしかも近隣の建物や周辺に有害な影響を与えないように厳しい制約と条件下で行われた。

2 学校園

①学校教育施設の復旧

震災翌日から実施した緊急被害調査により、全ての学校園が何らかの被害を受け、その中でも校舎等の被害が大きく、その使用を禁止としたことにより教室不足を生じる10学校園については、2月初めより仮設教室の建設に着手し、6月末までに普通教室に換算して272教室を建設、併せて空調機を設置し教育の場の確保を図った。

表4-4-1 仮設教室の設置状況

使用禁止処置をとった15校園については、文部省委託の建築構造専門家に調査を依頼し、9校園の13棟、4校の渡り廊下が半壊と認定され改築が必要となり、5校、5棟が補強を必要とすることとなった。

改築対象学校園については、まず改築計画素案を立て、学校関係者との協議に入るとともに建築設計に着手し、一方、改築計画を地元関係者に説明の上協力を要請するなど、早期竣工に向け業務を進めた。大社幼稚園の管理

棟は平成8年3月末に竣工、香櫨園小学校・上ヶ原小学校・上ヶ原南小学校の校舎棟、甲東小学校の体育館棟、上ヶ原中学校・甲陵中学校の校舎棟、苦楽園中学校の体育館棟、西宮高校の校舎棟は平成9年3月末竣工を予定している。

改築に至らず補強となった香櫨園小学校・苦楽園小学校・広田小学校・段上小学校の校舎棟、西宮高校の体育館棟については、再度建築構造専門家に補強方法等が適切であることを確認し、平成7年度中に補強工事を完了した。（西宮高校体育館棟は平成8年7月完了）

これら以外の全学校園の被害については、被災当初より緊急に危険を排除する必要があるため、倒壊物の撤去、段差の解消・亀裂の補修等を行うとともに、プールについては、体育授業の確保や地域開放を考慮し夏には使用ができるように、損傷の大きな西宮高校を除きプール槽の漏れ等応急補修工事を行った。引き続き補修工事に入っているが、多種多様で膨大な被害箇所のため9人の技術担当職員だけでは、補助申請・工事設計・監理等の業務を遂行することは難しく、一級建築士の資格を持つ3人の嘱託職員を増員し、平成7年度中に全学校園の補修工事を完了した。学校園施設の震災復旧予算は、備品費等を含めて約160億円を要する。

②学校園の再開

ア、学校園の再開の日

1月30日(月)に全87学校園のうち72校園が再開した。この日の出席率は幼稚園で67%、小学校で82%、中学校で90%となった。その後は、避難者の状況、校舎の損傷、通学路の危険状況等を勘案して、31日には神原小学校・上ヶ原中学校、2月1日には夙川・安井・津門・上ヶ原南の4小学校、2月6日には大社・広田・甲東の3小学校と大社幼稚園、2月10日には門戸幼稚園が再開した。交通事情の影響で遅れていた西宮養護学校が2月20日に再開し、全校園が揃った。2月20日からは簡易給食を始め、全日授業ができるようになった。西宮高校と西宮東高校は1月21日に、西宮西高校は1月30日に登校し、それぞれの状況に応じた授業の再開に取り組んだ。

表4-4-2 学校再開日の状況

表 4-4-1 仮設教室の設置状況

区 分	仮設教室 (A+B)					平成6年度 A					平成7年度 B					備 考
	普通 教室	特別 教室	管理 諸室	給食 室	合計	普通 教室	特別 教室	管理 諸室	給食 室	合計	普通 教室	特別 教室	管理 諸室	給食 室	合計	
小 学 校	香 榎 園	14	12			26	14			14		12			12	特別教室(音楽2、 図工、理科、視聴 覚、図書)
	広 田	16			3	19	16		3	19						
	甲 東		8			8						8			8	特別教室(図工、図 書、家庭科、視聴 覚)
	上ヶ原	17	10	6		33	15		6	21	2	10			12	特別教室(理科、図 工、音楽、家庭科、 多目的)
	上ヶ原南	15		3		18	15		3	18						
	段 上	17		1		18	17		1	18						
中 学 校	上ヶ原	19	22	5	3	49	19		3	3	25		22	2	24	特別教室(理科、被 服、調理、図書、木 工、金工、美術、L L、C P、音 楽、多 目的)
	甲 陵		16			16							16		16	特別教室(金工、木 工、理科2、音楽2、 美術、多目的)
高 校	西 宮	31	25.5	23.5		80	28		12	40	3	25.5	11.5		40	特別教室(生物、調 理、被服、化学、物 理、LL、視聴覚、音 楽、美術、書道、地 学)
幼 稚 園	大 社		2	3		5		2	3	5						特別教室(遊戯室)
合 計		129	95.5	41.5	6	272	124	2	28	6	160	5	93.5	13.5	112	

※ 教室数は全て普通教室の広さに換算した数字



仮設教室での授業風景 (香榎園小学校)

表 4-4-2 学校再開日の状況

校 名	H7.1.10 在 籍 数	学 校 再 開				
		再 開 日	在 籍 数	転 出 等	出 席	欠 席
浜 脇 小	832	1/30	725	107	680	45
香 櫛 園 小	863	*	648	215	525	123
安 井 小	532	2/1	442	90	358	84
夙 川 小	901	*	452	449	468	+16
北 夙 川 小	786	1/30	577	209	467	110
菩 桑 園 小	423	*	410	13	318	92
大 社 小	593	2/6	252	342	327	+75
神 原 小	410	1/31	314	96	280	34
甲 陽 園 小	711	1/30	686	25	531	155
広 田 小	943	2/6	396	547	527	+131
平 木 小	438	1/30	339	99	293	46
甲 東 小	806	2/6	520	286	496	24
上 ャ 原 小	788	1/30	640	148	563	77
上 ャ 原 南 小	606	2/1	550	56	463	87
段 上 小	739	1/30	614	125	552	62
段 上 西 小	487	*	361	126	324	37
樋 ノ 口 小	706	*	635	71	564	71
高 木 小	763	*	575	188	434	141
瓦 木 小	573	*	416	157	419	+3
深 津 小	394	*	360	34	322	38
瓦 林 小	517	*	389	128	389	0
上 甲 子 園 小	557	*	474	83	438	36
津 門 小	629	2/1	583	46	520	63
春 風 小	800	1/30	675	125	672	3
今 津 小	747	*	710	37	674	36
用 海 小	526	*	444	82	420	24
鳴 尾 小	527	*	489	38	489	0
南 甲 子 園 小	991	*	985	6	912	73
浜 甲 子 園 小	323	*	317	6	302	15
東 甲 子 園 小	250	*	245	5	214	31
高 須 東 小	557	*	469	88	469	0
高 須 南 小	891	*	775	116	775	0
高 須 西 小	841	*	838	3	745	93
鳴 尾 東 小	814	*	821	+7	760	61
鳴 尾 北 小	1,066	*	1,063	3	949	114
小 松 小	752	*	749	3	719	30
山 口 小	694	*	714	+20	697	17
北 六 甲 台 小	676	*	686	+10	672	14
船 坂 小	68	*	71	+3	71	0
名 塩 小	486	*	496	+10	482	14
東 山 台 小	276	*	280	+2	264	16
生 瀬 小	403	*	391	12	365	26
計	25,685		22,576	4,112	20,909	1,667
養 護 学 校	61	2/20	59	2	51	8

校名	H7.1.10 在籍数	学 校 再 開				
		再開日	在籍数	転出等	出席	欠席
浜 脇 中	760	1/30	717	43	632	85
大 社 中	962	〃	856	106	811	45
苦 菜 園 中	557	〃	554	3	462	92
上ヶ 原 中	726	1/31	686	40	611	75
甲 陵 中	768	1/30	713	55	649	64
平 木 中	444	〃	408	36	352	56
甲 武 中	677	〃	659	18	614	45
瓦 木 中	860	〃	820	40	738	82
深 津 中	423	〃	393	30	374	19
上 甲 子 園 中	646	〃	632	14	604	28
今 津 中	567	〃	548	19	528	20
真 砂 中	562	〃	559	3	529	30
鳴 尾 中	728	〃	725	3	698	27
浜 甲 子 園 中	473	〃	471	2	460	11
鳴 尾 南 中	581	〃	578	3	552	26
高 須 中	556	〃	556	0	529	27
学 文 中	665	〃	664	1	637	27
山 口 中	656	〃	657	+1	645	12
塩 瀬 中	564	〃	562	2	543	19
計	12,175		11,758	417	10,968	790
浜 脇 幼	54	1/30	23	31	20	3
用 海 幼	24	〃	22	2	19	3
夙 川 幼	52	〃	42	10	15	27
越 木 岩 幼	41	〃	38	3	20	18
大 社 幼	95	2/6	78	17	37	41
芦 原 幼	36	1/30	35	1	15	20
上ヶ 原 幼	70	〃	54	16	35	19
門 戸 幼	67	2/10	65	2	36	29
高 木 幼	90	1/30	71	19	38	33
瓦 木 幼	79	〃	72	7	43	29
春 風 幼	71	〃	68	3	48	20
今 津 幼	53	〃	38	15	34	4
鳴 尾 西 幼	39	〃	39	0	33	6
南 甲 子 園 幼	35	〃	32	3	23	9
浜 甲 子 園 幼	36	〃	35	1	28	7
高 須 西 幼	78	〃	76	2	59	17
鳴 尾 東 幼	70	〃	70	0	48	22
鳴 尾 北 幼	34	〃	25	9	25	0
小 松 幼	67	〃	66	1	51	15
山 口 幼	95	〃	95	0	91	4
名 塩 幼	54	〃	54	0	50	4
生 瀬 幼	58	〃	53	5	47	6
計	1,298		1,151	147	815	336

※「出席」欄には学籍異動をともなわない仮入学を含む

イ、子どもたちの転出入

この震災により、家屋に被害を受けた家庭等の約4,600人の児童生徒が難を逃れて市外に移動したが、市外等の区域外に移動した子供たちで、従来の学校に区域外通学を希望する場合が少なくなかった。その場合、交通機関が復旧していない中での通学の安全、震災による心の痛

手と転校による精神的・肉体的負担が加重にならないこと等を勘案しつつ、保護者と学校・教育委員会が協議のうえ、子どもたちにとって最善となるよう配慮した。

表 4-4-3 児童・生徒及び学級数の推移

小学校 児童数・学級数年度比較

学校名	7年5月1日		6年5月1日		7年-6年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
浜 脇 小	732	23	838	25	-106	-2
香 榎 園 小	679	25	867	28	-188	-3
安 井 小	411	16	528	19	-117	-3
夙 川 小	738	24	916	27	-178	-3
北 夙 川 小	701	22	801	24	-100	-2
苔 楽 園 小	378	12	414	13	-36	-1
大 社 小	430	19	601	19	-171	0
神 原 小	368	14	409	15	-41	-1
甲 陽 園 小	646	21	704	22	-58	-1
広 田 小	786	28	949	29	-163	-1
平 木 小	378	14	450	15	-72	-1
甲 東 小	661	21	796	24	-135	-3
上ヶ原 小	648	23	780	24	-132	-1
上ヶ原南 小	545	18	613	18	-68	0
段 上 小	675	21	740	23	-65	-2
段 上 西 小	411	16	485	16	-74	0
樋ノ口 小	679	22	694	21	-15	1
高 木 小	616	21	787	24	-171	-3
瓦 木 小	519	18	581	19	-62	-1
深 津 小	358	12	404	13	-46	-1
瓦 林 小	508	20	518	18	-10	2
上甲子園 小	525	17	558	17	-33	0
津 門 小	551	19	633	20	-82	-1
春 風 小	725	23	813	24	-88	-1
今 津 小	688	22	749	23	-61	-1
用 海 小	496	17	536	19	-40	-2
鳴 尾 小	494	19	539	19	-45	0
南甲子園 小	970	27	994	27	-24	0
浜甲子園 小	342	13	329	13	13	0
東甲子園 小	238	8	266	10	-28	-2
高 須 東 小	572	18	562	18	10	0
高 須 南 小	908	27	905	27	3	0
高 須 西 小	781	24	851	25	-70	-1
鳴 尾 東 小	781	25	853	26	-72	-1
鳴 尾 北 小	1,053	32	1,074	32	-21	0
小 松 小	717	22	766	23	-49	-1
山 口 小	723	22	656	20	67	2
北六甲台 小	657	19	657	20	0	-1
船 坂 小	70	6	69	6	1	0
名 塩 小	468	14	481	15	-13	-1
東 山 台 小	297	12	266	11	31	1
生 瀬 小	376	12	411	12	-35	0
合 計	24,299	808	26,843	843	-2,544	-35
養 護 学 校	60	25	63	27	-3	-2

中学校 生徒数・学級数年度比較

学校名	7年5月1日		6年5月1日		7年-6年	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
浜 脳 中	720	24	764	23	-44	1
大 社 中	860	27	965	28	-105	-1
苦 楽 園 中	542	16	558	16	-16	0
上ヶ 原 中	671	18	716	19	-45	-1
甲 陵 中	657	21	760	22	-103	-1
平 木 中	352	12	445	14	-93	-2
甲 武 中	584	20	675	20	-91	0
瓦 木 中	790	25	863	25	-73	0
深 津 中	391	13	429	13	-38	0
上甲子園中	648	19	649	18	-8	1
今 津 中	529	17	566	17	-37	0
真 砂 中	539	15	562	16	-23	-1
鳴 尾 中	703	21	735	22	-32	-1
浜甲子園中	470	13	480	13	-10	0
鳴 尾 南 中	590	17	588	17	2	0
高 須 中	584	17	562	16	22	1
学 文 中	642	18	669	18	-27	0
山 口 中	659	19	645	18	14	1
塩 瀬 中	538	16	558	16	-20	0
合 計	11,462	348	12,189	351	-727	-3

高等学校 生徒数・学級数年度比較

学校名	7年5月1日		6年5月1日		7年-6年	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
西 宮 高 校	982	25	1,037	26	-55	-1
西 宮 東 高 校	1,022	26	1,074	27	-52	-1
西 宮 西 高 校	344	12	357	12	-13	0
合 計	2,348	63	2,468	65	-120	-2

幼稚園 園児数・学級数年度比較

幼稚園名	7年5月1日		6年5月1日		7年-6年	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数
浜 臨 幼	54	3	53	3	1	0
用 海 幼	23	1	28	1	-5	0
夙 川 幼	63	3	52	3	11	0
越 木 岩 幼	54	2	38	2	16	0
大 社 幼	79	4	90	3	-11	1
芦 原 幼	29	3	35	2	-6	1
上ヶ 原 幼	69	3	71	3	-2	0
門 戸 幼	55	3	63	3	-8	0
高 木 幼	82	3	84	3	-2	0
瓦 木 幼	82	3	78	3	4	0
春 風 幼	68	4	70	3	-2	1
今 津 幼	67	3	56	3	11	0
鳴 尾 西 幼	48	2	36	2	12	0
南甲子園幼	18	1	31	1	-13	0
浜甲子園幼	26	1	36	2	-10	-1
高 須 西 幼	109	4	80	3	29	1
鳴 尾 東 幼	75	3	68	3	7	0
鳴 尾 北 幼	26	1	33	1	-7	0
小 松 幼	67	3	66	3	1	0
山 口 幼	95	3	91	4	4	-1
名 塩 幼	59	2	53	2	6	0
生 瀬 幼	56	2	55	2	1	0
合 計	1,304	57	1,267	55	37	2

ウ、教育課程の編成

○いろいろな授業形態

校舎の損壊、避難所利用などで教室が確保できなかったり、水道が出ないためトイレ使用に限界があった。給食もできなかったのが当分間は短縮授業を行った。また、避難所や遠距離から通学する子ども等への配慮も必要で、校区内でも通学の安全も考え、登校時間を遅らせたり、時間差登校や、隔日授業などで対処した。

広田小、上ヶ原小、上ヶ原南小、上ヶ原中、瓦木中は2部授業を行った。

校舎に大きな損壊のあった上ヶ原中は、3年生は自校で学習できたが、1・2年生は大社中の教室を借りての2部授業だった。

各校とも短い在校時間や限られたスペースなどの悪条件の中で、単位時間を縮小したり、休み時間を削減したり、1教室に複数学級が入って合同授業を行うなどの工夫を行い対処した。

○7年度新学期のスタート

例年なら、春季休業期間は3月26日から4月6日までである。震災により、多くの子どもたちが、居住地からの異動（転出等）を余儀なくされており、このような状況からみて、新年度のスタートにあたり、早期に子どもの実態を把握の上、推進体制を整える必要があった。このため、本年度限りの措置として、関係規則の改正を行い、春季休業の終わりを1日早め、始業式を4月6日とした。小学校の入学式は例年より1日早めた。

○学力充実に向けて

震災後の臨時休業などにより、授業時間数が減少した。これに対応した子どもの学力充実が大きな課題となった。そのため、授業の質を高める面と授業時間の量的な確保の二つの面から改善を図る必要があった。

具体的には、時間割り編成等の工夫、各教科の教材等の精選、学校行事や各教科外の活動の精選、短縮授業の見直しといった授業時数の工夫改善に努めた。加えて、指導内容や指導方法の工夫改善に努めるとともに、補充のための授業等必要な措置を長期的な見直しの上に立って進めている。

○夏季休業前後の短縮授業の見直し

子どもの学習負担を考慮しながら、授業時間を1時間でも多くする工夫として、各学校ではいろいろな取り組みがなされたが、その一つとして、夏季休業前後の短縮授業期間を見直すことが行われた。その結果、短縮授業日数の平均は、小学校で6.3日（前年度11.3日）、中学校で7.9日（前年度14.1日）となった。

エ、学校行事

○いろいろな場所での卒業式・入学式

体育館が使用できない学校では、最も重要な行事である卒業式の場所を確保することは大きな悩みであったが、他の学校等の施設の提供によってこの問題を乗り切ることができた。

苦楽園中は県立西宮北高校で、甲陵中は関西学院で、浜脇小は浜脇中で、香櫨園小は甲陽学院中で、安井小は夙川ラケットクラブで行った。

自校で行った学校でも、運動場で2中学・4小学校が、教室などで1中学・7小学校が行い、体育館を使わなかった学校は小・中学校合わせて14校あった。

入学式もまた不自由な環境の中であったが、私立学校等の厚意や各校の工夫によって、記念に残る入学式を行うことが出来た。

表4-4-4 平成6年度卒業式、7年度入学式



「くじけてたまるか！」笑顔いっぱいでの入学式
(4月7日・安井小学校)

表4-4-4 平成6年度卒業式、7年度入学式

平成6年度卒業(園)式

学校名	月日	場 所	男子	女子	計
浜 脇 小	3月20日	浜 脇 中 体 育 館	82	74	156
香 櫛 園 小	3月20日	甲 陽 学 院 中 学 校 講 堂	79	82	161
安 井 小	3月20日	夙 川 ラ ケ ッ ト ク ラ ブ	61	45	106
夙 川 小	3月20日	体 育 館	83	83	166
北 夙 川 小	3月20日	体 育 館	79	78	157
苦 楽 園 小	3月20日	体 育 館	55	34	89
大 社 小	3月20日	ラ ン チ ル ー ム	54	42	96
神 原 小	3月20日	体 育 館	30	32	62
甲 陽 園 小	3月20日	体 育 館	59	65	124
広 田 小	3月20日	運 動 場	90	67	157
平 木 小	3月20日	図 書 室	33	31	64
甲 東 小	3月20日	各 教 室	72	70	142
上 ッ 原 小	3月20日	体 育 館	78	57	135
上 ッ 原 南 小	3月20日	視 聴 覚 室	58	50	108
段 上 小	3月20日	多 目 的 室	69	55	124
段 上 西 小	3月20日	中 庭 (な わ と び 広 場)	46	29	75
樋 ノ 口 小	3月20日	体 育 館	60	62	122
高 木 小	3月20日	運 動 場	91	64	155
瓦 木 小	3月20日	体 育 館	53	42	95
深 津 小	3月20日	体 育 館	33	40	73
瓦 林 小	3月20日	体 育 館	41	44	85
上 甲 子 園 小	3月20日	図 書 室	54	47	101
津 門 小	3月20日	運 動 場	52	52	104
春 風 小	3月20日	運 動 場	75	78	153
今 津 小	3月20日	体 育 館	75	69	144
用 海 小	3月20日	体 育 館	58	41	99
鳴 尾 小	3月20日	体 育 館	41	49	90
南 甲 子 園 小	3月20日	体 育 館	79	92	171
浜 甲 子 園 小	3月20日	体 育 館	23	30	53
東 甲 子 園 小	3月20日	体 育 館	31	22	53
高 須 東 小	3月20日	体 育 館	42	33	75
高 須 南 小	3月20日	体 育 館	62	79	141
高 須 西 小	3月20日	体 育 館	82	75	157
鳴 尾 東 小	3月20日	体 育 館	85	80	165
鳴 尾 北 小	3月20日	体 育 館	98	78	176
小 松 小	3月20日	体 育 館	59	85	144
山 口 小	3月20日	体 育 館	58	49	107
北 六 甲 台 小	3月20日	体 育 館	58	72	130
船 坂 小	3月20日	体 育 館	3	5	8
名 塩 小	3月20日	体 育 館	49	45	94
生 瀬 小	3月20日	体 育 館	40	32	72
東 山 台 小	3月20日	体 育 館	38	14	52
		計	2,468	2,273	4,741
浜 脇 中	3月13日	体 育 館	125	127	252
大 社 中	3月13日	体 育 館	169	151	320
苦 楽 園 中	3月13日	県 立 西 宮 北 高 校 体 育 館	107	92	199

学校名	月日	場 所	男子	女子	計
上 ッ 原 中	3月13日	南 館 各 教 室	151	117	268
甲 陵 中	3月13日	関 西 学 院 中 高 等 部 講 堂	132	123	255
平 木 中	3月13日	体 育 館	81	83	164
甲 武 中	3月13日	体 育 館	133	121	254
瓦 木 中	3月13日	運 動 場	148	139	287
深 津 中	3月13日	体 育 館	79	72	151
上 甲 子 園 中	3月13日	体 育 館	103	101	204
今 津 中	3月13日	体 育 館	101	95	196
真 紗 中	3月13日	体 育 館	111	95	206
鳴 尾 中	3月13日	体 育 館	140	117	257
浜 甲 子 園 中	3月13日	運 動 場	82	68	150
鳴 尾 南 中	3月13日	体 育 館	89	100	189
高 須 中	3月13日	体 育 館	94	89	183
学 文 中	3月13日	体 育 館	107	129	236
山 口 中	3月13日	体 育 館	111	109	220
塩 瀬 中	3月13日	体 育 館	105	97	202
		計	2,168	2,025	4,193
西 宮 養 護	3月17日	感 覚 運 動 室	6	3	9
		計	6	3	9
西 宮 高	2月28日	小 講 堂	185	170	355
西 宮 東 高	2月28日	東 高 校 ホ ー ル	190	160	350
西 宮 西 高	2月25日	小 講 堂	50	13	63
		計	425	343	768
浜 脇 幼	3月17日	遊 戯 室	11	10	21
用 海 幼	3月18日	遊 戯 室	15	8	23
夙 川 幼	3月17日	ホ ー ル	11	10	21
越 木 岩 幼	3月18日	遊 戯 室	19	21	40
大 社 幼	3月18日	プ レ ハ ブ 園 舎 遊 戯 室	38	29	67
芦 原 幼	3月18日	遊 戯 室	13	10	23
上 ッ 原 幼	3月18日	遊 戯 室	21	19	40
門 戸 幼	3月17日	ホ ー ル	16	21	37
高 木 幼	3月18日	遊 戯 室	33	27	60
瓦 木 幼	3月18日	遊 戯 室	26	24	50
春 風 幼	3月18日	遊 戯 室	19	21	40
今 津 幼	3月18日	多 目 的 ホ ー ル	13	13	26
鳴 尾 西 幼	3月18日	保 育 室	5	4	9
南 甲 子 園 幼	3月17日	遊 戯 室	13	20	33
浜 甲 子 園 幼	3月18日	遊 戯 室	20	16	36
高 須 西 幼	3月18日	遊 戯 室	19	29	48
鳴 尾 東 幼	3月18日	遊 戯 室	20	19	39
鳴 尾 北 幼	3月17日	遊 戯 室	16	17	33
小 松 幼	3月18日	遊 戯 室	18	19	37
山 口 幼	3月18日	遊 戯 室	35	32	67
名 塩 幼	3月18日	ホ ー ル	20	10	30
生 瀬 幼	3月18日	ホ ー ル	17	15	32
		計	418	394	812

平成7年度入学（園）式

学校名	月日	場 所
浜 脇 小	4月7日	浜脇中学校体育館
香 櫛 園 小	4月7日	甲陽学院中学校講堂
安 井 小	4月7日	運 動 場
夙 川 小	4月7日	体 育 館
北夙川小	4月7日	体 育 館
苦 楽 園 小	4月7日	体 育 館
大 社 小	4月7日	ラ ン チ ル ーム
神 原 小	4月7日	体 育 館
甲 陽 園 小	4月7日	体 育 館
広 田 小	4月7日	教 室
平 木 小	4月7日	図 書 室
甲 東 小	4月7日	ワ ー ク ス ペ ース
上ヶ原小	4月7日	体 育 館
上ヶ原南小	4月7日	視 聴 覚 室
段 上 小	4月7日	多 目 的 室
段上西小	4月7日	中庭（なわとび広場）
樋ノ口小	4月7日	体 育 館
高 木 小	4月7日	運 動 場
瓦 木 小	4月7日	体 育 館
深 津 小	4月7日	図 書 室
瓦 林 小	4月7日	体 育 館
上甲子園小	4月7日	運 動 場
津 門 小	4月7日	視 聴 覚 室
春 風 小	4月7日	図 書 室
今 津 小	4月7日	体 育 館
用 海 小	4月7日	体 育 館
鳴 尾 小	4月7日	体 育 館
南甲子園小	4月7日	体 育 館
浜甲子園小	4月7日	体 育 館
東甲子園小	4月7日	体 育 館
高 須 東 小	4月7日	体 育 館
高 須 南 小	4月7日	体 育 館
高 須 西 小	4月7日	体 育 館
鳴 尾 東 小	4月7日	体 育 館
鳴 尾 北 小	4月7日	体 育 館
小 松 小	4月7日	体 育 館
山 口 小	4月7日	体 育 館
北六甲台小	4月7日	体 育 館
船 坂 小	4月7日	体 育 館
名 塩 小	4月7日	体 育 館
東 山 台 小	4月7日	体 育 館
生 瀬 小	4月7日	体 育 館
浜 脇 中	4月10日	体 育 館
大 社 中	4月10日	体 育 館
苦 楽 園 中	4月10日	県立西宮北高校体育館

学校名	月日	場 所
上ヶ原中	4月10日	南 館 各 教 室
甲 陵 中	4月10日	運 動 場
平 木 中	4月10日	体 育 館
甲 武 中	4月10日	体 育 館
瓦 木 中	4月10日	運 動 場
深 津 中	4月10日	体 育 館
上甲子園中	4月10日	体 育 館
今 津 中	4月10日	体 育 館
真 砂 中	4月10日	体 育 館
鳴 尾 中	4月10日	体 育 館
浜甲子園中	4月10日	格 技 室
鳴 尾 南 中	4月10日	体 育 館
高 須 中	4月10日	体 育 館
学 文 中	4月10日	体 育 館
山 口 中	4月10日	体 育 館
塩 瀬 中	4月10日	体 育 館
西宮養護	4月11日	感 覚 運 動 室
西 宮 高	4月10日	小 講 堂
西宮東高	4月10日	東 高 校 ホ ール
西宮西高	4月11日	小 講 堂
浜 脇 幼	4月12日	遊 戯 室
用 海 幼	4月12日	遊 戯 室
夙 川 幼	4月12日	ホ ール
越 木 岩 幼	4月12日	遊 戯 室
大 社 幼	4月12日	プレハブ園舎遊戯室
芦 原 幼	4月12日	遊 戯 室
上ヶ原幼	4月12日	遊 戯 室
門 戸 幼	4月12日	ホ ール
高 木 幼	4月12日	遊 戯 室
瓦 木 幼	4月12日	遊 戯 室
春 風 幼	4月12日	遊 戯 室
今 津 幼	4月12日	多 目 的 ホ ール
鳴 尾 西 幼	4月12日	保 育 室
南甲子園幼	4月12日	遊 戯 室
浜甲子園幼	4月13日	遊 戯 室
高 須 西 幼	4月12日	遊 戯 室
鳴 尾 東 幼	4月12日	遊 戯 室
鳴 尾 北 幼	4月12日	遊 戯 室
小 松 幼	4月12日	遊 戯 室
山 口 幼	4月12日	遊 戯 室
名 塩 幼	4月12日	ホ ール
生 瀬 幼	4月12日	ホ ール

○震災により日程を変更した修学旅行

震災は市立学校の修学旅行にも大きな影響を与えた。西宮高校は2月6日～10日（4泊5日）に信州へ行く予定にしていたが、日程を短縮して4月16日～19日（3泊4日）に、西宮東高校も2月4日～8日（4泊5日）の信州の予定を7月13日～14日（1泊2日）に変更し、三重県（合歡の郷）で実施した。西宮西高校は予定どおり6月21日～24日（3泊4日）に長崎方面で実施した。

○陸上競技場・市立体育館が使えない中学校総合体育大会

西宮市中学校総合体育大会は、総合開会式・陸上競技・サッカー・野球を関西学院大学（中・高等部含む）で、体操を武庫川女子大学で、サッカーを甲陽学院中学校で、卓球は甲武中学校で、ソフトテニスは大社中学校・深津中学校で、それぞれ会場を変更して開催した。

○運動場が使えない学校の運動会・体育大会

自校の運動場で体育大会・運動会が実施できない学校園は、幼稚園1園（大社）、小学校5校（香櫨園・広田・上ヶ原・上ヶ原南・段上）、中学校1校（上ヶ原）、高等学校1校（西宮）であった。ほとんどが近隣の市立学校を借用したが、関西学院大学サッカー場・伊丹スポーツセンター陸上競技場・児童遊園地等を借用したところもあり、いずれの学校の関係者も、児童生徒の移動に伴う安全面や会場設営等に細心の注意をはらって実施した。

表4-4-5：仮設教室設置校での運動会実施状況



香櫨園小学校の友愛運動会

オ. 仮設校舎

○他の学校を使った授業

香櫨園小学校では、普通教室18、特別教室3が使用禁止の状態になり、1月30日の学校再開が困難な状況にあった。3～6年生は自校で授業を再開したが、1～2年生は教室が不足していたため、私立香櫨園幼稚園の6教室を借り、3学期末まで合同授業を実施した。また、上

表4-4-5 仮設教室設置校での運動会実施状況

学校名	仮設教室数 (クラス)	運動会 実施日	特記事項
大社幼稚園	5	10/7(土)	地域の古見児童遊園地で実施
香櫨園小学校	26	10/1(日)	浜脇小学校の運動場で実施
広田小学校	19	10/1(日)	平木中学校の運動場で実施
甲東小学校	8	10/1(日)	狭い運動場の中で工夫をこらし実施
上ヶ原小学校	33	10/10(祝)	地域諸団体と共催し、甲陽中学校運動場で実施
上ヶ原南小学校	18	10/1(日)	関西学院大学サッカー場で実施
段上小学校	18	10/14(土)	段上西小学校運動場で実施
上ヶ原中学校	49	9/27(水)	関西学院大学サッカー場で実施
甲陽中学校	16	9/23(祝)	自校の運動場で実施 (仮設教室は正面玄関の前庭と中庭に建設)
西宮高校	80	10/18(水)	伊丹市スポーツセンター陸上競技場で実施

(上記以外の学校園は自校園の運動場で実施)

ヶ原中学校では校舎の大半が破損し、使用できるのは7教室だけとなった。1月31日の学校再開から2月18日まで1年生が大社中学校で午後3時間の授業を行った。その後、3月4日までは1、2年生が関西学院大学で午前午後の平常の授業を実施した。

○体育授業

小学校6校（香櫨園・広田・甲東・上ヶ原・上ヶ原南・段上）、中学校1校（上ヶ原）、高校1校（西宮）に仮設校舎を建築した。近隣の私立学校（関西学院、甲陽学院中）の施設借用、年間指導計画の入れ替え、狭い場所で出来る教材の工夫、教室での体育学習等により授業時間を確保した。また、運動場や体育館が使えない学校での体育のあり方についての研修も行い、効果的な教材・教具の開発、指導方法等を研究した。

○運動クラブ

仮設校舎の建った上ヶ原中学校と西宮高等学校では、運動場の7割が使用出来なくなった。平日には割り当て日を決めて活動したり、土曜日や休業日には近隣の学校との合同練習や練習試合を行っている。

また、仮設住宅の建った中学校4校（甲武・今津・浜甲子園・鳴尾南）、高等学校1校（西宮東）では、ソフトテニス・バスケットボール・バレーボール・サッカー等のコートが使えなくなったため、運動場や中庭にコートを移設する等の対応をして、それぞれの運動クラブの活動に、出来る限り支障をきたさないように配慮している。

表4-4-6：学校敷地における応急仮設住宅の建設状況

表 4-4-6 学校敷地における応急仮設住宅の建設状況

学校名	学校概要 (平成7年5月1日現在)			応急仮設住宅の建設状況				
	敷地面積 ㎡	学級数 学級	児童生徒数 人	建設戸数 戸	仮設使用面積 ㎡	着工日	完成日	入居日
鳴尾北小	20,791	32	1,053	18	1,200 (グラウンド)	7.3.25	7.4.21	7.5.20
甲武中	20,757	20	584	50	2,700 (バレーボールコート)	7.3.25	7.4.21	7.5.21
今津中	20,848	17	529	20	1,270 (バレーボールコート)	7.3.25	7.4.21	7.5.19
浜甲子園中	18,959	13	470	25	1,100 (バスケットボールコート)	7.3.25	7.4.26	7.5.20
鳴尾南中	23,118	17	590	20	1,250 (バレーボールコート)	7.3.25	7.4.21	7.5.21
西宮東高校	50,532	26	1,022	152	8,000 (サッカー場)	7.2.15	7.3.27	7.4.6



第2グラウンドに仮設住宅の建設始まる
(西宮東高校)



完成間近い仮設住宅 (西宮東高校第2グラウンド)

カ. 防災教育

○通学路の安全確保

1月27日の臨時校園長会で、至急通学路を点検のうえ、1月末までに危険箇所を報告を求めた。この報告に基づき、道路補修課・警察当局等への改善を依頼し、順次復旧が進んでいる。

○登下校の安全

通学路は、建物などの倒壊で寸断され、大幅な変更を余儀なくされた。各校園では、PTAや地域の人々の協力で別ルートを探した。激震地の校園では安全なルートを求めるのが困難であった。このため、保護者付き添いで登下校をしたり、PTAや地域の人々に危険箇所にも立ってもらったり、道路標識を特設したりして登下校の安全確保に努めた。

○余震の中での避難訓練

再び地震が発生したとき、子どもが安全に避難できるように避難訓練を行った。各校園では、避難者に配慮し、放送施設を利用せずに携帯マイクで行ったり、反対に、避難者に呼びかけて合同で行ったりした。どの校園も、震災体験を踏まえて、従来と違った避難訓練を実施した。

○ライフラインが復旧しない中での教育活動

避難所運営のノウハウを生かして、水の確保と衛生面の配慮に努めた。トイレの水洗には、プールなどからバケツで水を運んだ。トイレの中には、使用したペーパーを捨てる袋などを置き、便器に流さないよう指導した。校舎内のトイレは小便のみの使用とし、大便是仮設トイレを使用するようにした学校もあった。感染予防のためクレゾールを撒き、手洗い用に消毒液を入れた洗面器を置いた。おしぼりやお茶を家庭から持参させた校園もあった。

ガス器具を使用する理科や家庭科などの実習は、他の器具で代替したり、卓上用のガスボンベを利用して行った。

○防災教育協力校

県教育委員会は、今後の学校における防災教育のあり方を検討し、新たな防災教育の指導内容や指導方法を確立するために、特に震災の影響を強く受けた学校による防災教育協力校を設置した。(小学校：6校、中学校：6校、盲・聾・養護学校：1校、高校：2校計15校)

本市からは、大社小学校、上ヶ原中学校の2校が、「災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化に関すること」「学校における防災教育に関すること」の部会調査研究に加わった。

キ. 学校給食の再開

○簡易給食での再開

学校の給食室の状態(ガス、水道、各機器)、物資の調達・配送等が復旧するまで、全校一斉の「簡易給食での学校給食再開」に踏み切る。

・2月20日(月)から実施。

・物資の調達では、「パン」に関しては業者が全壊しているため、宝塚市・伊丹市の業者に供給を依頼。

・給食内容は、水道が復旧していないため、手を洗わなくても食べられるよう全て個々に包装された物を基本とした。

・献立は、5つのメニューを基本とし毎週繰り返して実施する「サイクルメニュー」とした。

表4-4-7 簡易給食献立表

(小学校)

献立 A ①		献立 B ②		献立 C ③	
ロールパン(40g)	1こ	ロールパン(40g)	1こ	ロールパン(60g)	1こ
牛乳	1こ	ブルーベリージャム	1袋	ホルンチーズ	1こ
マーガリン	1こ	牛乳	1こ	牛乳	1こ
チキンソーセージ	1本	チーズケーキ(50g)	1こ	ポルウィンナー	1本
焼きもち(90g)	1本	チーズかまぼこ	1本	キウイ(50g)	1袋
カットパン(35g)	1袋	ブルー(20g)	1袋		

献立 D ④		献立 E ⑤	
ロールパン(40g)	1こ	ロールパン(60g)	1こ
パンケーキ(50g)	1枚	いちごジャム	1袋
牛乳	1こ	牛乳	1こ
マーマレード	1袋	アーモンドチーズ	1こ
チキンソーセージ	1本	ポルウィンナー	1本
ネーブル(40g)	1袋	いよかん(40g)	1袋

(中学校)

献立 A ①		献立 B ②		献立 C ③	
ロールパン(40g)	1こ	ロールパン(50g)	1こ	ロールパン(70g)	1こ
牛乳	1こ	ブルーベリージャム	1袋	ホルンチーズ	1こ
マーガリン	1こ	牛乳	1こ	牛乳	1こ
チキンソーセージ	1本	チーズケーキ(50g)	1こ	ポルウィンナー	1本
焼きもち(100g)	1本	チーズかまぼこ	1本	キウイ(50g)	1袋
カットパン(35g)	1袋	ブルー(20g)	1袋	プリン	1こ
ジョア	1こ				

献立 D ④		献立 E ⑤	
ロールパン(50g)	1こ	ロールパン(50g)	1こ
パンケーキ(50g)	1枚	いちごジャム	1袋
牛乳	1こ	牛乳	1こ
マーマレード	1袋	アーモンドチーズ	1こ
チキンソーセージ	1本	ポルウィンナー	1本
ネーブル(40g)	1袋	ホットケーキ(50g)	1枚
スイートポテト	1こ	いよかん(40g)	1袋

○完全給食の実施

実施可能な学校(水道・ガスが復旧し、給食室の設備等の使用が可能になった学校)から、完全給食を実施。

●3月6日(月)から実施。

●3月6日から実施した学校は、小学校42校の内26校、中学校19校の内9校、養護学校1校の計36校。

メニュー(3月6日)……

(小学校)パン、牛乳、コーンクリームシチュ

一、生野菜、いちごジャム
(中学校) パン、牛乳、バター、すきやき風、
ダイコンサラダ

- 米飯給食は、完全給食実施校について、3月8日(水)より実施。
- 4月まで、完全給食が実施できなかった学校は、小学校10校、中学校1校の合計11校であった。



2月20日から簡易給食の実施(浜脇小学校)

ク、亡くなった子どもの追悼

震災のため死亡した子どもが在籍した学校園では、学校を再開した日に冥福を祈って黙祷をささげた。葬儀には友だちだった子どもも参加し、弔辞を述べた。また、震災1ヶ月を迎えた2月17日には、全学校で一斉に半旗を掲げ黙祷した。さらに学校園によっては、「震災の記録集」に名前を残したり、「復興の鐘」などを新設したりして亡くなった子どもを追悼している。

ケ、震災特例

○震災の影響下で行われた高校入試

震災により神戸・阪神地区を中心に高等学校も大きな被害を受け、また受験を目前にしていた中学生の状況を考慮し、高等学校の入試日程等が変更された。

県内私立高校では2月15日を中心に予定されていた試験日が2月26日に変更され、中には学力検査を中止し書類審査のみで合否判定をした学校もあった。

県内公立高校では、臨時的措置がなされ入学考査料の免除(平成7年1月31日付教財第712号)、出願資格・手続き・日程等の変更(平成7年2月13日付教阪第2835号の2)等の配慮がされた。

しかし、震災により市外・県外に転出した生徒15人、西宮学区外を受験した生徒32人、高校合格発表後すぐに転出した生徒9人等、進路変更を余儀なくされた生徒も多かった。

○震災により死亡した児童生徒に対する卒業証書

震災は、1,000人を超える多くの市民の生命を奪ったが、その中には、卒業を目前にしていた小学校6年生6

人、中学校3年生8人も含まれていた。卒業認定に配慮を検討していたところ、県教育委員会より「平成7年度兵庫県南部地震における被災地域の児童生徒の各学年の課程の修了及び卒業の認定等への配慮について」(平成7年1月30日付兵庫県教育長発)の通知があり、今回の震災の特例として在校生と同一の卒業証書が授与されることとなった。また、震災により転出した児童生徒については、原則として学籍のある学校で卒業証書を授与するが、学籍はないが震災前の在籍校での授与を希望する場合にも、卒業証書(但、卒業番号なし)を授与するなどの配慮を行った。

○教員の特別配置

児童・生徒の数が著しく減少した小学校(浜脇小学校など42校中30校)と中学校(浜脇中学校など19校中12校)では、特別措置として、震災直前の1月16日現在で新年度を見込んだ学級数での教員の決定を行った。これは、震災直後に転出した児童・生徒が平成7年度末までに元の学校に帰ってきた場合に適切な受け入れ等に対応できるようにと配慮したものである。

さらに、学級数が激減した小学校(香櫨園小学校など10校)と中学校(浜脇中学校など2校)には、それぞれ小学校延べ15人と中学校延べ3人の教員を配当した。これは、主として、児童・生徒への教育相談、指導援助や生活の指導を行ったり、転出した児童・生徒に関する情報の収集や連絡並びに相談を行うためである。

コ、同和教育

関係校園への支援体制をとるため、1月23日より校外学級の専任指導員を、関係三小三中学校へ派遣し、復旧作業に協力するとともに、地域児童・生徒の安否確認、教育相談、学力保障の活動にあたった。

また、同和教育推進教員と協力し、地域児童生徒の被災状況等について実情調査を行った。2月6日現在の児童・生徒の通学の状況は、親戚・知人宅からの通学は、小学校で62人、中学校で36人、計98人であり、避難所や車中よりの通学が小学校で35人、中学校で32人、計67人であった。

今回の突然の大地震は、甚大な被害をもたらした反面、人として生きる大切なものを浮かび上げさせ再認識する機会を私たちに与えてくれた。生命の大きさ、重さ。自然への畏敬の念。人とのふれあい、思いやり。水や物の大切さなど、今まで気付かなかったこと、忘れていたことの再認識。共に生きることのすばらしさ・大切さ、温かいところなどである。今後、これらの実体験を、同和教育の原点として生かしていくことを共通認識し、その教材化に取り組む計画である。

3 社会教育施設

①施設の復旧

青少年海の家は、建築後1年を経過していないことから、現建物の使用できる建材を活用して同敷地内に復旧することとし、武道場を含めエレベーター塔の傾斜等何らかの被害を受けている公民館21館・中央図書館・中央体育館等は、平成7年度中に全施設の補修工事を完了した。社会教育施設の震災復旧予算は、備品費等を含めて約5億円を要する。

また、応急仮設住宅が社会教育関連施設に建設されており、その状況は次のとおりである。

表4-4-8 社会教育関連施設における応急仮設住宅の建設状況

施設名	建設戸数 戸	敷地面積 ㎡	完成日	入居日
中央運動公園野球場 1次	90	10,000	7.2.11	7.2.27
2次	30		7.3.27	7.4.1
中央運動公園陸上競技場	144	14,000	7.7.20	7.7.27
中央運動公園テニスコート	48	3,500	7.3.29	7.4.5
中央体育館分館運動場	59	3,100	7.3.25	7.4.5
能登運動場	84	4,200	7.2.10	7.2.23
樋之池公園テニスコート	24	1,200	7.3.2	7.3.5
鳴尾浜臨海公園 野球場	192	13,800	7.3.24	7.4.4
テニスコート	157			
上田西公園多目的広場	80	5,100	7.2.11	7.3.1

※市内における応急仮設住宅の建設総戸数は4,901戸である。
学校敷地には285戸(5.8%)、社会教育関連施設には908戸(18.5%)が建設された。

②公民館

ア. 公民館の再開

震災後、日が経ち、人々の生活も落ち着きを取りもどすなかで、従来公民館を利用していた多くの市民、グループ、地域団体から、早期の公民館再開を望む声が増しに強く聞かれるようになった。一方、仮設住宅への入居も進み、公民館の避難者も徐々に減少してきた。

こうした状況のなか、早期再開の要望に応じて、当初から避難者がゼロの山口・塩瀬公民館を3月1日から、続いて3月20日から学文・高須公民館を再開した。

その後、避難者数の動向を見ながら、また、避難者の理解と協力を得て、残りの公民館についても一部再開も含めて、下記のとおり再開を進めていった。

公民館では、9月25日に、最後の避難者が自宅や仮設住宅に移り、震災後約9ヶ月を経て避難所としての役割を終え、社会教育施設としての活動が戻ってきた。

表4-4-9 公民館の再開状況

公民館名	再開日	公民館名	再開日
山口	3月1日	瓦木	7月10日
塩瀬	3月1日	春風	7月20日(9/1全館開館)
学文	3月20日	中央	9月11日
高須	3月20日	夙川	9月11日
鳴尾東	5月8日	浜藤	9月11日
神原	6月5日	段上	9月11日(10/1全館開館)
南甲子園	6月5日	高木	9月11日(9/25全館開館)
鳴尾	6月20日	上ヶ原	9月11日(9/25全館開館)
用海	6月20日	若竹	9月11日
越木岩	7月10日	甲東	10月1日改築開館
今津	7月10日(9/1全館開館)	大社	12月18日改築開館
上甲子園	7月10日		(一部再開を含む)

イ. 公民館事業の再開

公民館主催事業については、4月以降、学校の教室や体育館などを使った子ども映画会、校庭での親子グラウンドゴルフ大会や、県立甲山森林公園での親子バードウォッチング、甲東公民館梅林での梅の実狩りなど、公民館以外の建物や野外で、創意工夫を凝らして実施した。

また、7月からは、公民館の再開に伴い、使用できる公民館や学校施設で同和教育、青年講座などを実施し、夏休みには子どもを対象とした工作・陶芸・料理講座や子ども映画会を実施した。さらに、10月からは、全公民館で平常どおり事業を再開した。

公民館活動推進委員会事業については、7年度は、推進員の改選の年にあたっていたが、震災の影響で選出が遅れて、ようやく7月に推進員が決まり、8月1日から推進委員会事業も本格的に再開することとなった。

③体育施設・スポーツ活動

北部地域の運動施設は4月から使用を再開し、避難所や物資置場となっていた各地区体育館も8月から順次開館又は一部再開した。被害の大きかった武道場は11月から2月末まで、中央体育館は年末から3月末まで補修工事を行った。各運動施設の再開状況は、表4-4-10のとおりである。

表4-4-10 体育施設の再開状況

このように体育施設の使用が困難であったため、震災以降6年度の各種スポーツ教室は中止し、7年度においても種目・回数を減少して実施している。

市制70周年記念宮つ子サッカー大会や4月～6月の市民ファミリーハイキングなどは中止した。「西宮市民体育大会」は7月9日に民間施設を借用して総合式典を開催し、その後学校などの施設を利用して23種目の競技を行った。また、夏以降から屋外でのスポーツ奨励事業を

表 4-4-10 体育施設の再開状況

施設名	再開日	再開状況
中央体育館	平成8年4月11日	12月27日まで無料開放（1月から工事着工）
中央体育館武道場	平成8年3月11日	12月14日から工事着工
中央運動公園運動施設	——	応急仮設住宅建設
西宮スポーツセンター	平成7年7月15日	ゴルフ練習場、マシンルーム、フィットネスルームなどの使用再開（温水プール、サウナは閉鎖中）
中央体育館分館	平成7年10月1日	全館開館（野球場は応急仮設住宅建設） 11月5日 運動場北面使用開始
今津体育館	平成7年8月16日	一部開館（7月28日～8月15日無料開放） 12月15日 全館開館
鳴尾体育館	平成7年8月16日	一部開館（7月28日～8月15日無料開放） 12月1日 全館開館
甲武体育館	平成7年8月16日	一部開館（7月28日～8月15日無料開放） 12月15日 全館開館
北夙川体育館	平成7年8月16日	全館開館（7月28日～8月15日無料開放）
能登運動場	平成7年10月3日	会議室開館（運動場は応急仮設住宅建設）
樋之池公園運動施設	——	応急仮設住宅建設
鳴尾浜臨海公園運動施設	——	応急仮設住宅建設
流通東公園運動施設庭球場 同 野球場 同 体育館	平成7年4月10日 平成7年5月15日 平成7年9月16日	使用開始 使用開始 使用開始
高座山公園施設運動場野球場	平成7年4月10日	使用開始
船坂多目的広場	平成7年4月25日	使用開始（4月25日～5月31日自由使用）

再開した。

学校体育施設開放事業については、ほとんどの小学校の体育館が避難所になり、グラウンドも6校に仮設校舎が建設されており、十分に活動できる状況ではなかった。その中で他地区との合同練習や交流試合を行うなど少しずつ再開されていった。学校の避難所が解消されてからは地区体育振興会の運営体制も整い、「日曜少年少女スポーツクラブ」などの体育事業が再開された。

また、市民のスポーツの場を確保するため、10月から住友銀行甲子園グラウンド、11月から兵庫医科大学グラウンドの一部を借り受け、市民への提供を行っている。

④青少年活動

ア. 青少年施設

青少年海の家は、県が行う海の家周辺の護岸の修復工事に合わせて、平成7年度末に再建を行った。甲山青年の家は、甲山、社家郷山の両教育キャンプ場とともに5月以降は通常の業務となった。

表 4-4-11 青少年教育施設の再開状況

施設名	再開日	再開状況
甲山青年の家	5月1日	全面開所
甲山教育キャンプ場	5月1日	全面開所
社家郷山教育キャンプ場	5月1日	全面開所
青少年海の家	——	平成8年4月開所

イ、青少年育成事業等

震災直後は、被災した青少年を対象として、ホームステイの受け入れ申し込みが、また春・夏休みには、様々な招待事業が寄せられ、学校、避難所、青少年団体に、これらの事業の案内広報を行い、多くの青少年が参加した。

3月から概ね月に1度、教育キャンプ場などで、家族ふれあい事業等を開催した。また7月から「少年野外教室」を、9月から「リーダー講習会」を開催した。その他、海洋活動を体験する「ヨット講習会」を7月に、家族のふれあいを深める「ファミリーキャンプ」及び小学校6年生を対象にした「サマーキャンプちろりん村」を8月に行った。

ウ、各種青少年育成団体の活動

青少年愛護協議会は、学校や公民館など避難所への炊き出しや街頭募金を行い、避難所や応急仮設住宅を訪ね、子どもたちのメッセージを添えた花束を届けるなどした。また、「ひょうごっ子きょうだいづくり事業」に取り組むとともに、11月には「震災をとおしての社会参加」をテーマに中学生フォーラムを開催した。

子ども会協議会は、子どもたちの活動の場が著しく狭められているなかで、遊びを中心に様々な体験を通して子どもの育成を図っている。1月～2月に予定していた事業は、中止や繰り延べをしたが、7年度は概ね例年どおりの事業を行っている。

ボーイスカウトは、震災直後から団をあげて学校や公民館での昼夜にわたる救援、奉仕活動にボランティアとして活躍した。

ガールスカウトは、震災直後から中学、高校生のリーダーを中心に避難所の炊き出しなどのボランティア活動に従事した。

エ、青少年補導センターの活動

1、2月の補導活動や進路指導員などの会合は中止となったが、各地区の補導委員は、被害を被りながらも、被災地の中での巡回活動を積極的に行い、4月末には全38班の補導委員の活動が復活した。

⑤その他の社会教育活動

婦人会は、地域に密着した活発な奉仕活動を展開した。また、西宮ユネスコ協会は、フレンテの展示コーナーを利用し、被災児童が描いた絵も含めた世界児童画展を行うなど事業の継続に努めた。生涯学習の情報提供は、5カ月間停止したものの、6月から月1回の情報提供を再開し、使用できる集会・スポーツ施設や催し物の紹介に努めた。2月に実施予定の家庭教育振興市民会議は中止した。

PTAは、避難所になっている学校において炊き出しなどの救援活動を行うとともに、子どもの安全活動など活発な地域活動を展開した。

⑥図書館

図書館の再開に向け、地震直後から対応可能な職員で、散乱した図書を分類番号順に書架に戻す作業を進め、約2週間で排列作業を終了した。しかし、再開日は、他の公共施設の再開状況等を考慮して2月18日とし、それまでの間に、通常4月に行う蔵書点検を実施することとなった。但し、学習室については、家が倒壊し勉強する場所にも困っている受験生のことを考え、2月7日から再開した。開館時間は、図書館、学習室ともに午前10時～午後5時までとした。

このようにして、中央図書館、北部図書館は2月18日に再開。中央図書館では暖房もなく仮設トイレを使っていたが、635人の貸出人数があった。一方、北部図書館は震災の被害も少なかったためか、初日は390の方が貸出を受けられた。

また、移動図書館も、仮設住宅が建設されたり避難場所になっている箇所を除き、3月6日から再開。場所によっては200人近い人が来られた。

最後に残った分室も蔵書点検を済ませ、浜甲子園・段上分室は3月14日、越木岩分室は3月24日に再開、上ヶ原分室については、避難所となっていたことを踏まえ、8月15日に再開することとなった。

さらに、6月2日から、中央図書館・北部図書館の開館時間を元の午後6時（平日）に戻し、視聴覚室を9月19日に再開した。また、休止していた集会行事のうち、幼児対象の「お話し会」を5月から、「百雀会」「ビデオ映写会」を平成8年1月から再開し、震災から1年を経て、ほぼ元通りの図書館サービスが提供できるようになった。

⑦郷土資料館

ア、歴史資料の救出活動

地震直後から古文書担当嘱託職員は、すでに所在を確認していた歴史資料の状況調査と救出活動をおこなった。17件の調査を実施し、うち8件の古文書を郷土資料館の収蔵庫に保管した。救出には歴史資料保全情報ネットワークの協力があつた。また、民俗資料については民俗学担当嘱託職員が中心となって、8件について収蔵庫に運びこんだ。点数は1,000点を超えるであろう。このような救出活動は、5月末まで断続的に続いた。

郷土資料館常設展示室は4月はじめには、6月1日再開を決定し、以降の諸行事も規模を縮小しながらすべて実施することになった。常設展示室の復旧は、予算、時

間、アイデアの面から大きな改変は行わず、小さな地震対策を工夫しながら、少しずつ進めた。展示ケースの破損はあったが、さいわい展示資料に復旧不可能な致命傷はなく、ほぼ、地震前の状態に復元できた。

6月24日に行った地震後はじめての体験的展示「土よう展示室」には、10人の小学生たちが参加した。

イ. 埋蔵文化財発掘調査事業

埋蔵文化財発掘調査事業は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行う場合、本来、原因者負担によって発掘調査を行っていたものを、平成7～9年度については、震災復興を円滑に進めるため、復旧・復興にともなう工事に限り、発掘調査を国庫補助事業として教育委員会が実施するものである。

9月末現在の事業の状況は、埋蔵文化財の存否確認の照会は600件を超えているものの、発掘届出件数は当初予想したほど伸びていない。

⑧市民ギャラリー

市民ギャラリーは、8月に避難所を解消した後、環境整理を行い10月10日から一般利用を再開した。また、西宮芸術文化協会と共催で、同会美術部門の会員による美術展「起・生・創」を10月31日から11月12日の日程で開催した。

⑨芸術文化活動

西宮少年合唱団は、4月1日から、練習場として今津小学校の旧講堂を借りることができ、3月にできなかった定期演奏会のかわりに5月5日「がんばろうコンサート」を行い、市民に激励のメッセージを贈った。このことを新聞報道で知った滋賀県今津町のボランティアグループの方々は、「今津(町)と今津(小学校)に歌のかけ橋を」「被災地の少年合唱団を支援しよう」と7月16日「七夕コンサート」を開催してくださった。また、愛知県では、8月2日「阪神の亡き子たちに捧げる鎮魂歌」と名付けたコンサートに被災地西宮・神戸・宝塚3市の少年合唱団をまねき合同演奏会を開いてくださった。

また、西宮市吹奏楽団は、広いステージのある練習場をなかなか確保出来なかったが、西宮にとって常に良きライバルである尼崎市吹奏楽団からの呼びかけで6月18日に定期演奏会を合同で開催した。この甲斐があって、全日本吹奏楽コンクールに関西代表として尼崎市と西宮市がそろって出場し、共に金賞を勝ち取ることができた。

市内の合唱団のなかには、震災のために団員が亡くなったり、多くの団員が被災して活動できない状態の団などもあったが、それらの人々を励まし協力し合うために、西宮市合唱連盟が6月3日「元気をだして歌おう会」を開いた。これをきっかけに連盟が中心になって、被災地

で被災者自身の演奏会を開催するという積極的な運動が始まり、阪神間から近畿へ更に全国へと呼びかけは伝わっていった。そして、8月20日に県立総合体育館で、今の時期に相応しい、皆の気持ちにぴったりのベートーベンの第9シンフォニーを歌うつどいを開催した。群馬県や九州からも集まってくれた1,000人の合唱団、300人のオーケストラ、そして1,500人の来場者。もちろん西宮市からも合唱に200人、オーケストラに50人が参加した。

「立ち上がろうとする被災者と全国からの支援者がとが、音楽を通じて力をあわせ、心の復興に向けて確かな一歩を踏み出した」それが会場にいた全ての人の実感だった。

この感動的な演奏会は、その後の文化活動に大きな影響を与えていった。活動を停止していた西宮交響楽団が平成8年の定期演奏会に向けて塩瀬公民館で練習を再開。かぶとやま交響楽団は鳴尾会館でコンサートを開催。合唱団「遊」はコンクールでがんばり全国大会の近畿代表に選ばれた。

西宮芸術文化協会も自主事業で能と日本舞踊の古典芸能鑑賞会、平和への祈りコンサートの開催など、市民の文化活動再開へ力強い激励のメッセージを送った。

文化振興財団は、市民の心の復興のために、5月に少年合唱団の「がんばろうコンサート」を、また、6～7月にギャラリーフレンテにおいて「市所蔵美術品展」「文化事業ポスター展」や西宮芸術文化協会美術部門の小品展を8週間にわたり連続実施し、さらに、8月には、震災のショックで心に傷を負った子どもたちとお母さんのために、フレンテホールで「親と子のふれあいコンサート」を開催した。

なるお文化ホールでは4月・6月・8月に映画会を開催し、また、フレンテホール備え付けのプロジェクターによる初めてのハイビジョンシアターを情報システム課とNHKの協力を得て開催した。

⑩総合教育センター

平成7年度事業については、「宮水学園」は震災により会場となる多くの施設が被害を受け、会場確保が難しくなったため、選択課程を中止し、必須課程のみをなるお文化ホールで実施した。また、「ライフサイエンスセミナー」は、実施回数を8回から5回に減らして実施した。その他の事業については、多くの市民の各種講座に寄せる期待が非常に大きいものであることを踏まえ、概ね例年と同様の実施に努めた。

また、研究研修業務のなかで、特に地震に関連した次のような研修・研究を実施した。

○地震に関する特別研修

地震についての正しい知識を理解する研修を京都大学

防災研究所教授を講師に2月28日に実施した。地震後、余震についての流説が飛び交っていたので、教職員に正しい知識を与え、学校での不安解消を目的とした。

○地震に関する一般研修

地震について正しい理解をするため、小学校、中学校理科教職員を対象に次の研修を実施した。

表 4-4-12 研修実施状況

研修名	講師	実施日
小学校理科実験観察研修	兵庫教育大学教授	平成7年 4月27日
小学校理科実験観察研修 現地研修(淡路島・野島断層)	市立西宮高校教諭	8月23日
中学校理科教育研修第1回	大阪管区気象台主任技術専門官	6月19日
中学校理科教育研修第2回	神戸市立中学校教諭	8月30日
阪神・淡路大震災1周年特別研修	京都大学防災研究所教授他	平成8年 1月17日

○震災に関するストレスの委託研究

震災に伴うストレスを学級集団等の場でやわらげる手立てを研究するため、小学校教頭・教諭、指導主事による研究グループ「健康教育」を研究期間1年間で設置した。指導は神戸女学院大学助教授をお願いした。

①教育会館

教育会館は、震災後大会議室は4月末まで、和室・小会議室は5月末まで避難所となった。8月1日から10月10日までの間に被害箇所の補修工事を行い、また、中止していた事業の再開は、視聴覚ライブラリーの教材・機材の貸し出しについては2月から、会議室使用については、大会議室は5月初め、和室・小会議室は6月1日から、建物の補修工事期間中を除いて実施した。また、16mm映写機操作技術講習会は、例年春・秋に分けて行っていたものを秋にまとめて開催した。

②校外学級

ア、学校の復旧に協力した専任指導員

校外学級においては、当初、専任指導員の所在・安否確認を行いながら、臨時召集し、校外学級のとりあえずの復旧作業の計画と非常事態の中での当面の課題を確認した。

そのなかで、3教室に受け入れていた62人の避難者への対応は、同和教育部職員とベテラン指導員2人で行うこととし、若手指導員12人を三小三中に派遣して、学校の復旧と安定に向けて協力すると同時に、地域児童・生徒の指導にもあたることにした。元来校外学級は、対象地域児童・生徒の自立・向上を願って行っているものであるから、専任指導員を学校配置したとしても、それぞれの学校での地域児童・生徒の状況を日々情報交換し、

可能な手立てを講じる必要がある。そのため、専任指導員の勤務体制を変更し、校外学級の使命と学校復旧の課題を同時達成できるよう体制を組んだ。

イ、学校との連携で工夫した学力保障の取り組み

このような状況のなかで、今学期中は通常の校外学級は実施できないと考え、学習の場を失った地域の児童生徒が少しでも学習できるよう、当面、学習の場として自習室を2月1日から開室し、利用状況により指導体制を組織して充実していくこととした。

また、専任指導員は、関係校の学校復帰作業と今後の学校での進路の確立と学力補充の取り組みに協力するために当分関係学校に配置した。

この学力保障の取り組みの中から、中学校によっては受験を控えている生徒の避難場所を自校に移させ、夜も学習指導するという情熱あふれる指導へと発展したケースもあった。

ウ、余裕教室を使つての変形校外学級の開始

校外学級では、震災後学校復帰と教育機能回復のために専任指導員を関係学校に配置し協力していったが、簡易給食が開始された2月下旬には学校も徐々に安定を回復し始めており、また、学習の場としての自習室も、給食開始とともに利用者が相当増えてきた。

こうした状況の中で、校外学級としても本来の体制を整えていく必要があると考え、空き教室の利用や総合教育センターの教室を借用するなどして本来機能を回復させる体制を整備することとし、余裕教室を使つての変形校外学級を2月20日より実施した。

このため、対象地域の児童・生徒の避難所の関係で学校の方が学習の場として有効な場合等を除き、各学校に配置していた専任指導員の派遣は原則として解除することとした。

平成7年度からは、通常の形での校外学級を実施することとなった。

③三歳児保育学級

三歳児学級は、保育室などを整理し、2月7日より保育を再開した。当日は、16人の在籍のうち11人が出席した。園児の被害は、1人が後頭部に切傷を負ったが、他は無事であった。以降3月9日の卒園式まで、無事に保育を行うことができた。卒園式には、全員保護者同伴で登園し、なごやかな式となった。

平成7年度は、4月7日に三歳児保育学級説明会をおこなったが、震災による移転や避難のため、震災前に予定していた21人のうち6人しか出席できなかった。

4月19日に「保育始め式(第25回)」を実施し、平成7年度三歳児保育学級を開始した。男児6人、女児3人、

計9人が入園した。以降在籍児は、近隣の仮設住宅への入居や自宅の復旧により、7月に2人増で11人に、9月に1人増で12人に、11月に2人増で14人と増加している。

文教対策の取り組みは、「ともに生きる——教育のまち西宮——（西宮市教育委員会発行）」によると、下記のとおりとなっている。

表4-4-13 文教対策の取り組み

月日	項目	内 容
1/17	緊急対応	西宮市災害対策本部の指揮のもと、避難部を設置し、次の4点を当面の緊急対策として位置付け、取り組みを開始 (1) 学校園は17日～19日を臨時休業とすること (2) 学校園と連絡を密にし、園児児童生徒の安否に関する状況把握に努めること (3) 避難所の状況把握と避難者への対応に全力を注ぐこと (4) 施設の被害状況の把握と安全点検を実施すること
1/18	臨時休業	学校園に20日までの臨時休業と21日以降は別途指示することを通知
	学校園被災調査	施設部職員により、市立全87学校園の被害状況調査を緊急に実施 13校園の危険と思われる校舎への立入禁止を指示（～21日） 各学校園の危険箇所について応急補修工事に着手
1/19	転学・仮入学	学校園に「児童生徒の状況把握に努めること」等を通知するとともに、県教育委員会から指示を受けて、「転学または仮入学等を希望する児童生徒がある場合は、通常の手続きによらない転学等の措置を講ずること」を通知
1/20	臨時休業	学校園に28日までの臨時休業を通知
	文化財被災状況調査	指定文化財の被害状況調査を開始（～31日）
1/21	教育相談	総合教育センターの教育相談業務を再開（来所と電話相談）
	一斉登校	西宮高等学校と西宮東高等学校で全学年が登校、生徒の安否確認と今後の方針を説明
	給食室被災調査	各学校の給食室の被害状況調査を開始
	教科書等の無償給与	県教育委員会から「災害救助法の適用」について通知を受け、住家が全壊（全焼）・半壊（半焼）等の被害を被った児童生徒を対象に、学用品及び教科書の無償給与を決定
	安全点検の通知	震災にともない、小・中・高等学校に保管している実験用薬品類の安全点検について通知
1/23	公立高校推薦入学	2月初旬から予定されている公立高校推薦入試の日程の繰り下げを県教育委員会が決定
	学校給食	給食室の被害状況調査結果に基づき、被害を受けた41校の調理室設備、調理用備品等の修理、修繕、買い替え等を順次実施 給食用物資納入業者の7割が被害に遭い、特に、パン業者5社のうち4社が全壊したため、学校給食再開にむけて、学校給食会・県学校給食センターと連携し、パンの確保と納入可能な物資の調達について取り組みを開始
	社会教育施設等被災調査	施設部職員により、44社会教育施設等の被害状況調査を開始（～24日）
1/25	教育委員協議会	黙祷後、学校園等の被害状況及び避難所の状況を報告
	被災状況報告	県教育委員会を経由し、文部省へ学校園の被害状況を報告
	学校園備品被災調査	学校園備品の被害状況調査を開始
1/27	教科書	震災により教科書を紛失した小中学校児童生徒への配布用教科書が搬入
	校園長会	学校園の再開に向けて臨時校園長会を開催し、以下の指針を示す (1) 1月28日まで一斉休業日とすること (2) 避難者への配慮を行うとともに、理解と協力を得よう努めること (3) 再開が可能な学校園においては、1月30日より再開とすること (4) 学校給食の再開が不可能であるため、当分の間短縮授業とすること (5) 必要な教室数の確保が困難な場合（避難者数が多く、また、施設の損傷が著しい学校）においては、次の方法を検討すること ① 2部制による授業の実施 ② 学年毎の隔日制による授業の実施 ③ 同一校種間における教室の融通等による授業の実施等 (6) 学校生活上の安全確保に努めること (7) 通学路の安全確保等に努めること
1/28	被災状況報告	県教育委員会を経由し、文部省に社会教育施設等の被害状況を報告
1/28	教育相談ホットライン	震災にともなう児童生徒の教育に関する様々な電話相談に応じるため、教育相談ホットラインを設置（～4月10日）
1/29	文書メール	学校園等文書集配業務再開
1/30	学校園再開	72校園で学校教育活動再開 幼稚園22園のうち20園、小学校42校のうち34校、中学校19校のうち18校で再開 小、中学校の児童生徒32,871人のうち約84%の27,827人が登校、幼稚園児は1,114人のうち約67%にあたる742人が出席
	一斉登校	西宮西高等学校で全学年が登校、生徒の安否確認と今後の方針を説明
1/31	施設調査	文部省派遣建築技術者による学校危険度判定調査（～2月2日） 文部省派遣建築技術者による社会教育施設危険度判定調査
	学校再開	神原小学校、上ヶ原中学校再開
2/1	学校再開	安井・夙川・上ヶ原南・津門小学校、西宮西高等学校再開
	研修会だより	研修会だより特集号「子どもの心のケア」と「地震、特に活断層について」を学校園に配布

月日	項目	内 容
2/3	要 望 書	県教育長に次の災害復旧対策に関する要望書を提出 ① 公立学校施設及び社会教育施設災害復旧費国庫負担金等について ② 教職員の臨時的配置について ③ 平成7年度の学級編成及び教職員定数の配当等について ④ 学校給食等について
	保護者へのお知らせ	保護者に震災後の学校園の教育活動について、その状況と今後の方針等を説明する文書を配布
	学 校 再 開	西宮東高等学校再開
	学 校 給 食	県学校給食センターを通じて、宝塚市のパン組合と伊丹市のパン業者にパンの供給を依頼 パンを主食とした簡易給食実施のため献立作成及び物資調達を検討
2/4	学 籍	児童生徒の転出状況調査 被災を受けた地域における児童生徒の転出、特に小学校における転出が17%と大幅に進んでいることが判明。 (1) 対 象 市立小学校 42校 26,685人 (1月10日現在) 市立中学校 19校 12,175人 (1月10日現在) (2) 転出数 小学校転出児童数 4,542人 (17.0%) うち市外への転出数 4,416人 (16.5%) 中学校転出生徒数 473人 (3.9%) うち市外への転出数 466人 (3.8%)
2/5	仮 設 教 室	仮設教室(普通教室等)の建設始まる(～3月31日) 大規模損傷を受けた8校園の校舎代替のため、仮設教室の建設に着手 (香櫨園・広田・上ヶ原・上ヶ原南・段上小学校、上ヶ原中学校、西宮高等学校、大社幼稚園、普通教室160クラス分)
2/6	学 校 再 開	大社・広田・甲東小学校、大社幼稚園再開
2/6	学 用 品	第1次分の学用品(給与物品)発注
2/7	授業料等の免除	平成7年度兵庫県南部地震に伴う西宮市立高等学校入学考査料・入学科・授業料及び幼稚園入園料・保育料の免除について校園長に通知
2/7	図 書 館 再 開	中央図書館の学習室再開(利用者24人と昨年と同程度)
2/8	学 用 品	各学校の必要数に応じた教科書を配布
2/10	学 校 再 開	門戸幼稚園再開
2/10	学 用 品	学用品(給与物品)を上甲子園中学校体育館に搬入、教授物資及び学用品の仕分け、梱包
2/11	学 用 品	各学校へ配送(～12日)
2/13	教育委員会議	教育委員会議を開催 委員長あいさつ、黙祷 (1) 学校園等の被害状況及び学校園の授業再開等についての報告 (2) 条例改正案件の審議
	学 校 給 食	2月20日よりの簡易給食の再開を決定、再開に向けて給食室の清掃及び業者による消毒を実施
2/14	要 望 書	県教育長に次の災害復旧対策に関する要望書を提出 ① 校舎の解体及び校舎の新築復旧について ② 市と関連する法人立の施設の災害復旧について ③ 私立学校園施設の災害復旧に対する補助について
2/15	学 校 再 開	西宮高等学校再開
2/15	応急仮設住宅	西宮東高等学校サッカーグラウンドに応急仮設住宅の建設着工 3月25日に鳴尾北小学校、甲武・浜甲子園・鳴尾南・今津中学校の敷地に着工
2/16	学 用 品	第2次分の学用品(給与物品)発注
2/17	施設調査	文部省委託の日本建築学会学校建築委員会耐震性能小委員会よりの専門家が調査に入る(～24日)
2/17	卒業証書	震災で犠牲になった子どもに卒業証書授与の方針を学校園に通知
2/18	図 書 館 再 開	中央図書館と北部図書館再開
2/20	学 校 再 開	西宮養護学校再開、これをもって全学校園(87校園)が再開
	学 校 給 食	この日から西宮養護学校を除く全学校(42小学校、19中学校、1高等学校 計62校)で簡易給食を実施 メニューはパン、紙パック牛乳、ジャム・バター類、チーズ・ソーセージ類など
	校 外 学 級	空き教室を活用して校外学級再開
	あすなろ学級	適応指導教室「あすなろ学級」再開
2/25	卒 業 式	西宮西高等学校の卒業式(卒業生63人)
2/28	教育委員会行政方針	第6回臨時教育委員会議において、平成7年度西宮市教育委員会行政方針を決定 その主な内容は次のとおり ① 教育施設の早期の復旧 ② 臨時休業や短縮授業により減少した授業時数の確保 ③ 児童・生徒の心のケアの充実 ④ 防災教育、ボランティア教育の推進 ⑤ 創意と工夫をこらした社会教育の推進等
	卒 業 式	西宮高等学校(卒業生355人)、西宮東高等学校(卒業生350人)の卒業式
	研 修 会	社会・理科特別研修「地震のメカニズムを学ぶ」を開催(講師 京都大学防災研究所 住友則彦教授)

月日	項目	内 容
3/1	公民館再開	山口・塩瀬公民館再開
	就学通知	新小学生用約4千通、新中学生用約4千8百通の就学通知書を発送
	研修会	特別研修「震災を体験した子どもの心のケア」を開催 (講師 大阪看護大学 服部祥子教授)
3/2	要望書	県教育長に次の災害復旧対策に関する要望書の提出 ① 学校施設地域防災センターについて
	学用品	第2次分の学用品(給与物品)納品、これに併せて2月13日以降の救援物資の仕分け、梱包
3/3	学用品	第2次分の学用品(給与物品)、救援物資を各学校園に配送(～4日)
3/6	学校給食	本格的な学校給食(完全給食)再開 水道・ガスの復旧により26小学校、9中学校、1養護学校の計36校で再開 メニュー…(小)パンと牛乳、コーンクリームシチュー、生野菜、いちごジャム (中)パンと牛乳、バター、すきやき風、ダイコンサラダ
	図書館再開	移動図書館一部再開
3/13	卒業式	中学校で一斉に卒業式(卒業生徒数4,193人) 瓦木・浜甲子園中は運動場、上ヶ原中は教室、苦楽園中は県立西宮北高校体育館、甲陵中は関西学院中高等部礼拝堂を借りての卒業式
	施設調査	文部省・大蔵省現地調査……8学校園
3/14	図書館再開	浜甲子園・段上分室再開
3/15	施設調査	文部省・大蔵省現地調査……8社会教育施設
	教育相談	「心のケア」に関する来所案内ポスターを学校園、公民館等へ配布
3/17	卒園式・卒業式	西宮養護学校卒業式(卒業児童数9人)、幼稚園卒園式(～18日卒園児数812人)
3/20	卒業式	小学校で一斉に卒業式(卒業児童数4,741人) 運動場で実施…広田・高木・津門・春風小学校 視聴覚室、多目的室などで実施…大社・平木・甲東・上ヶ原南・段上・段上西・上甲子園小学校 他の施設を借りて実施…浜脇小学校(浜脇中体育館)、香櫨園小学校(甲陽学院中学校講堂)、安井小学校(夙川ラケットクラブ)
	公民館再開	学文・高須公民館再開
3/23	修了式	幼稚園修了式、西宮西高等学校修了式
3/24	図書館再開	越木岩分室再開
3/25	選抜大会	選抜高校野球大会の始球式に市内の小学校6年生4人が参加
	文部大臣視察	与謝野文部大臣が上ヶ原中学校を視察、修了式で激励の挨拶
3/27	修了式	小・中・養護学校修了式
3/27	修了式	西宮東高等学校修了式
3/30	修了式	西宮高等学校修了式
3/30	研修会	保護者を対象になるお文化ホールで特別講座「大人も子どもも心のケアを」開催(講師 大阪看護大学 服部祥子教授)
4/3	防災施設	災害時等に使用する防火水槽兼飲料用貯水庫を学校敷地等に設置することについて、関係部局と協議を開始
4/6	始業式	小、中、養護学校で一斉に始業式 (震災により児童生徒の居住地の異動が余儀なくされているので、早期に子どもの実態を把握し、新学期の推進体制を整えるため、本年度限りの措置として、始業式を1日早める)
	教材作成	社会科・理科の副教材として写真集「阪神大震災特集」を作成、小・中学校の授業で活用
4/7	入学式	小学校で入学式
4/10	入学式	中学校で入学式、西宮高等学校、西宮東高等学校で入学式
4/10	始業式	幼稚園、高等学校で始業式
4/11	入学式	西宮養護学校、西宮西高等学校で入学式
4/12	入園式	幼稚園で入園式(～13日)
4/17	施設調査	文部省・大蔵省現地調査(～21日)……8社会教育施設
4/22	週5日制	各学校園で学校週5日制の拡大で休業
4/24	心のケア	市立幼・小・中・高の全学校園で「担任、養護教諭、生徒指導担任者」等によって「震災による気になる子ども」の実態調査を4月24日、6月6日、9月12日の3回にわたって実施
	要望書	県教育長に次の災害復旧対策に関する要望書の提出 ① 学校施設新築復旧に伴う建物構造の強化等について
4/27	施設調査	文部省・大蔵省現地調査(～27日)……3社会教育施設
4/27	研修会	小学校理科実験観察研修「震災後の理科学習をどうすすめるか」 (講師 兵庫教育大学 山田卓三教授)
5/1	学校基本調査	学校基本調査を実施 小学校児童数 24,299人(△2,544人) 中学校生徒数 11,462人(△727人)()内は昨年度との比較
	青少年教育施設再開	甲山青年の家、甲山教育キャンプ場、社家郷山教育キャンプ場再開

月日	項目	内 容
5/8	施設調査	文部省・大蔵省現地調査（～11日）……5 社会教育施設
	公民館再開	鳴尾東公民館再開
5/9	防災施設	学校の余浴教室を活用して、非常食や物資保管の備蓄倉庫を設置することについて、関係部局との協議を開始
5/15	施設調査	建設省・大蔵省現地調査（5月23日の両日）……中央運動公園
5/22	施設調査	文部省・大蔵省現地調査（～26日）……21 学校園
5/25	教育相談	教育相談研修「震災にあった子どもたちの心のケアについて」を開催 （講師 神戸大学医学部 白瀧貞昭助教授）
6/5	公民館再開	神原・南甲子園公民館再開
6/12	施設調査	文部省・大蔵省現地調査（～16日）……14 学校園
6/19	研 修 会	中学校理科教育研修「地震情報がどのように出されるか」 （講師 大阪管区気象台 主任技術専門官 竹内 新）
6/20	公民館再開	鳴尾・用海公民館（6月20日） 越木岩・今津・上甲子園・瓦木公民館（7月10日） 春風公民館（7月20日）再開
6/29	教育相談	教育相談研修「震災体験後の子どもへのかかわり」を開催 （講師 近畿大学医学部 人見一彦助教授）
6/30	仮設教室	香楠園・甲東・上ヶ原小学校、上ヶ原・甲陵中学校、西宮高等学校の6校の仮設教室（特別教室等）が竣工（普通教室に換算して112クラス分）
7/12	青少年問題 フォーラム	「震災に遭った子らに心のケアを」をテーマに、青少年問題フォーラムをフレンテホールで開催 （主催 西宮市青少年対策本部 西宮市青少年問題協議会）
7/20	終 業 式	1学期終業式（幼・小・中・高・養護学校）
	学校園施設の改築	文部省委託の日本建築学会学校建築委員会耐震性能小委員会の専門家により9校園13棟の改築が確認される
7/24	教育相談	教育相談研修「震災後の心のケアについて」を開催 （講師 近畿大学医学部 花田雅憲教授）
7/27	施設調査	文部省・大蔵省現地調査……4 学校園
8/15	図書館再開	上ヶ原分室再開
8/16	体育館再開	今津・鳴尾・甲武・北夙川体育館の体育室など一部再開
8/23	研 修 会	小学校理科実験観察研修「今回の震災の原因となった野島断層を現地で研修」 （講師 西宮高等学校 川瀬信一教諭）
8/30	研 修 会	中学校理科教育研修「今回の地震が大震災になった原因と理科教育の中でどのように教えたらよいか」 （講師 神戸市立櫛谷中学校 角本 格教諭）
9/1	始 業 式	2学期始業式（幼・小・中・高・養護学校）
9/4	施設調査	文部省・大蔵省現地調査（～8日）……14 学校園
9/11	公民館再開	中央・夙川・浜脇・段上・高木・上ヶ原・若竹公民館再開、これにより改築工事中の2館（甲東・大社公民館）を除いて全公民館再開
9/18	施設調査	文部省・大蔵省現地調査（～22日）……14 学校園
9/23	公 民 館	甲東公民館改築記念式典（10月1日より使用開始）
9/25	施設調査	文部省・大蔵省現地調査（～29日）……14 学校園

4 市民施設

①市民館等

市民館20、共同利用施設10、広田山荘の計31施設のうち22施設について被害を受けた。このうち大きな被害を受けた施設（広田山荘、甲陽園市民館、今津南市民館、高木センター、段上センター）については、平成7年12月までに復旧した。その他の施設についても順次補修を行ない復旧した。

表4-4-14 市民館等の復旧状況

施設名	復旧状況
綱引市民館	7年2月28日避難所閉鎖、7年3月1日再開
市庭市民館	7年8月7日避難所閉鎖、7年9月1日再開
今津南市民館	7年3月15日避難所閉鎖、7年4月1日再開
上ヶ原市民館	7年7月23日避難所閉鎖、7年4月1日再開
大筒市民館	7年8月6日避難所閉鎖、7年4月1日再開
柏堂市民館	被害なし
神原市民館	被害なし
北甲子園口市民館	7年8月30日避難所閉鎖、7年4月1日再開
苔菜園市民館	7年2月19日避難所閉鎖、7年4月1日再開
甲陽園市民館	7年4月2日避難所閉鎖、7年4月1日再開
甲子園口市民館	7年8月27日避難所閉鎖、7年7月1日再開
香織園市民館	7年8月27日避難所閉鎖、7年5月1日再開
夙川西市民館	7年8月31日避難所閉鎖、7年7月1日再開
夙東市民館	7年8月8日避難所閉鎖、7年8月1日再開
中市民館	7年8月21日避難所閉鎖、7年4月1日再開
生瀬市民館	7年4月30日避難所閉鎖、7年4月1日再開
平本市民館	7年8月7日避難所閉鎖、7年8月1日再開
安井市民館	7年9月21日避難所閉鎖、7年5月1日再開
八ッ松市民館	7年4月17日避難所閉鎖、7年4月1日再開
六軒市民館	7年1月22日避難所閉鎖、8年1月4日再開
上甲子園センター	7年3月19日避難所閉鎖、7年4月1日再開
瓦林公園センター	7年8月10日避難所閉鎖、7年6月1日再開
北瓦木センター	7年6月7日避難所閉鎖、7年4月1日再開
甲東センター	甲東支所内にあり、甲東支所建替中
小松センター	被害なし
高木センター	7年8月20日避難所閉鎖、7年6月1日再開
段上センター	7年8月27日避難所閉鎖、7年4月1日再開
鳴尾センター	被害なし
鳴尾中央センター	7年4月7日避難所閉鎖、7年5月1日再開
浜甲子園センター	被害なし
広田山荘	7年1月22日避難所閉鎖、8年1月4日再開

〔反省、課題等〕

今回の震災では、教育機関、公共施設をはじめ民間施設までが避難所となった。このことは被害の甚大さから止むを得ないものではあったが、今後の対応として、次のことについて適切な取り組み等検討が必要と思われる。

- ・情報提供——各避難所への情報提供をすみやかにこなうこと

- ・応援体制の確立——公共施設（特に市民館）についていえば、地元の地区市民館運営委員会が管理しており、管理人も地元の方である。管理人の本来業務ではない避難者の対応で夜も休めない状況に置かれ、運営委員会から何度も苦情があった。今後は職員配置等適切な対応が望まれる。
- ・避難所の集約——まず民間施設を避難所から開放し本来の避難所である学校等に集約すべきであり、教育という名のもとに本来の避難所である学校を閉鎖し、一時避難所である市民館等に避難者を移すということに対し、運営委員会から問題提起がなされた。避難所の位置付け、人員配置等体制の整備が望まれる。

②勤労施設

勤労会館、勤労青少年ホーム、身体障害者教養文化体育施設の復旧状況は、次のとおりである。

表4-4-15 勤労施設の復旧状況

施設名	復旧の状況	復旧金額(千円)	備考
勤労会館	内外壁・床亀裂等補修、冷却塔取替・配管改修、食堂ガスレンジ取替、屋上防水補修	8,317	
勤労青少年ホーム	内外壁・床亀裂等補修、冷温水管取替、窓ガラス取替	8,511	
身体障害者教養文化体育施設	内外壁亀裂・損傷、周辺土間・スロープタイル破損、側溝欠損補修	—	5,354千円 雇用促進事業団負担
合計		16,828	

なお、勤労会館、勤労青少年ホームについては、主要な部分の復旧工事を実施し、勤労会館は7月1日、勤労青少年ホームは勤労青少年の使用を8月16日、一般利用を9月1日から再開し、各種講座も一部を除き再開した。また、身体障害者教養文化体育施設については、避難者が仮設住宅に移られるとともに8月17日から再開した。

5 福祉施設

①児童福祉施設

ア. 保育所

震災により大きな被害を受けた保育所は、とりあえずその週（1月21日まで）は臨時休所としたが、保護者が復旧作業に当たる等の理由により登所する児童もあり、公立保育所では26園のうち、むつみ保育所や北夙川保育所など10保育所では保育所長の判断で子どもたちを受け入れた。翌週からは水道、ガス等のライフラインが不通のため部分開所とし、保育所長判断で一部時間制限で保

育時間を短くした所もあった。1月23日に保育所に来た児童は113人であった。なお、2月1日の登園児童数は1,788人であり、震災前の1,954人と比べて166人の減となっている。

給食については、当初保育所での調理が全く不可能であったため各自で弁当、飲み物を持参してもらった。1月30日から2月10日までは簡易給食を行った。当初は給食委託業者も被害を受けていたため箕面市の給食会社を一部借りて実施、ご飯は洗米を業者から配送してもらい各保育所で炊飯し、おかずはゆで卵・ウィンナー・チーズなどを業者から配送してもらった。飲み物（お茶、牛乳）・おやつは保育所で購入、または各自で持参してもらった。2月13日より3歳未満児、3歳以上の統一メニューによる委託給食を開始。

震災1カ月目の2月17日には、水道20カ所、ガス8カ所が復旧した。

3月20日には、水道は全保育所で復旧、ガスは2園を残し復旧し、給食も本来の姿に戻った。

また、9カ所の公立保育所、3カ所の私立保育所（幸和園保育所、月影保育所、聖和乳幼児保育センター）が避難所として開放された。公立保育所における避難所開設等の状況は、次のとおりである。

表4-4-16 保育所における避難所開設状況

保育所名	開設日	閉設日	状況等
朝日愛児館	1月20日	1月22日	職員の家族が数日避難 保護者と子ども一家族公民館へ
今津文協	1月17日地震発生2時間後	5月7日	3人になったので今津公民館へ
安井	1月17日早出出勤時	9月20日	1月17日 14人 最高20人 3月6日以降2F旧市民館宿泊中心
津門	1月17日	5月23日	4人になった時点で解散 最高106人
上之町	1月18日	1月19日	宿泊のみ
北夙川	1月18日	2月19日	宿泊のみ 15~25人
大社	1月17日午後2時	4月17日	2人奈良の仮設へ 最高70人
甲東北	1月17日	1月17日	18人
鳴尾北	1月17日	1月17日	宿直員の家族

イ. 留守家庭児童育成センター

育成センターは、11カ所が避難所になったがその殆どが学校の再開に併せて解消され育成センターも再開した。しかし、次の2カ所については避難所が継続したため他施設を利用して再開した。

〔香榎園育成センター〕

2月19日まで私立香榎園幼稚園の園舎を借用。2月20日から4月4日まで香榎園小学校の空教室を借用。4

月5日から4月11日まで香榎園小学校体育館2階会議室を借用。4月12日より本来の育成センターで再開。

〔今津育成センター〕

6月2日まで今津小学校の空教室を借用。6月3日から本来の育成センターで再開。

②障害者・児福祉施設

ア. 名神あけぼの園（身体障害者・精神薄弱者通所授産施設）

○救助救援活動の経過

- 地震発生直後に、宿直員から所長宅等へ状況報告が入る。7時頃から職員が登園して来た。道路状況が悪く、交通マヒ状態の中であったが、登園した職員で、名神あけぼの園の建物調査と電話による園生の被害調査を開始。市内の被害状況の大きいこともあり、電話は通じにくく、FAXの電話もあわせ使用し、各自がねばり強く対応したが、はかどらない状況であった。
- 園内も物が倒れ、散乱しており、開園できる状況でない。やむを得ず休園とする。
- 園生死亡1人の通報で、収容先の病院へ見舞い。
- 園生の安否の確認に自宅訪問や避難所を訪問。想像外の事態に、電話も通じず連絡不能な園生には、1月18日より家庭訪問や避難先を探し求め、避難所から親戚を頼り、市外や県外の避難先の把握に努めた。全員の安否が確認できたのは3日目の1月20日であった。
- 独り暮らしの園生への対応。園生のうち、独り暮らしの2世帯には、水や食糧の物資を届けることとした。
- 避難所で、パニック症状の園生への対応。自宅全壊のため、避難所で生活していた園生1人が、パニック状態に陥ったため1月18日、昼間、通園させることとした。
- 園生の保護者会役員と協議。園生の状況や園施設の被害と合わせ、休園見直し、早期開園を協議。（1月20日及び1月30日）

表4-4-17 園生の被害状況

（平成7年1月末現在）

園生88人のうち	
園生死亡	2人（家屋全壊で1人） （避難先で病状悪化1人）
家屋全壊	6世帯
家屋半壊	5世帯
避難	8世帯（県外へ5世帯、市内で3世帯）
その他（一部破損）	多数

- 職員は、災害対策本部調査班事務に従事。
震災直後より、各種調査、被災者届受付事務や電話対応に本庁へ職員動員。
義援金受付事務にも職員派遣（2月12日～）。以後被災者証明発行事務は毎日交代で勤務。それ以外の職員で、園の運営に従事。

○園の再開

- 1月30日（月）に開園
震災後、約2週間近く経過し授産生の在宅が長期化し、気分的にも日常生活面でも本来のペースが乱れて来たため、心身ともに健康生活を維持する必要に迫られた。また、水道、ガスなどの復旧は遅れているが、給食物資の確保等が可能になり、授産生の受け入れ準備体制も一応整ったため開園とした。
なお、交通機関および道路事情が改善するまでは、開園時間は午前10時から午後4時までとした。（園生58人が登園）2月16日より平常どおり、午前9時から午後4時40分に戻した。

イ、わかば園（肢体不自由児通園施設）

○救助救援活動および復旧のプロセス

当日は実質上休園となったが、向かいの総合福祉センターと隣の福祉会館が90人の避難所となっていたため、出勤してきた看護婦と近くに住む職員4人とで地域の応急救護所としての活動に入った。同時に園児の安否確認を行った。2日目以降は毎朝ミーティングを行い、当日の仕事を決定していった。2月5日までの休園期間に行った業務は、

- 1) 園児・外来児の被害実態調査
- 2) 肢体不自由児通園施設の持つ診療所をオープンしての障害児者・周辺住民のための24時間救護診療業務（入院も含む）
- 3) 全壊した園児家族や乳児をかかえた周辺住民家族の収容
- 4) 園児・外来児の一時預かり
- 5) 自主登園・自主療育のための施設開放
- 6) 本庁福祉関係業務

であった。上記のうち、3) 4) 5) の利用者は少なかったが、2) の救護活動の方はこの間に当園の年間初診者数の約2倍にあたる275人の患者が訪れ、外傷やインフルエンザなどの対応に、休むひまもない忙しさであった。医師、看護婦のボランティアも計6人おり、代行していただいた。また、6) の本庁福祉総務課応援業務も残りの職員で、毎日被災者証明発行業務など市民対応を、これまた休むひまなく行った。

2月6日からは、地域救護活動も少し落ちつき、在宅園児の希望もつゆ、交通事情を考え、園児を地域別に3班に分けて週1回登園を開始。来園できない児童には訪問療育を、疎開児童には近隣の療育施設の紹介を行った。

2月27日からは平常療育を開始、これに伴い、診療所も本来の障害児者対象にもどし、1)～5)の業務は終了。ただし6)の業務だけは3月中旬まで続けた。

ライフラインの復旧に伴い、疎開した園児達もしいにもどり、3月26日の卒園式までには全員がそろえることができた。

療育再開後、最も苦労したのは園児の給食であった。電気の復旧は1月17日であったが、水道は2月7日、ガスは2月28日であったため、当初は給食なしの午前中のみのプログラムで行った。2月20日からは、保育所の給食にヒントを得、当園でもいつもの給食材料委託先から、調理済みのものを取り寄せ、使い捨て食器に盛って配膳した。3月20日、委託業者からの材料調達が可能になった時点で自園調理に切り換えた。

ウ、青葉園（重度肢体不自由者通所施設）

○支援活動の経過

●通所者の安否確認

壁の崩れ落ちた「あおば生活ホーム」から泊まっていた2人（入居者・職員）がとりあえず無事脱出できた後、出勤できた職員で自転車、バイク、電話を使って通所者の安否確認に回った。そして昼過ぎには全員（通所者本人、家族）の無事を確認。

●園を避難所とした共同生活開始

全員無事とはいえ、家が全壊してしまったり、家そのものは建っているがとても住めない状況の人が12家族あった。地震直後は、家族と近所の人に救出されて、とりあえず、車の中、駐車場、隣の家、道路に布団を敷いて等の状況から、青葉園へ避難してきた。園の方は、玄関の地面にひびが入り段差ができてしまったり、園内は物が散乱している状況だったが、建物は無事で、避難所として生活できるよう居室の確保を行いながらも、通所者本人・親・ボランティアの人達と共同生活が始まった。

●支援物資

震災後2日目の夕方には、いち早く当園の支援に乗り出してくれた大阪の施設からトラックで水、おにぎり、米等の食料品が大量に届けられ、その後も交通機関や道路状況がまひしている中、多くの関係施設・団体等から車で、またリュックを背負い次々と物資を

運んで来ていただいた。支援物資については、家で頑張っているメンバーや、園以外で物資を必要とされている方々のところへもまわすことができた。

●医療サイドの支援

家が倒壊して常用薬を持ち出せなかった、薬がもう少しでなくなる、地震当日が透析の日にもかかわらず病院が機能していない等の状況に対し、園で把握していた個々のデータを頼りに、他の通所者に薬をわけてもらう、急遽大阪の病院で透析を受けるなど、種々の対応を行った。その後通所者が日常的に診察してもらっている青葉園の向かいにある「わかば園」の診療所がドクター常駐のもと24時間診療体制をとり、診察・治療・薬の処方をしてもらえるようになった。また園に日頃から関わって下さっている医師が駆けつけてくれて、園に泊まり込んで避難している人達の健康チェックをしていただき、特にインフルエンザが流行していた時に、常に的確な指示を出していただき園内で広がることなく乗り切る事ができた。

●食事

水、ガスがストップするなかで、とりあえず水は浄水場まで車で汲みに行き、園にあったカセットコンロ、炊飯ジャー、米を使って炊き出しを始めた。2日目の夕方、混乱の最中大阪から、水や米、野菜をはじめとした食料品の支援物資が届き、その後も食料品を届けていただき、親・職員・ボランティアで協力しながら、40人~50人分の一日三食の炊き出しを行った。その後調理専門のボランティアも加わり、プロパンガスも調達でき、暖かく、通所者本人が食べやすい栄養がある食事をとることができるようになった。

●入浴

最初清拭剤を使って身体を拭いていたが、大阪方面の銭湯の厚意で、一般客への開店前の一時間を開放していただき、震災後10日目に初めて入浴することができた。市内の銭湯も徐々に開き始めたのでそこも利用しながら、清拭と併用する形をとった。またいつも来て下さっていた地域のボランティアから自宅でプロパンガスで風呂を沸かせるので使ってくださいという声をかけてもらい、近くの人が定期的に利用させてもらった。一方、大阪の施設が入浴を組み込んだ外出ツアーを企画してくれ、横浜の施設が貸して下さったバスを利用し、大阪の各種施設、団体にお世話になった。

●ボランティア

震災直後から、ボランティアが駆けつけてくれた。日頃から園に関わっていたボランティアが、自分の家の事が一段落したからということで泊まり込みで、職

員と同じように働いた。また、今回の震災を聞いて何か自分に出来る事をということで、関西だけでなく全国から総数にして100人以上のボランティアが園の共同生活を支えることとなった。炊き出し、入浴のサポート、部屋の掃除・トイレの掃除、浄水場までの水汲み、布団干し、さらには通所者との散歩等日々の介助に、それぞれの役割で活動していただいた。

●通所機能の再開

家屋の倒壊はまぬがれたものの、ガス・水道がストップしている中、家で頑張っている通所者へは、必要な物資、常用薬等を届けるなどの家庭訪問活動を取りあえず始めた。また通院・入浴等の支援活動も必要となった。在宅生活が長くなれば通所者のストレスや介護している親の疲労もたまってくるし、何よりも皆の顔が見たいという思いが強く、市外へ一時避難した家庭も次々戻ってきて、震災後ストップしていた通所機能を2月1日から一人週一回半日(午後)ではあるが、リフトワゴン車や一部タクシーを使い再開し、訪問活動との二本ラインで部分的に日常の活動を始めた。その後、水道が復旧し、また園が利用していた弁当会社も営業を再開したという状況から、2月27日から週1日通所に切り替え、さらに園内の片付けを進め、3月6日からは週2日通所へと、通所機能を拡大していった。

震災から約2カ月半が経過した4月8日、まだ園を避難所とした共同生活は続いていたものの、西宮養護学校をこの春卒業した3人を仲間として迎え入れ、だれ一人として欠けることなく総勢51人で平成7年度がスタートした。

●仮設住宅での生活へ

園で避難生活をしている中、家族の人達は住宅確保に奔走していたが、市内の住宅事情は最悪で確保は困難な状況だった。応急仮設住宅の第一次募集では全員が落選したが、二次募集で全員住宅の確保ができ、4月に入って、とりあえず必要な家財を運び込み、順次引っ越しすることができた。しかし、予想はしていたものの仮設住宅は、障害者にとって大変住みにくい状況で、特にお風呂やトイレは使いづらく、一定の改造はしてもらったが、それでも根本的な問題解決とはならず、入浴はシャワーで済ませるか、園で対応せざるを得ないのが実情であった。トイレも入り口が狭く中に入るのに苦労し、結局簡易トイレを持ち込んで対応した。また、仮設住宅から外に出るにも玄関からの出入りが難しく、裏の部屋から出入りしているのが現状である。

●仮設生活ホーム完成

西宮で地域の一員として暮らし続けていくため、皆で造り上げてきた「あおば生活ホーム」、このホームも今回の震災で倒壊してしまった。しかし、なんとかこの西宮で重い障害を持っていても皆と一緒に生活再建をという思いを受け、朝日新聞厚生文化事業団が中心となって支援していただき建設が進められていた「仮設生活ホーム」は、4月30日に園庭に完成した。

仮設生活ホーム建設のプロジェクトがスタートして約3ヶ月、この間本当に多くの人達が支援に駆けつけてくれた。設計に当たっては、この分野での第一人者である研究者が東京から何回も足を運んで、この仮設ホームで暮らすであろう人達の日常生活を知ることから始め、さらに直接話をする事などによって、その生活像から設計上の様々なポイントを指示して頂いた。それを受けて大阪市社会福祉協議会を通じて支援に駆けつけてくれた「福祉機器・住宅研究会」の方々が完成までの計画、段取りを中心的に進めてくれて、より具体化されてきた。建設資材やホーム内の福祉機器等も、多くの企業の協賛により調達でき、「福祉機器・住宅研究会」のメンバーや多くのボランティア（大工さん）が、仕事の休みを利用して、ウッドデッキづくりや手摺、カーテンの取り付けに当たってくれた。そして、園通所者全員で作った「仮設生活ホーム」のシンボルとなる大きな看板をプレハブの壁面に取りつけて、皆の思いが詰まった手作りの立派な「仮設生活ホーム」が完成した。

●園での避難生活終了

倒壊した戸田町の「あおば生活ホーム」で暮らしていたTさん、親の怪我などで仮設住宅に移ることができなかった通所者とその親が、完成した「仮設生活ホーム」へ5月1日に引っ越し、震災当日から100日以上に及ぶ園での避難生活が終了した。

○震災を振り返って

この大震災を振り返ってみると、この様な展開になったのは、園通所者自身が住み続けてきたこの西宮を離れず、暮らしの拠点となってきた園で、共に被災者として頑張っていきたいという思いが強かったからだと思う。またそれを支えてくれたのは、多くの日頃から私たちの活動を見守り応援してくれた人達である。通所者一人ひとりが家に閉じこもってしまう事なく、地域の一員として生きていこうと、それぞれの街の中で、地域の人達と関わりを持ち続けてきたことや、生活を広げていくために園でも泊まれるように、園で宿

泊プログラムの経験を重ねてきたこと、ずっと地域で暮らしていきたいと生活ホームづくりの運動を展開してきたことなど、今までやってきたこれらの活動の一つひとつが、被災時の対応や、その後の避難生活の維持に非常に大きな力となった。

重い障害を持つ人の災害時の緊急対策については、日頃の地域活動拠点が取り急ぎ家を失った人達の家族も含めた避難所となり、外部からの情報を集め地域内の一人ひとりに必要な情報を送り、連絡を取り合い、また外部に情報を発信し、外部からの支援を得、そして地域内の一人ひとりの家庭に向いて支援していく。すなわち、日頃の地域活動拠点を避難拠点・情報拠点、そして支援拠点として一本化し、他からの支援を受け入れ、その機能強化を図っていく体制が重要と思われる。重度障害者の場合、平常での地域生活拠点の確立、地域生活支援体制の強化が前提となる。

エ. いずみ園（精神薄弱者通所更生施設）

●震災発生後、いずみ園は知的障害者の世帯の緊急避難場所として第2作業室および訓練室を提供し、救援活動として知的障害者世帯の支援に従事した。夜勤もローテーションを組み、4月22日に全世帯が仮設住宅等に移動するまで続けた。

緊急避難世帯は、12世帯32人であった。

施設はまだ震災前の状態にはなっていないが、日常の訓練指導事業には特に大きな支障はない。

●かつて経験したことのない大震災で、いずみ園利用者、職員の受けたダメージは想像以上に大きく、特に精神的な動揺も大きかった。火災等の避難訓練はしていたが、実際昼間の時間帯に震災に遭遇しておれば、なすすべもなく被害は想像を絶するものになっていたであろう。震災を契機に、これまであまりボランティアとの関わりを持たなかった当園がボランティアとの交流が深められたこと、他の施設の入浴サービスの提供を受けて、こころ温まる体験をしたことが今後のいずみ園の運営に大きな精神的成長をもたらしたものと確信する。今後このような災害に対して ①緊急避難場所の確保 ②救助体制の確立と迅速化 ③災害情報網の整備 ④災害に強い街づくり、が必要である。

オ. その他の施設・事業

○施設の復旧状況

●精神薄弱児通園施設「北山学園」（復旧額 9,321千円）入口及び玄関の陥没、破損、療育棟犬走り陥没、水道管各所破損等補修工事（平成7年3月4日～3月31日）

- 身体障害者福祉センター(A型)、精神薄弱者通所更生施設「いずみ園」(復旧額15,862千円)
 - 玄関ポーチ・北側通路・駐車場床破損、排水設備破損、壁面破損等補修工事(複合施設のため一括して補修工事を施工)
 - 排水管仮復旧工事(平成7年4月15日～平成7年4月25日)
 - 玄関ポーチ・北側通路等災害復旧工事(平成7年8月19日～平成7年10月17日)
 - 排水管災害復旧工事(平成7年8月19日～平成7年9月25日)
 - 高圧ケーブル災害復旧改修工事(平成7年8月31日～平成7年9月14日)
- 精神薄弱者小規模通所作業所「すずかけ第3作業所」(復旧額 94千円)
 - 水道管破損補修工事(平成7年3月17日～平成7年3月31日)

○各種事業の再開

- 精神薄弱児通園施設「北山学園」
 - 私立上甲子園幼稚園、私立武庫川幼稚園、市立小松幼稚園、市立生瀬幼稚園、市立わかば園の一部の施設を借り、「地域保育」を実施、週3日、1日2時間、園生は保護者による自主登園。(平成7年2月13日～3月5日)
 - 私立武庫川幼稚園、市立小松幼稚園、市立わかば園の一部の施設を借り、「地域保育」を実施、毎日保育、通園バスを運行。(平成7年3月6日～3月18日)
 - 卒園式を北山学園内で実施。(平成7年3月19日)
- 身体障害者福祉センター(A型)
 - リハビリセンター…平成7年3月13日再開
 - プール・トレーニング室…平成7年5月13日一部利用再開
 - 体育室・集会施設…平成7年7月1日一部利用再開
- リフト付自動車派遣事業
 - 平成7年1月20日に1台稼働。
 - 平成7年1月21日から2月10日までは2台稼働。福祉タクシー利用対象者で緊急的医療機関への通院等拡大して対応。
 - 平成7年2月13日から2台稼働。(通常業務として実施)
- 福祉タクシー派遣事業
 - 平成7年1月30日から2月10日までは緊急的医療機関への通院等用として一部再開。
 - 平成7年2月13日から全面再開。
- ガイドヘルパー等派遣事業

平成7年1月20日から通常業務再開。

③高齢者福祉施設

ア. 寿園

2月下旬から3月下旬にかけて、緊急を要する部分から順次補修工事を実施した。

なお、平成6年度社会福祉施設等災害復旧費補助事業補助金の交付を受けるとともに補正予算での対応も行った。

また、平成7年度においても施設南側民家に隣接する管理用地の擁壁補修工事を実施した。復旧に要した経費は次のとおり(平成6年度)

表4-4-18 寿園復旧経費

工事費	28,016千円	
修繕料	531千円	
備品料	660千円	
計	29,207千円	(うち補助金交付額 20,887千円)

○給食・調理

給食材料納入業者が被害を受けたため、材料の納入が全面ストップしたこと及びライフラインである水道が2月21日まで、ガスが3月7日まで供給停止となったため調理業務が不可能となり、その間救援物資を中心とした給食を実施した。

なお、納入業者が一部可能になりだしてからは、電気調理器具の借用及びプロパンガスによるカセットコンロの大量使用により、順次普通給食に切りかえていき、4月からはほぼ平常の献立による給食の再開にこぎつけた。

○事業

- 震災以後2月末日までは、「入所者懇談会」「節分のつどい」等全行事を中止した。3月については、「寄席」「寿会総会」「入所者懇談会」および一部のクラブ活動行事を徐々に再開し、4月からは小規模ではあるが通常の実施体制に回復した。
- 児童図書室については、同室が避難所に開放されていたため休止していたが、5月から再開した。

○その他

- 水道、ガスが停止したことにより入居者の風呂、便所等に大きな影響を受け、給水については市水道局の応援を受けるとともに民間企業による温水提供サービスも活用し、職員の手作業で対応した。
- 救援活動については、老人福祉施設連盟、他市社協のほか民間企業、一般ボランティア等の力によると

ころが多かった。

- 震災当日より被災住民のために避難所を開設。児童図書室及びりハビリ室を充て2月20日まで18人の被災者を受け入れたほか、災害対策本部への他府県応援職員の宿泊場所にも施設を提供し、本部へはおおむね1日2人程度の職員が3月末まで応援業務に従事した。

イ、雅楽荘

○復旧経過

- 平成7年3月21日 風呂ボイラー取替工事完了
- 平成7年3月31日 建物等補修工事完了
(上記補修工事については、補修工事費総額3,831,600円の6分の5に相当する3,193,000円を社会福祉施設等災害復旧費補助事業として県補助金の交付を得た)
- 平成7年2月13日 水道復旧
- 平成7年3月28日 ガス復旧

○給食・調理

ライフラインの停止及び給食材料納入途絶にともなう給食調理対応として、浄水場への水の調達及び給水車の利用、携帯用ガスコンロ及びプロパンガスコンロの調達(県老人福祉施設連盟や近隣老人ホームへ救援物資として依頼及び不足分一部購入)、職員が家庭用電気炊飯器を持ち寄り炊飯、在庫保存食品の利用、救援物資による弁当及び保存食品の利用、職員による大阪方面への食材料の買い出しなどに努めた。

○入浴

電気式風呂湯沸器を製造業者より借用、ボランティアによる入浴用給湯車の利用、養護老人ホーム「寿園」が入浴可能になったため、一緒に入浴させてもらう、などにより対応した。

○行事

「花見の宴」を会食に変更し、「運動会」は中止した。

○その他

- 衛生管理…水不足のため、トイレの水洗や清掃に苦慮、また入居者の洗面や洗濯に支障が出た。
- 健康管理…厳寒期に暖房器具の使用不能や入浴回数の減少により、風邪をひく入居者が多く健康管理に苦慮した。
- 被災職員が多く、勤務割当、災害対策本部への応援職員の派遣、他府県よりの応援職員の宿泊所としての対応等に苦心、配慮した。

ウ、その他の施設

○老人福祉センター

- 鳴尾老人福祉センターは、3月まで他市の応援職員

の宿泊施設等として提供し、4月より平常開館。

- 西宮老人福祉センターは、3月まで避難所として使用し、4月より再開。

○老人いこいの家では、次の施設が避難所として使用された。

今津二葉(3月末まで)、津門(4月末まで)、北口(6月中旬まで)、越木岩(9月中旬まで)、中前田(9月下旬まで)

④各種事業等

ア、ホームヘルプサービス

1月17日から常勤ヘルパーによる利用者の被害状況調査とともに、登録ヘルパーがホームヘルプサービスを開始した。常勤ヘルパーは1月19日からホームヘルプ活動を再開した。また、1月21日からボランティアによる安否不明者の調査や支援活動を行った。

表4-4-19 ホームヘルパーの派遣状況

派遣月	派遣世帯				派遣回数			
	老人	障害	父母子	計	老人	障害	父母子	計
12月	411	90	0	501	3,504	635	0	4,139
1月	397	88	0	485	2,112	407	0	2,519
2月	236	55	0	291	1,925	335	0	2,260
3月	264	63	0	327	2,507	439	0	2,946
4月	293	76	0	369	2,690	513	0	3,203
5月	320	83	0	403	3,041	626	0	3,667
6月	339	85	0	424	3,336	694	0	4,030
7月	345	88	0	433	3,274	668	0	3,942
8月	363	89	0	452	3,297	714	0	4,011
9月	373	92	0	465	3,388	715	0	4,103

表4-4-20 登録ヘルパーの活動状況

(単位:人)

区分	活動可能	当面活動不可	不明	合計	活動ヘルパー数
1月	121	101	19	241	88
2月	151	92	0	243	112
3月	178	46	0	224	125
4月	212	24	0	236	155
5月	230	18	0	248	181
6月	231	14	0	245	193
7月	239	16	0	255	194
8月	242	13	0	255	197
9月	247	9	0	256	209

表4-4-21 ホームヘルパー派遣世帯に対するボランティアの活動状況

安否・現場確認調査	161ケース	物資配給	1ケース
水汲み	21ケース	買い物	7ケース
洗濯	1ケース	炊事	2ケース
解体時荷物出し	1ケース	入浴介助	3ケース
屋内の片付け・整理 掃除・家具の移動等	18ケース	その他	4ケース
合計 219ケース			

イ. デイサービス

西宮市社会福祉事業団本部の水道の給水復旧により、一時中止していた訪問入浴サービスを2月1日から緊急度の高い人から順次再開した。また、デイサービスの通所事業については、各デイサービスセンターの水道の給水復旧、ガスの供給開始等の状況に応じて再開した。

表4-4-22 デイサービスセンターの再開状況

施設名	入浴再開日	実施件数				
	給食再開日	2月	3月	4月	5月	6月
甲子園口	3月1日 (2月27・28日は小松で実施)	12	187	177	185	272
	3月13日	—	193	193	198	295
安井	4月3日 (2月27日～4月2日は小松で実施)	9	102	126	141	190
	4月3日 (3月13日～4月2日は小松で実施)	26	81	155	174	234
小松	2月27日	18	173	172	167	238
	3月13日	—	129	197	192	273
ななくさ白寿荘	2月10日	16	50	65	60	78
	2月10日	25	83	105	95	121
甲寿園	2月6日	80	67	148	186	219
	4月3日	—	—	179	231	268
山口苑	3月6日	—	69	78	58	116
	3月6日	—	79	92	82	128
一里山荘	4月5日	—	—	6	6	7
	4月5日	—	—	19	19	20
福祉センター	3月13日	—	39	47	39	56
	4月18日	—	—	30	55	62

※上段は入浴サービス、下段は給食サービスを掲載

表4-4-23 訪問入浴事業実施状況

	2月	3月	4月	5月	6月
実施日数	26日	19日	20日	20日	22日
入浴回数	182回	185回	219回	209回	235回
実利用者数	103人	112人	117人	122人	129人

ウ. 施設整備

震災により多くの世帯が家族や住宅を失うなど大きな人的・物的被害を被ったが、高齢者に関しては、経済的理由等による住宅困窮、要介護老人の増加、各家庭における介護力の低下など、社会福祉施策の充実がより一層求められる事となった。

今後、これら要介護老人や住宅困窮高齢者世帯に対し、特別養護老人ホーム、ショートステイ専用床、軽費老人ホームケアハウスなどの入所型施設やデイサービスセンター、在宅介護支援センターなどの在宅要介護老人への支援施設を早急に整備していくこととしている。

6—中央病院

院内施設、ライフラインの復旧状況は下表のとおりである。電気は自家発電装置が約40分後に稼働停止し、全館停電となったが、9時30分には一般電力が復旧、水道は、1月26日高架水槽1基の応急修理により部分復旧、29日には低圧ガスも復旧しライフラインは完全復旧した。これにより、院内の各配管類の点検を行い、2月3日から給水、給湯等も再開、また、2月9日から手術室も使用可能になり、病院機能が回復し平常どおりの診療態勢が整った。

表4-4-24 設備等の復旧状況

月日	復旧箇所等
1月20日	仮設(移動)トイレをリハビリ運動場に10台設置
21日	地下機械室に仮設給水栓設置、中圧ガス復旧、ボイラー・ガス冷温水器等の配管漏れ修理
22日	全館暖房再開、2号EV修理、中央処置室陥没部の床応急修理
23日	外来診療を再開、料金計算用電算機稼働 給水車からの給水受け入れ用応急配管設置
24日	小児病棟空調機修理
26日	高架水槽1基の応急修理により、給水管の水漏れテスト
27日	厨房冷凍冷蔵庫を空冷式に取替、手術室の止水バルブ取替
28日	水道止水メーターまで復旧
29日	仮復旧した高架水槽から一部給水開始、低圧ガス復旧、1号EV修理
30日	ボイラー試運転
31日	給湯管水漏れテストを兼ねて全館給湯を行うも各所で水漏れ発生、修理 中央処置室陥没部の給水管復旧
2月1日	ボイラー運転、蒸気配管・消毒缶異常なし
3日	水道、ガス、給湯通常どおりに復旧、トイレも使用可能になる
4日	MRI棟排水管修理、4号EV修理、入院患者の入浴が可能になる
5日	MRI棟の保育所配水管更新
7日	1,3,4号EV安全点検復旧、冷却水ポンプ試運転
9日	手術室が使用可能になる
17日	NO.1高架水槽取替工事完了
20日	ボイラー減圧弁等修理
23日	救急出入口通路水漏れ修理
3月27日	NO.2高架水槽更新

その他の設備では、カルテ保管用スタックランナーは3月末に修理が終わり、中央処置室及びMRI棟の地盤陥没箇所の補修、また、国の災害復旧事業の採択を受けた内部の壁や床の亀裂等復旧工事は、平成7年度に実施した。

復旧額

平成6年度

高架水槽取替・エレベーター補修等工事費	28,086千円
給排水管等修繕費	10,229千円

平成7年度

建物内装等復旧工事費	105,730千円
空調関係復旧工事費	62,521千円
合計	206,566千円

7—環境衛生施設

①環境衛生課

給水管漏水修理3カ所ならびに事務所棟トイレ・浴室からの排水管及び汚水弁については、平成6年度の修繕費にて応急処理を施した。

その他の復旧工事は、平成7年9月市議会において補正予算を編成し、起債を財源として、5,027千円の設計にて平成7年度に施工することとなった。

②環境事業部

震災により業務第2課の事務所が全壊したため、職員74人を隣接する車庫棟に避難させる一方、ごみ収集拠点としての事務所の確保に努めた結果、旧失業対策課の事務所を改修し仮設事務所として使用することとなった。

この旧失対事務所の改修には相当期間を要したため、ようやく7月31日に移転することができたが、この間約半年の間、暖房設備や入浴設備もない種々厳しい条件のもとでひたすら震災後のごみ収集作業を行ってきた。

なお、この改修移転等には76,088千円の経費を要した。また、移転にともない不用となった業務第2課事務所は危険なため24,097千円の費用をかけ解体撤去を行った。

損壊したし尿投入所及びし尿圧送管が使用できなくなったことから、緊急措置として久寿川ポンプ場をし尿投入の代用施設として利用する一方、し尿投入所の復旧について過去の経過を踏まえて関係部局と協議検討した結果、甲子園浜浄化センターに新たな投入施設を設けることとし、投入施設が完成する迄の間、同浄化センターに仮設投入口を設け9月18日より処理を行っている。

その他業務第1課、第3課、第4課の各事務所等の被害に29,524千円の費用をかけ修復を行ったが、車庫棟及

びし尿投入所施設については今後の事務所等整備事業にあわせ解体撤去を行う予定である。

③食肉センター

震災後、施設は操業不能の状態に陥ったため、施設内に係留していた生体および冷蔵庫に保管している枝肉の搬出を関係者に指示すると共に被害状況の調査を行った。

復旧工事は上水道・下水道が復旧次第操業開始できるように配慮して、上水貯水槽・給排水施設、汚水浄化槽等の補修工事から着手し、4月1日から操業開始する事ができた。

生体係留施設、製品出荷施設、汚水処理施設のうち被害の大きかった回転円盤取換工事等も9月30日で完了し、全ての復旧工事を終了した。

復旧経費は、165,615千円(配管類等6,556、舗装8,507、貯水槽1,755、浄化槽3,598、回転円盤145,199)となった。

④廃棄物処理施設

東部総合処理センターでは、被災後、直ちに施設運転にむけ応急復旧処置を行い、1月20日から運転を再開した。

西部工場は、施設の被害が大きく場内の通行も出来ない状況にあったが、応急復旧を急ぎ1月24日より運転を開始することが出来た。しかしながら、周辺道路や、河川堰堤、業務第2課建物等の損壊もあり完全復旧は平成8年度末の予定である。

震災に伴い実施した災害廃棄物処理状況は、表4-4-25に示すとおりである。

施設運転に必要な水は給水がストップしていたため、東部総合処理センターでは、1日24時間運転に必要な200トンの水を、近隣の尼崎市から工業用水と井戸水により確保し、西部工場では、隣接の東川より取水し必要水量を確保した。

また、ごみの発生量も多く、施設での処理が困難となり、1月24日から2月16日まで大阪市に1,531トン、三田市ほか10市に834トン、計2,365トンの処理支援を受けた。この他、1月26日より2月14日まで、7,918トンを甲子園浜埋立地に仮置き、ごみの中に混載されている焼却不適物の除去を手選別で行い、東部処理センターまで搬送し焼却、破碎の処理をした。

5月25日には、仮置き分の処理も終り、以後、家屋解体木材をチップにしたごみの焼却処理を実施している。

なお、震災により「事業系廃棄物処理手数料」については、震災関連ごみと通常ごみとの判別が困難なことや、各事業所に被害が出たことから、西宮市廃棄物処理手数料条例第4条により2月末まで減額または免除した。

表 4-4-25 じんかい災害廃棄物処理事業

項 目	平成6年度	平成7年度
	契約実績	契約実績
1. プラント用水 (工業用水搬送) (井戸水搬送)	円 11,628,700	円 —
2. 可燃ゴミ搬送 (大阪市に東部より)	6,543,472	—
3. 中継地作業 (積上げ、手選別)	28,119,000	30,900,000
4. 中継地ゴミ搬送 (甲子園～東部へ)	2,240,521	5,290,080
5. 災害焼却灰 (1) 処分費 (フェニックス)	円 26,672,880	円 8,215,280
(2) 搬送費 東 部	5,202トン	1,994トン
西 部	2,490トン	—
計	9,748,268	2,094,896
	36,421,148	10,310,176
6. 電気料	4,544,000	3,378,000
合 計	89,466,841	49,878,256

○課題等

清掃施設の運転には、電気と水が不可欠である。電気はすぐに回復したが運転に必要な工業用水は、水道施設の被災やパイプラインの損壊により供給が受けられず、その確保に苦慮した。

東部処理センターでは、排ガス冷却用にボイラーを使用し1日200トンの工業用水を必要とするが、24時間運転に備え使用水量の保管のため隣接するリゾ鳴尾浜の屋外プールを受水槽として借用し、交通事情、タンク車の確保が困難を極める中、尼崎市から工業用水をピストン輸送し、ほかに井戸からも取水して、プールからセンターの受水槽に配管し、なんとか運転することが出来た。

(搬送台数延べ502台 工業用水1,732トン 井戸水1,700トン)

2月13日工業用水がようやく通水した。この間、東部総合処理センターから蒸気供給をしているリゾ鳴尾浜が、1月29日から2月7日まで市民の入浴サービスを実施し、これに協力出来たことは、厳しい状況の中での嬉しい出来事であった。

一方、西部工場は、排ガスに水を直接噴霧する構造となっており、1日600トンの水量が必要で、水質も比較的柔軟に対応出来るため、工場の横を流れる東川の水を使用することにした。配管類の補修、場内整地に時間を要したが1月24日に1号炉、26日に2号炉が運転再開をした。2月14日ようやく工業用水が供給された。

両施設とも、搬入されてくるごみは、かなりのガラス、瀬戸物、土砂、ガスボンベ、あらゆる粗大ごみが混じり、

破砕施設での爆発やつまり、焼却施設でのクリンカー発生等のトラブルが相次ぎ埋火、立上げの繰り返ししが4月上旬まで続いた。

今後、●多量震災廃棄物の仮置場の確保。

- 受入施設の処理方式に合った、ごみ分別収集及び借置場での分別整理。
- 断水に備え地下水、海水の浄化等用水の確保。
- 処理施設の損壊や処理能力の限界から、広域的な相互応援体制の確立。
- 処理処分施設等への搬入幹線道路の確保や道路構造の強化。

が課題である。

表 4-4-26 復旧の経過

1月20日	東部総合処理センター3号炉立上げ開始。 工業用水搬送開始 尼崎浄水場、甲子園球場(井水)。
21日	東部総合処理センター破砕施設運転開始。 西部工場、プラント配管、EP補修開始。
22日	西部工場、場内道路補修開始。
23日	西部工場、東川より取水開始。
24日	西部工場、1号炉立上げ 大阪市(西淀工場、八尾工場)へ可燃ゴミ搬送開始。 2月16日まで1,531トン搬送。
26日	西部工場2号炉立上げ。 東部総合処理センターゴミピット残、最大2,700トン。 甲子園浜にゴミ仮置き開始。
29日	阪神パークより井水、搬送開始。
30日	三田市に可燃ゴミ搬送開始(委託地区のみ)。 2月28日まで391トン搬送。
2月9日	甲子園仮置きゴミの東部搬入開始(千葉県の応援車にて)。
11日	市水試験送水開始(東部) 断水後25日目。
13日	工業用水、試験送水開始(東部) 断水後27日目。
14日	工業用水、試験送水開始(西部) 断水後28日目。
15日	甲子園仮置場、閉鎖。 甲子園仮置場にて手選別作業開始。 工業用水、井水搬送終了。搬送量4,432トン、27日間。
3月3日	市水試験送水開始(西部) 断水後45日目。
21日	都市ガス復旧(西部) ガス停止後63日目。
31日	破砕機爆発、復旧(→4月2日)。
4月3日	破砕機ローター摩耗交換、C P F故障復旧(4月3日～4月8日)。
5月25日	甲子園仮置きゴミ東部処理、完了。総ゴミ量7,918トン。
6月17日	甲子園廃木材のチップ東部搬入、処理開始。
7月3日	西部工場、7年度復旧工事開始(→平成8年3月末まで)。

8—市庁舎等

①本庁舎等の復旧、仮庁舎等への移転

ア、本庁舎の緊急復旧及び臨時事務室の確保等

震災後、直ちに応急修理など安全の確保及び当面使用する上で必要とされる緊急の復旧工事を行い、使用出来なくなった6階以上の部局の事務室として、5階以下の本庁舎、教育委員会ビル、市民会館、三井生命西宮ビル及び旧環境衛生課分室の会議室等を利用し、本庁舎周辺施設の仮事務所への転用工事が完成するまでの間、臨時事務室を確保した。

イ. 本庁舎の応急補強工事及び仮事務所等への移転

震災で特に損傷の大きかった6・7・8階を中心に柱等の応急補強工事を行うとともに、仮設庁舎が完成するまでの間、6階以上の積載荷重の軽減と円滑な業務執行を図るため、2月25日から3月13日にかけて下記の市施設へ仮事務所として移転した。

【移転先】

勤労会館、勤労青少年ホーム、西宮スポーツセンター、職員会館、甲子園浜浄化センター、水交會館、交通公園

なお、同時期に、借り上げた安田生命ビルに監査事務局、農業委員会、公平委員会が移転し、保留床を購入したJR南第4棟再開発ビルに都市開発局が移転した。

また、総合教育センターに住宅改良事業部、川西町の寄付物件に行政資料室がそれぞれ移転した。

ウ. 仮設庁舎等への移転

○第1及び第2仮設庁舎等への移転

庁舎前第3駐車場に第1仮設庁舎、市民会館の北東に第2仮設庁舎を建設し、JR南第4棟再開発ビルの一部を借上げ、また西宮西高校の一部を事務所転用し、仮事務所で執務していた部局が5月8日から5月27日の間に移転した。

移転先及び部局は、次のとおりである。

第1仮設庁舎

【建設局】公園緑地部・建築部

【土木局】土木管理部・道路部

第2仮設庁舎

【土木局】道路部・高架対策事務所・倒壊家屋等対策室

【環境衛生局】環境衛生部

JR南第4棟再開発ビル(301号)

【建設局】住宅部・仮設住宅対策室

西宮西高校

【生活経済局】環境保全課・環境監視センター

○第3仮設庁舎への移転

第3仮設庁舎が完成し、【土木局】下水道管理部・下水道建設部及び選挙管理委員会が、仮事務所から7月31日から8月5日の間に移転した。

表4-4-27 仮設庁舎概要

	構造	建築面積	延面積
第1仮設庁舎	鉄骨造3階建	733.19㎡	2,097.33㎡
第2仮設庁舎	鉄骨造3階建	213.91㎡	597.66㎡
第3仮設庁舎	鉄骨造2階建	598.27㎡	1,174.74㎡

エ. 本庁舎等の復旧

●本庁舎

全館を対象に新耐震基準以上の補強工事を行い、内装等は簡素、廉価の方法での補修工事を行うこととし、平成8年7月より概ね12カ月の工期で復旧の予定。

(復旧等事業費 7,523,000千円。)

●教育委員会ビル

平成7年度末までに必要な補修・補強工事を完了した。

(復旧額 18,665千円。)

●室川町阪急高架下生活経済局分室

平成7年度末までに復旧工事を完了した。(復旧額

24,710千円。)

②電算システムの復旧

電算システムの被害については第2章で記述したとおりであるが、被災直後から職員は庁舎施設部門及びメーカー等関係者との連絡協力のもとに、下記のとおり復旧作業に着手した。

その結果震災2日目に復旧完了、3日目からオンライン業務稼働という驚異的な復旧を成し遂げた。このことは、その後の被災者支援システムの早期構築(第5章参照)を可能にした。

〔復旧経過〕

1月17日

9:00 被害状況の確認と、メーカーへの復旧作業の手配、職員の安否確認、清掃、整理、瓦礫の撤去。

20:00 メーカー第1陣、復旧工事班到着、CPU等の起こし作業開始。

1月18日

1:00 メーカー第2陣、復旧機器据え付け調整班作業開始。

全ての機器のケーブル接続、据え付け調整、補修、フリーアクセスの補強等。

6:00 メーカー第3陣、復旧機器動作確認班作業開始。

全ての機器の単体導通テスト、動作確認。

午 前 空調機メーカー到着。

6系統のうち、水冷式2系統復旧不能。水冷式1系統、水補給して残り空冷式3系統と併せて一時稼働。

12:00 メーカー第4陣、担当SEグループ作業開始。

OSおよび各種ソフトウェアのチェック、動作確認。

- 16:00 全ての復旧作業完了。
- 1月19日 オンライン通常運転開始。
オフライン機器（データエントリーシステムや事後処理機）の復旧。
- 1月20日 水冷式1系統、水漏れにより完全ダウン。
復旧不能との判断により、急場しのぎとして、業務用扇風機を緊急確保し、外気の利用による冷却を実施。
- 1月26日 空調機3台（空冷式）増設。

③環境監視対策

ア. 交通環境

○国道43号・阪神高速3号神戸線

震災によって、兵庫県内での阪神高速3号神戸線は、神戸市東灘区で635メートルにわたって倒壊し、落橋は4カ所に及んだ。本市においては、甲子園球場西側部分と西宮出入路付近が落橋し、そのほか倒壊・落橋に到らなかった所でも甚大な被害を受けた。これらの復旧工事に伴う騒音・振動・排ガス問題などが懸念され、また43号線訴訟原告団からは公害の元凶である阪神高速道路3号神戸線の復旧の中止要望や抜本的な公害・環境対策の要望も出された。

これらを受けて、尼崎・芦屋・西宮の3市で構成する「国道43号・阪神高速道路公害対策3市連絡協議会」では、5月31日には兵庫県と阪神高速道路公団に、6月1日には近畿地方建設局に緊急要望を行った。

この要望は震災を受けての緊急的なものであったため、3号神戸線の復旧に際しての抜本的な環境対策を求めるとともに、震災後の知事発言、兵庫創生研究会や学者の提言により市民権を得つつあった過密都市部における高架構造道路の将来のあり方の調査検討をも要望した。

○山陽新幹線

山陽新幹線高架橋の落橋は、阪神3市(尼崎・伊丹・西宮)で16カ所あったが、その内の7カ所は西宮市内であった。落橋に到らないまでも、いたる所で橋脚等に甚大な損傷を受けた。山陽新幹線が通過する甲東・段上地域は、本市の中でも震災の被害が大きかった所で、震災当初は多くの住民が避難所等へ一時避難を余儀なくされた所であった。そういう状況の中で、尼崎・伊丹・西宮の3市で構成する「山陽新幹線公害対策3市連絡協議会」では、沿線の実情を調査するとともに、3月27日に運輸省、翌28日にはJR西日本に対し緊急要望を行った。

運輸省には3市の担当課長が、またJR西日本には事務局の尼崎市の担当部長はじめ各市の担当課長が出向き、

復旧工事の安全性や復旧中及び復旧後の環境対策を強く申し入れた。

また、4月6日には3市協の事務担当者会議を開き、新幹線復旧工事責任者から復旧工法や安全性、公害環境対策、住民への周知徹底などについて説明を受け、環境対策に万全を期するよう要望した。

イ. 水質

河川・海域について有害物質の流出がないかどうか、環境庁・県・市合同で緊急に調査を行った。4月からは通常の採水計画に戻り、分析委託も被害の少なかった地域の業者に決定し、一段落となった。事業場排水については、事業場が損害を受けていることと給水が行われていないため排水がなく、立入・採水はできない状況であった。こういう状況の中、水質汚濁防止法に基づく届け出がある事業場の外観調査を実施するとともに、し尿浄化槽についてはアンケートによる損傷調査を行った。また、大規模事業場及び有害物質使用事業場に対しては、県と合同で被災状況等の聞き取り調査を行ったが、公共用水域に有害な物質が流出したことはなかった。5月には各事業場も通常の操業に近くなってきたので、立入・採水を再開し、平常時の常時監視状態に戻った。

ウ. 大気

震災後の復旧時期において大気環境への影響が懸念され、環境庁・兵庫県と連携して、廃材の野焼き・アスベストの調査、指導および環境保全協定工場の立入等を実施した。野焼きに関しては、甲子園浜埋立地で行われ、風向により対岸住民から悪臭、煙害等多くの苦情が寄せられたため、事業所管部局に改善要望を強く行い、4月末に中止された。その後仮設焼却施設が設置され、各種発生ガスの測定・倒壊家屋等対策室との調整、要望を行った。アスベストに関しては、県と連携して倒壊建築物におけるアスベストの有無の調査・解体業者の指導等を、協定工場に関しては、県市合同で協定締結9工場に対して大気汚染防止法対象施設の震災被害調査・取扱い有害物質の飛散状況調査等を実施した。

④消防関係

消防局では、今回の震災を教訓に次のような施設等の拡充を図ることとした。

ア. 震災対策用消防車両の導入

震災時には、消防局及び消防団の現有消防力を最大限に活用し消防活動を展開したが、非常召集等で参集した職員に対する機動力の不足から、さらなる部隊運用に支障をきたした面があった。

この教訓を活かし、今後想定される大災害に的確に対

応するため、悪路走行に強い四輪駆動車をベース車両とし、簡易な救助器具等を積載した小型動力ポンプ付積載車10台と救援車4台を導入した。

小型動力ポンプ付積載車10台は、消防局（整備センターを含む）に3台、4消防署・3分署に各1台ずつ配置し、救援車4台は、4消防署に各1台ずつ配置した。

イ. 通信施設の整備強化（共通波の整備）

消防活動・救急活動を効果的に実施するためには、正確な情報収集、伝達が不可欠となるが、今回の地震では、広域かつ同時多発災害という状況の中で応援を実施する消防隊において、応援消防本部の共通波である全国共通波が一波であったことから、無線が輻輳し現場活動に支障をきたした。また、市町村消防波についても同一波を使用する他の応援消防本部の無線との混信があり、円滑な現場活動ができなかった。このため、共通波の増波を全国消防長会を通じ関係機関に対し要望していたもので、150メガヘルツ帯の周波数を利用して行う消防・救急業務用無線局について、郵政省の無線局免許等審査要領の一部改正が行われ、併せて消防・救急業務で使用する全国共通波が2波増波されたことから、本市でも平成7年度から新規無線機および老朽化による更新無線機から整備を進め、消防広域応援下での有効活用等を図っていくこととした。

ウ. 消防施設整備（救急医療体制の整備）

今回の震災で、多数の救急事案が発生し分散収容が必要となったが、加入電話回線を使用している病院手配等に支障が生じた。

このため、NTTの交換機を経由しないNTT専用回線による直通電話を架設し、消防局と二次以上の16医療機関、あるいは病院相互間の通信体制を確保し、迅速適切な救急患者の収容要請等、救急業務の円滑化を図ることとした。

9 公社・財団法人関係施設

①文化振興財団

ア. 市民会館

震災直後、復旧方法を巡って議論が出されたが、各報告書により建物の具体的損傷・修復方法が報告され、一方「激甚災害に対処するための特別財政援助に関する法律」の改正により公立文化施設にも適用されることを契機に復旧工事が行われることとなった。（復旧費779,730千円を平成7年度予算計上）

〔復旧の経過〕

平成7年1月30日 財団法人建築総合試験所による被

害調査（「被害調査概要報告書」平成7年2月2日）

平成7年2月27日 被災公共建築物復旧現地支援センターによる被害調査（「西宮市公共建築物震災報告書」平成7年3月28日）

平成7年3月7日 緊急災害復旧補修工事施工

平成7年4月25日 災害現地査定（文化庁・文部省・大蔵省）

平成7年8月4日 緊急雨漏修繕工事

平成7年9月27日 災害復旧工事着工

平成7年10月2日 平成8年4月以降の使用申込の受付開始

平成8年3月29日 災害復旧工事竣工

平成8年4月7日 再オープン

イ. 西宮フレンテホール

被災直後の無灯下での被害調査はホワイエの状況、カーペットの水損など施設の大きな被害を想像させたが、閉館後1年を経っていないこともあり、施工業者との関係がまだ継続されていた事から早期の復旧工事ができた。（復旧費235,750千円を平成7年度予算計上）

〔復旧の経過〕

平成7年4月25日 災害現地査定（文化庁・文部省・大蔵省）

平成7年5月1日 災害復旧工事着工

平成7年6月1日 再オープン

②斎園サービス公社

ア. 市営墓地

2月9日から2月16日まで、ボランティア15人と共に墓地の被害状況を調査。

4月初旬より、北部開発事務所・石材業協同組合と復旧工事について打合せし、白水峡公園墓地・満池谷墓地の仮移転対象区域を決定。5月より仮移転箇所を写真撮影し、墓地使用者と立ち会いの上、遺骨を確認し仮安置室に安置する。

白水峡公園墓地 135件 満池谷墓地 479件

8月より墓石撤去工事にかかり、平成8年4月末に仮移転を完了した。仮移転のすんだ墓所の地盤の陥没・亀裂部分に土砂を搬入、嵩上げを施工し、雨水の浸水状況等を約1か月間観察後、異常が無ければ随時元の場所へ墓石を復旧する。

上田墓地については、液状化現象のため墓地全体が仮移転対象となった。町村合併前、部落共同墓地であったため使用者名・所在確認等が困難であったが、平成8年

4月より使用者との立会いを開始、立会いが完了した墓所から順次墓石の撤去作業を行っている。平成8年6月末には仮移転完了予定であり、引き続き整地作業を行う。

イ. 満池谷火葬場

1月18日、火葬炉の業者から技術者2人が来庁し、火葬炉を点検修理したが、ガスが停止しているため火葬業務が執行できない。このため大阪ガスへ最優先で復旧するよう依頼した。大阪ガスでは、中圧供給を行っている施設のうち特に公共性、緊急性の高い施設の復旧を最優先し、中圧ガス導管の復旧作業を開始した。

1月21日、ガスが復旧したが、火葬炉ガス配管よりガス漏れ発見、待機していた業者が修理し、午前11時から火葬を開始する。その後、火葬しながら火葬炉及び棺台車の耐火煉瓦の取り替え工事を施工し、4月5日には、すべて完了した。

③西宮スポーツセンター

施設は、7月15日をもって、プール・サウナ・風呂施設を除き一部仮設はあるものの、ほぼ復旧した。なお、暖房設備は、ボイラー倒壊のため復旧できていない。

事業については、7月15日から1階会議室、2階フリースペース（旧談話室）、プレイングルーム、3階フィットネスルームを有料で部屋貸しするとともに、3階マシンルーム及び屋上ゴルフ練習場を再開した。また、自主事業の教室は、エアロビクスと気功を11月1日から再開した。

④西宮市大谷記念美術館

施設設備の復旧については、平成7年6月から調査・設計に着手し、本館は9月着工・12月竣工、和室は平成8年1月着工・3月竣工、庭園は11月着工・平成8年10月竣工の予定で工事を進めることとなった。

事業の再開については、建物本館の復旧工事が完了した後、平成8年1月17日から、大震災により不慮の死を遂げた画家・津高和一の追悼展を開催するとともに、美術復旧事業は1月20日に講演会を、実技講座は4月から実施した。また、和室の貸し出し、庭園の開放については、平成8年秋以降を予定している。

5 給付・融資・減免等の措置

1— 中小企業勤労者福祉共済

本市では勤労者福祉事業の一環として、市内の中小企業従業員（300人以下）を対象として、給付・貸付あっせん等の福利厚生事業を行う「中小企業勤労者福祉共済事業」を実施している。

今回の震災により被災した同共済の会員に対し、次のとおり給付金を支給した。（平成7年2月3日から受付開始）

- ・死亡弔慰金…会員10万円、配偶者5万円、1親等の血族2万円
- ・傷病見舞金…業務上の傷病による10日以上30日未満の欠勤2万円、傷病による30日以上の欠勤3万円
- ・災害見舞金…全壊(焼)3万円、半壊(焼)2万円

表4-5-1 給付金の支給状況

(平成8年3月31日現在)

区 分	件 数	支給金額(千円)
死 亡 弔 慰 金	237	9,410
傷 病 見 舞 金	188	5,640
災 害 見 舞 金	全 壊 (焼)	1,095
	半 壊 (焼)	1,057
	小 計	2,152
合 計	2,577	69,040

(注)死亡弔慰金、傷病見舞金については、震災関係以外の一般分を含む。

また、同共済事業で実施した災害にかかる融資あっせん状況は、次のとおりである。（平成7年度分）

普 通 貸 付 融 資	5 件	4,000千円
(あっせん中)	2 件	2,000千円)
住 宅 貸 付 融 資 あっせん分	2 件	18,000千円

2— 西宮市民共済生活協同組合

西宮市民共済生活協同組合には、震災直後から、火災共済金の支払いについて問い合わせが殺到した。組合では、地震による火災事故については免責事項であり共済金を支払うことができないものの、今回の震災の被害の大きさを考慮して、震災により被災した組合員に対し地震見舞金を支給することとした。

支給対象は、火災共済加入者については、火災による罹災者及び家屋の倒壊等による被災者（貸家契約分は対象外）、交通傷害共済加入者は死亡者とした。

なお、今回の地震見舞金は、免責事項について支払う特例措置であり、兵庫県知事の承認（3月9日付申請、3月31日付承認）を得て支払いを行った。

地震見舞金の支給状況は表4-5-2のとおりであるが、組合員の被災状況調査や支給事務等については、全国の多くの市民共済から支援、協力をいただいた。

表4-5-2 地震見舞金支給状況
(平成8年1月31日現在)

○火災共済 (単位：件、千円)

区分	火災		倒壊		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全焼・全壊	21	12,100	5,740	364,390	5,761	376,490
半焼・半壊	—	—	4,590	226,550	4,590	226,550
一部焼・一部壊	—	—	5,260	108,315	5,260	108,315
合計	21	12,100	15,590	699,255	15,611	711,355

○交通傷害共済 (単位：件、千円)

区分	件数	金額
交通事故死	1	200
倒壊事故死	117	9,400
合計	118	9,600

3 個人住宅・住宅整備資金融資あっせん特例制度

個人住宅・住宅整備資金融資あっせん制度は、従前から市民の持家取得の促進のための建築資金や居住住宅の修繕資金を市内の金融機関に融資あっせんしていたものである。

今回の震災により市内の住宅が大量に全半壊等の被害を被ったことを受けて3月1日から被災者向けの特例制度を設けた。

特例制度は、融資金額は据え置いた（個人住宅100万円以上1,300万円以内、住宅整備30万円以上500万円以内）が、融資利率は、個人住宅資金が3.8%（8月1日からは3.3%）、住宅整備資金は2.5%と通常より0.5～1.8%引き下げるとともに、融資金額の最終償還年齢を70才から80才まで引上げ、取扱金融機関を4行から19行に大幅に増やし市民の便宜を図った。

また、融資件数の増加が予想されたため、市が金融機関に預託する金額を少なくするための措置も講じた。

特例制度発足直後から、低金利と申込み手続が住宅金融公庫より簡易であることから、新築資金、修繕資金の申込みや住宅相談に多くの市民の方々が事務所（旧職員会館5F）を訪れた。事務所は、仮設住宅担当課と同じ

フロアであったため、仮設住宅を求める市民と融資の申込みの市民で連日ごった返し、こうした状況が5月の連休まで続いた。訪れる市民1人ひとりに説明するには間に合わず、5人位をまとめて説明をすることもたびたびであった。このような忙しさが続き担当職員の疲労も相当なものとなった。

今回の特例制度は、市民の住宅復興を早期に支援するための制度であったが、個別申込みの中には、土地の形状から接道要件が充たされずそのため建築確認が許可されないものがあり、融資ができないケースもあった。

平成7年12月末日現在での申込み件数は、新築資金1,296件、修繕資金848件である。この特例制度は、平成10年3月31日まで行うこととしている。

表4-5-3 融資あっせん特例制度概要

	個人住宅資金	住宅整備資金
資格条件	市内に自ら又は60歳以上の親と居住するため新築又は購入（中古住宅を含む）する人	西宮市民で自ら又は60歳以上の親と居住している住宅を増改築・修繕する人
融資限度額	1,300万円	500万円
利率	年3.3%（固定金利）	年2.5%（固定金利）
償還期間	25年以内	10年以内
据置期間	3年以内（元本のみ）	1年以内（元本のみ）
最終償還年齢	80歳未満	80歳未満

*金融機関により取扱いが異なる場合あり

4 中小企業融資

①西宮市地震災害特別融資

この特別融資は、震災により甚大な被害を受けた本市中小企業者に対し、早期復興を図るために実施したものであり、その概要は次のとおりである。

○融資の対象

- (1)兵庫県南部地震により市内に所在する事業所において、施設・設備・商品材料等に被害を被ったなどの中小企業者
- (2)市内で1年以上同一の事業を営み、市税を滞納していない中小企業者（り災により市税の延納の許可を受けたものを含む）
- (3)兵庫県信用保証協会の保証対象業種であること

○融資の条件

- (1)融資限度額 ①災害復興資金1,000万円
②災害無担保無保証人特別資金500万円
- (2)資金用途 事業再開のために必要となる設備及び運転資金
- (3)貸付金利 年利2.5%

- (4)貸付期間 10年以内
 (5)返済方法 元金均等償還（ただし、3年据置可）
 (6)申込期間 平成7年2月6日(月)～7月31日(月)
 (7)信用保証等 ・連帯保証人は兵庫県信用保証協会の定めるところによる（法人の場合は代表者を含めて2人以上）
 ・兵庫県信用保証協会の保証（必要により要担保）
 ・融資額のうち500万円分（融資額500万円については当該額）までの融資額に対して保証料市負担。
 (8)その他 ・原則として罹災証明書が必要
 ・①②資金の併用はできない
 ・②は常時従業員が5人（商業・サービス業2人）以内の個人業者

表4-5-4 兵庫県南部地震災害特別融資（市制度）申込状況

(単位：件、千円)

月別 (平成7年)	制 度 区 分					
	災 害 復 興 資 金		災 害 無 担 保 無 保 証 人 特 別 融 資 資 金		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2月	432	3,438,500	105	431,100	537	3,869,600
3月	653	4,915,260	241	1,031,050	894	5,946,310
4月	316	2,385,250	119	515,100	435	2,900,350
5月	257	1,784,400	125	554,500	382	2,338,900
6月	399	3,101,000	162	676,400	561	3,777,400
7月	379	2,752,350	125	514,020	504	3,266,370
合計	2,436	18,376,760	877	3,722,170	3,313	22,098,930

※貸付限度額1,000万円以内
 ※県制度は含んでいない

表4-5-5 兵庫県南部地震災害特別融資（市制度）業種別申込状況

(単位：件、千円)

月 別	建設業	製造業	物品販売業	サービス業	不動産業	運輸・通信業	その他事業	計
平成7年								
2月	76	53	282	84	31	9	2	537
	628,000	426,500	1,862,400	597,900	266,800	78,000	10,000	3,869,600
3月	156	59	405	188	70	14	2	894
	1,156,500	440,300	2,565,710	1,184,600	475,200	110,000	14,000	5,946,310
4月	66	24	188	112	40	4	1	435
	496,400	180,500	1,200,750	704,900	274,800	40,000	3,000	2,900,350
5月	56	21	166	83	54	2	0	382
	405,000	165,000	909,900	474,500	370,700	13,800	0	2,338,900
6月	63	41	245	111	84	13	4	561
	443,000	291,800	1,613,400	653,200	663,800	92,200	20,000	3,777,400
7月	65	39	220	103	71	4	2	504
	438,700	234,800	1,346,900	672,250	553,520	15,000	5,200	3,266,370
合計	482	237	1,506	681	350	46	11	3,313
	3,567,600	1,738,900	9,499,060	4,287,350	2,604,820	349,000	52,200	22,098,930

○融資用罹災証明などの発行件数（平成8年1月末日現在）

西宮市制度融資用	2,543件
兵庫県制度融資用	3,277件
国民金融公庫制度融資用	1,473件
商工中金制度融資用	21件
その他	43件
合計	7,357件

○融資相談件数（平成7年2月6日から平成7年7月31日まで）

受付	7,546件
電話	4,149件
合計	11,695件

②その他の融資制度

①の西宮市地震災害特別融資以外にも、被害を受けた中小企業者などを対象に兵庫県や国民金融公庫などが融資制度を創設したが、その概要は次のとおりである。

表 4-5-6 中小企業者等への融資制度

	国民金融公庫災害貸付	中小企業金融公庫 災害復旧貸付	商工組合中央金庫		兵 庫 県	
			災害復旧貸付	特別利率貸付	緊急災害復旧資金	緊急特別資金
対 象	直接または間接的に被害を受けた中小企業者(特別災害貸付は、被害の程度が甚大なもの)	同左	被害を受けた中小企業者(同金庫所属団体およびその構成団体)	直接または間接的に被害を受けた中小企業者で、被害の程度が甚大なもの	り災証明を受けた中小企業者など	被害を受けた中小企業者
貸付金額	6000万円以内 (うち特別災害貸付3000万円以内)	3億円以内 (うち特別災害貸付3000万円以内)	・組合 200億円以内 ・組合員 20億円以内	・組合 3000万円以内 ・組合員 1000万円以内	5000万円以内 (うち無担保・無保証人利用枠500万円)	2000万円
償還期間	10年以内 (2年間据置可)	10年以内 (2年間据置可)	・設備資金20年以内(3年間据置可) ・運転資金10年以内(3年間据置可)		10年 (3年間据置可)	5年以内 (1年間据置可)
貸付利率	①直接被害者で特別被害証明書提出のとき 当初5年間利率軽減 6年目以降基準金利 (3000万円以内) 全壊又は半壊のり災証明書の提出により 当初3年間利子補給あり(実質年2.5%) ②上記以外で特別被害証明書又は被害証明書提出のとき 当初3年間利率軽減 4年目以降基準金利 (1000万円以内)		基準金利 (当初10年間、11年目以降5年目ごとに見直し)	①直接被害者で特別被害証明書提出のとき 当初5年間利率軽減 6年目以降基準金利 (3000万円以内) 全壊又は半壊のり災証明書の提出により 当初3年間利子補給あり(実質年2.5%) ②上記以外で特別被害証明書又は被害証明書提出のとき 当初3年間利率軽減 4年目以降基準金利 (1000万円以内)	年2.5% (当初3年間は2000万円まで利子補給)	年2.8%
受付期間	平成8年7月31日まで	平成8年7月31日まで	平成8年7月31日まで		平成7年6月30日で申込受付終了	

5— 災害援護資金貸付

災害援護資金は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」並びに、「西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害救助法の適用による災害によって住居、家財道具等に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため1世帯当たり350万円を限度として貸し付ける制度である。

3月1日、災害援護資金貸付等対策室(プロジェクトチーム)が設置され、早期に実施できるようただちに準備に入り、3月12日から申込書と受付整理券の配布を開始した。申込書の受付等は、3月20日から5月1日まで勤労会館ホールを会場として多くの他都市等の応援職員の協力を得て進められた。

貸付限度額が、被害状況別、持ち家・借家別で各々違う複雑さや世帯人員別での所得制限条項等、貸付審査事務の煩雑さに加え、資金の性格から貸付事務の迅速性が要請された。1日平均200件を超える申請に対し面接、審査、貸付と事務処理を進めるためプロジェクトチーム全員が、毎日準備のため朝早く出勤し、日替わりに近い応援職員に対する事務処理要領の徹底を図り、昼間は、

応援職員とともに面接や苦情や相談にあたり、夜間に書類審査をするという状態で、約2ヵ月間はフル稼働を行った。

その結果、当初第1回の受付分約8,000件の申請について、面接後約1週間で決定通知を送付することができた。

また、今回の災害が未曾有の大災害であったこと等諸般の事情を考慮するとの厚生省援護局長通知により、10月1日から1ヵ月間、特例の貸付の再受付が始った。

再受付業務については、災害援護管理室で住宅義援金交付等プロジェクトチームの貸付担当を組織して、面接方式を改め、申請書は郵送受付、審査は書類審査と電話照会方式に変更を行い、約2,100件の申請を取り扱った。

[制度の概要]

○貸付対象

市内で被災した世帯の世帯主で、次のいずれかに該当する人

- (ア)住居が全壊または半壊
- (イ)家財に1/3以上の被害を受けた人
- (ウ)今回の地震で1ヵ月以上の療養期間を要する負傷を受けた人

○貸付限度額

(1) 世帯主に負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合	
①家財の1/3以上に損害がある場合	150万円
②住居(持家)が半壊した場合	170万円
③②で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等特別の事情がある場合	250万円
④住居(持家)が全壊した場合(⑥の場合を除く)	250万円
⑤④で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等特別の事情がある場合	350万円
⑥住居の全体が滅失した場合	350万円
(2) 世帯主が1ヵ月以上の療養期間を要する負傷を受けた場合	
①家財に1/3未満の損害がある場合	150万円
②家財の1/3以上に損害がある場合	250万円
③住居(持家)が半壊した場合	270万円
④③で持ち家の場合、住居の残存部分を取り壊さなければならない等特別の事情がある場合	350万円
住居が全壊した場合	350万円

(注)借家の方は、家財の申し込みが原則。借家人が引き続き居住することができなくなったときは、全壊または半壊の申し込みができる。

○貸付条件

- 償還期間 10年
- 利率 据置期間中(当初5年間) 無利子
据置期間経過後 年3%
- 償還方法 元利均等の年賦又は半年賦繰上償還可
- 連帯保証人 1人(返済能力を有し、原則として西宮市内に居住する人。ただし、災害援護資金の借受人およびこの貸付の連帯保証人になっている人を除く)

○所得制限

- 平成5年中の世帯全員の総所得金額の合計が、
- (ア)同一世帯に属する人が1人であるとき……………220万円以下
 - (イ)同一世帯に属する人が2人であるとき……………390万円以下
 - (ウ)同一世帯に属する人が3人であるとき……………580万円以下
 - (エ)同一世帯に属する人が4人であるとき……………650万円以下
 - (オ)同一世帯に属する人が4人を超えるとき
1人増えるごとに30万円を加算した額以下
 - (カ)その世帯の住居が滅失した場合
上記の限度額にかかわらず、1,270万円以下

表4-5-7 災害援護資金貸付状況
(平成8年3月29日現在)

(単位:件、千円)

区 分	件 数	金 額
当初受付分(3月20日~5月1日)		
家財の破損	1,645	2,453,480
半壊	1,707	3,041,500
全壊	3,618	10,584,390
小 計	6,970	16,079,370
再開分(10月1日~10月31日)		
家財の破損	327	460,470
半壊	490	779,030
全壊	1,147	3,036,190
小 計	1,964	4,275,690
合 計	8,934	20,355,060

6—生活福祉資金特別貸付(小口特別貸付制度)

①貸付制度の概要

震災により罹災した住民に対し、生活の安定を図り、当該世帯の更生に資するため、生活福祉資金(災害援護資金)の活用により、緊急的、特例的に小口貸付(以下「小口貸付資金」という。)を行った。(財源国4分の3、県4分の1)

○実施主体

兵庫県社会福祉協議会(及び大阪府社会福祉協議会)
貸付事務は西宮市社会福祉協議会(及び全国各市社会福祉協議会)

○貸付対象

今回の罹災により、世帯員の死亡や負傷、住居の損壊等により、生活に困窮している世帯であって、緊急に必要な資金の融通を他から受ける事が困難であると認められる場合に特例的に低所得者に限定せず、貸し付ける。

○資金の種類

貸付対象種目は、用途の限定されていない災害援護資金とし、災害を受けた世帯の生活支援を図るために必要な資金。

○貸付金額の限度額

10万円以内。ただし、特に必要と認められる場合は20万円以内。

なお、特に必要と認められる場合とは、次に掲げるとおり。

ア、世帯員の中に死亡者や入院中の負傷者がいるとき。

イ、世帯員に要介護者(障害者・ねたきり老人等)がいるとき。

- ウ、世帯員が4人以上いるとき。
- エ、世帯員に妊産婦及び学齢児童がいるとき。

○償還期間及び利率

- ア、償還期間は1年据置後、4年以内に償還。
- イ、利率は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年3%。

○貸付手続等

- ア、「生活福祉資金特別貸付申込書」により受付。
- イ、対象者の確認は、身分証明書、健康保険証、免許証及び住民基本台帳等で確認。
- ウ、連帯保証人は、原則として1名必要。
- エ、申込時に、印鑑又は押印による押印。後日、申込者及び連帯保証人の印鑑証明書の提出が必要。

②経過

- 1月23日 厚生省が方針決定
 - 1月25日 厚生省が県社協及び大阪府社協と協議し、1月27日より受付を開始し、当分の間受け付けると方針決定。
県社協への人的支援を要望。
市社協は1月31日より受付開始することを決定。
 - 1月30日 各避難所に広報ビラ掲示。
県外社協職員の第1陣として鹿児島県社協職員が昼頃に到着。
 - 1月31日 西宮市立勤労会館ホール前に午前7時半頃より市民が並び始める。
午前8時40分頃整理券配布し、50分頃開場。
正午頃に500名を超えたため、当日受付締め切り、翌日整理券配布。
 - 2月6日 兵庫県が県社協に申込受付を2月9日で打ち切ることを通知。
 - 2月8日 市社協は受付終了日を2月15日とする。
申込受付は2月6日まで勤労会館ホール、7日から総合福祉センター別館で、資金交付は2月9日まで市役所南入口受付前、10日から総合福祉センター入口ロビーで行った。
- 課題等
- 申込のときに、申込者の家が全壊のため、実印はもとより認め印や運転免許証等身分を証明できるものが倒壊家屋の下にあり、本人確認を困難にした。
 - 市社協職員で、この業務に従事できたのは、1日につきせいぜい15人で、支援の職員ボランティアの方々の協力がなければ遂行できなかった。
 - 県内社協（58人）、県外社協（33人）、ボランティア（66人）等の支援をいただいた。

表4-5-8 生活福祉資金特別貸付

(単位:件、千円、人)

月 日	申込件数	申込金額	交付件数	交付金額	従事者数
1月31日(火)	494	74,100	—	—	35
2月1日(水)	494	74,100	—	—	26
2日(木)	596	89,400	477	68,200	31
3日(金)	599	89,850	537	75,500	37
4日(土)	645	96,750	581	84,050	37
5日(日)	445	66,750	564	80,000	34
6日(月)	608	91,200	571	81,400	34
7日(火)	253	37,950	490	71,250	28
8日(水)	290	43,500	582	82,200	28
9日(木)	203	30,450	259	36,950	25
10日(金)	183	27,450	296	40,800	20
11日(祝)	—	—	199	28,100	10
12日(日)	—	—	207	30,150	7
13日(月)	372	55,800	56	8,000	18
14日(火)	365	54,750	16	2,200	16
15日(水)	412	61,800	353	50,100	21
16日(木)	—	—	295	41,050	6
17日(金)	—	—	345	49,100	6
20日(月)	—	—	23	3,600	4
22日(水)	—	—	4	500	—
23日(木)	—	—	2	300	—
24日(金)	—	—	2	300	—
27日(月)	—	—	2	400	—
3月2日(木)	—	—	1	200	—
10日(金)	—	—	4	700	—
合 計	5,959	893,850	5,866	835,050	—

7—生活福祉資金(災害援護資金)貸付

①貸付制度の概要

震災により「災害弔慰金の支給等に関する法律」(以下「法」という。)に基づく災害援護資金(第4章-5-(5)参照)の貸付対象とならない程度の被害に遭われ、ほかからの融資を受けられない世帯で、次のいずれの要件にもあてはまる世帯を対象に貸付を行った。(財源国4分の3、県4分の1)

○貸付対象

- (1)世帯の総所得額が下表の基準額以下であること。

(単位:千円)

世帯人員	基準額	備考
1人	1,800	世帯員に下記の対象者がいる場合 ●年齢が70歳以上の方 1人につき38万円を加算 ●身体障害者手帳又は療育手帳所持者 1人につき57万円を加算
2人	2,700	
3人	3,600	
4人	4,600	
5人	5,400	
6人以上	1人につき90万円を加算	

- (2)住居が一部破損し家財の損害が1/3未満、又は住居に被害はなく家財の損害が1/3未満。

○貸付限度額 150万円

○貸付利率 年3%

○償還期間 8年以内(うち据置期間3年以内)

○連帯保証人 1名

○資金の使途 原則として、貸付決定後に行う住宅の補修工事と家財の購入に限られ、生活費等は対象外とされた。

また、本来この貸付は、被災日の属する月の翌月1日から起算して原則として6月を経過する日までに申込書を提出しなければならないと「生活福祉資金運営要領第1の1の(4)」で定められているが、今回は「法」の災害援護資金受付が10月1日から10月31日まで再開されたことに伴い、生活福祉資金の災害援護資金受付も同じ期間再開された。

②経過

4月13日

「厚生事務次官通知(2月24日付厚生省社援73号)」および県通知「生活福祉資金の貸付について(4月7日付兵社福3号)」を収受

4月18日

社協事務局より民生・児童委員会会長宛、貸付に関する通知を送付。

4月28日

社協事務局事務連絡会において説明と応援依頼(5月2日、8日、15日各課の応援依頼者に説明)

5月2日

民生・児童委員会総務会で説明と依頼(各民協での説明5月8日～5月13日、5月23日)

5月16日～7月31日

受付、問い合わせ期間(別館2階多目的ホール)

6月6日

第1回(災害援護資金貸付)調査委員会開催(以後6月28日、7月13日、8月1日、8月16日、9月5日、9月21日の計7回)
(審査件数75件—貸付決定73件、取下げ1件、却下1件)

〔再開分〕

9月8日

通知「生活福祉資金災害援護資金の受付再開について」(9月7日付兵社福174号)を収受

9月21日

第7回(災害援護資金貸付)調査委員会終了後、再開の説明と依頼(9月22日「貸付再開について」各民生委員・児童委員に郵送)

10月1日～10月31日

受付、問い合わせ期間(本館1Fロビー)

③貸付実績、体制等

ア. 5月16日～7月31日

申込 75件(貸付決定73件、取下げ1件、却下1件)

貸付金 74,830,000円

問合せ 来所 835件 電話 約1,500件

体制 5月16日～5月18日 8人

(受付6、連絡係1、庶務(アルバイト)1)

5月19日～5月26日 5人

(受付3、連絡係1、庶務(アルバイト)1)

5月29日～6月9日 4人

(受付2、連絡係1、庶務(アルバイト)1、
応援1～2)

6月12日～7月31日 3人

(受付1、連絡係1、庶務(アルバイト)1、
応援1～2)

イ. 再開分

申込 0件

問合せ 来所 39件 電話 約200件

体制 3人(受付1、連絡係1、庶務(アルバイト)1)

④課題

ア. 民生委員は、この貸付制度の中核的役割を担っているが、今回の震災では民生委員の約半数が全壊、半壊の被害(死亡や負傷を含め)を被った状況で、民生委員活動自体かなり難しい状況におかれていた。にもかかわらず、平時と同様の手続・事務処理体制で臨んだことは、次の点で無理があった。

○申込者と民生委員の連絡が取りにくい。

○被災後4か月以上経過した家財の被害状況を、誰が、いかに調査(権利意識)し判断(基準を含め)するのか。また1回目の「法」の災害援護資金締め切り後に被災の程度判定が変更になった例が多々あり、その方々の問い合わせがかなりあった。

○制度上、審査等貸付決定までに時間がかかる。(約3カ月)

イ. 申込者は、家具家財の購入よりも生活費を含めた自立更生資金を必要としており、今回の資金使途を限定した方法は実状にそぐわない面があった。

ウ. 上記についてほとんどの事項は、「法」の災害援護資金に一元化することにより解決すると思われる。また、一元化することで事務の効率化も図られると思う。

エ. 最近の状況として保証人を立てることが難しくなっているが、特に高齢者世帯には難しく、保証人制度の検討が望まれる。

8 市税等の減免

震災による被害は、きわめて広範かつ甚大であったため、税の分野においても、従来の災害減免等の制度を超えた臨時かつ特例的な措置が講じられている。市税を中心に、その概要を記述する。

① 平成6年度市税の申告、申請、納付等の期限の延長

「平成6年度分の市民税の納期を定める規則」（平成7年1月31日西宮市規則第37号）の制定により、個人市民税（普通徴収分）の平成6年度第4期分の納期を平成7年1月17日から3月31日までとした（通常1月1日より1月31日）。

また、平成7年1月31日西宮市告示甲第555号により、地方税法及び市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く）または納付若しくは納入に関する期限（個人市民税普通徴収第4期分を除く）のうち、平成7年1月17日以降その期限が到来するものについては、別途告示で定める期日まで期限を延長した。延長した期日の指定については、平成7年3月20日西宮市告示甲第590号により、個人市民税の申告書の提出及び法人市民税の申告・納付期限は5月31日、その他の期限は3月31日とした。

表4-5-9 市税等の納付・申告期限の延長

[納期限の延長]

税目	区分	本来の納期限	延長後の納期限
個人市県民税	普通徴収4期	1月31日	3月31日
	特別徴収7年1月分	2月10日	3月31日
	特別徴収7年2月分	3月10日	3月31日
法人市民税	1月17日より5月30日までに申告・納付すべきものとなっているもの		5月31日
特別土地保有税	2月取得分	2月28日	3月31日
事業所税	1月17日より3月30日までに申告・納付すべきものとなっているもの		3月31日
	(注)事業にかかる分の申告・納付期限 個人 翌年の3月15日 法人 事業年度終了日から2カ月 新増設にかかる分の申告・納付期限 新増設をした日から2カ月		

[申告期限の延長]

税目・区分	本来の申告期限	延長後の申告期限
個人市県民税(普通徴収)の申告	3月15日	5月31日
給与支払報告書提出(個人市県民税特別徴収)	1月31日	3月31日
償却資産(固定資産税)の申告	1月31日	3月31日

②市税の減免

従来から災害減免通達（災害被害者に対する地方税の減免措置等について——昭和39年11月7日自治事務次官

通達）により、個人住民税及び固定資産税の減免について基準が示されていたが、平成7年2月20日に一部改正され、個人住民税の所得要件の引上げが行われた。

また、災害による減免については、被災者が納付すべき当該年度の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日が到来するものについて行うこととされており、従って、本来なら本市では、個人住民税においては普通徴収の平成6年度第4期分及び特別徴収の平成7年1月～5月分のみしか対象とならないものであった（固定資産税の第4期の納期限は12月25日）。しかし、平成7年3月9日の自治省税務局長通達（阪神・淡路大震災の被災者に係る地方税の減免措置の取扱いについて）等により、阪神・淡路大震災の災害の広域性、被害の甚大性等にかんがみ、平成7年度においても、平成6年度に準じて、災害減免通達を基準として減免措置を講ずることが適当とされた。

また、平成7年3月9日の自治省税務局市町村税課長通達（阪神・淡路大震災に係る個人住民税及び事業所税の取扱いについて）により、平成7年1月17日以降平成8年3月31日までに申告納付すべき事業所税（資産割・新増設）について減免措置の取扱いが示された。

こうした通達等を受け、まず個人市民税の減免について平成7年3月22日「阪神・淡路大震災に伴う市税の減免に関する規則」及び要綱を制定した。続いて5月16日、事業所税の減免規定（適用は平成7年1月17日）を、6月28日には固定資産税・都市計画税の減免規定を追加する改正を行い、それぞれ要綱を制定した。

各税の減免内容等は次のとおり。

ア. 市県民税

[対象]

普通徴収 平成6年度第4期分・平成7年度全期分
特別徴収 平成7年1月分～5月分・平成7年度全額
[減免割合等]

- 納税者本人が災害の原因により死亡した場合
全額免除
- 納税者本人が生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合
全額免除
- 納税者本人が災害の原因により障害者になった場合
90%を軽減
- 前年中の合計所得金額1,000万円以下の納税者が、所有(居住)する住宅または家財に損害を受けた場合
次のとおり

前年中の合計所得金額	損害の程度が3割以上5割未満(半壊・半焼)	損害の程度が5割以上(全壊・全焼)
300万円以下	80%軽減	全額免除
300万円超 500万円以下	50%軽減	全額免除
500万円超 750万円以下	25%軽減	50%軽減
750万円超 1,000万円以下	12.5%軽減	25%軽減

これは、平成7年2月に改正された災害減免通達に準拠した内容であるが、損害の程度3割以上5割未満で合計所得金額300万円以下の層に対して市独自に80%軽減を設けた（災害減免通達では同ランクは50%軽減）。

〔申請手続き〕

市の調査に基づいて減免を行い、原則として納税義務者からの申請等の手続きは不要とした。

イ. 固定資産税・都市計画税

〔対象〕 平成7年度全期分

償却資産については災害減免通達の基準に拠っている。災害減免通達では、土地・家屋についても償却資産と同じ減免割合であるが、本市では土地・家屋の2割未満の損害に対しても減免基準を設けるとともに家屋については独自の基準を採用している。

表4-5-10 減免割合等

	損害の程度	減免割合	申請
土地 (埋没・流失 など)	8割以上	全額免除	必要
	6割以上8割未満	80%軽減	
	4割以上6割未満	60%軽減	
	2割以上4割未満	40%軽減	
	2割未満	地区・用途区分等により 8%、5%、0の3区分	不要
家屋	5割以上 (全壊・全焼)	全額免除	不要
	2割以上5割未満 (半壊・半焼)	50%軽減	
	2割未満	10%軽減	
償却資産	8割以上	全額免除	必要
	6割以上8割未満	80%軽減	
	4割以上6割未満	60%軽減	
	2割以上4割未満	40%軽減	

ウ. 事業所税

〔対象〕

平成7年1月17日以降平成8年3月31日までに申告納付すべき事業に係る事業所税（資産割）及び同期間中に申告納付すべき新增設に係る事業所税

〔減免割合等〕（自治省市町村税課長通達のとおり）

○事業の休止に伴う資産割の減免

阪神・淡路大震災により事業所用家屋が損壊したことに伴い、当該事業所用家屋において行っていた事業を休止したと認められる場合、当該休止した事

業の用に供する事業所用家屋に係る床面積相当分について、事業の休止期間に応じ、資産割を減免する。

○代替事業所用家屋に係る新增設分の減免

阪神・淡路大震災により滅失または損壊した事業所用家屋の所有者等が、当該被災事業所用家屋に代わるものと認められる事業所用家屋を新築または増築した場合、当該被災事業所用家屋に係る床面積相当分について、新增設に係る事業所税を減免する。

●各税の減免状況は次のとおり

ア. 市民税

表4-5-11 市民税減免状況

イ. 固定資産税・都市計画税

表4-5-12 固定資産税等減免状況

ウ. 事業所税

事業に係る事業所税（資産割） 70件 25,296千円

③固定資産税・都市計画税の平成6年度第4期減免相当分の返還

地方税法上のいわゆる標準納期では、固定資産税・都市計画税の第4期は2月であるが、西宮市市税条例では12月25日が第4期の納期限とされている。従って、1月17日の阪神・淡路大震災発生時点では既に納期が終了しており、減免としては処理できないものであった。被災を受けた阪神間各市のうち、神戸・尼崎・芦屋・伊丹・三田の各市では標準納期を採用しており、減免措置を行った。また、本市と同様第4期の納期が終了していた宝塚・川西両市においては、軽減等の特例措置として実施している。近隣市との均衡上からも、被災者の税負担の軽減を図るため、「阪神・淡路大震災に伴う固定資産税、都市計画税の返還金に関する要綱」（平成7年11月1日）等を定め、2割以上の損害を受けたことにより平成7年度に減免決定をした固定資産について、平成6年度第4期減免相当分（減免がされた場合と同等の額）を返還金として交付している。

平成7年11月と平成8年2月の2回、合計43,197件、35,181人に返還金交付通知を行い、その返還金額は432,288,500円であった。

④税務諸証明手数料の減免

市県民税の課税証明（所得証明）・納税証明・固定資産評価証明等税務諸証明のうち、使用目的が震災に起因するものについて、平成7年1月24日から12月末日まで手数料（1件250円）を減免した。件数等は次のとおり（本庁・北部税務課取扱分のみ）。

表4-5-13 税務諸証明手数料の減免状況

表 4-5-11 市民税減免状況

(単位：件・千円)

減免理由	減免割合		減免状況			
			平成6年度		平成7年度	
			件数	金額	件数	金額
死亡	全額		251	19,369	280	24,362
生活保護	全額		0	0	0	0
障害者	90%		0	0	0	0
住宅・家財の損害	損害程度					
合計所得金額	3割～5割未	5割～				
300万円以下	80%	全額	26,126	210,705	31,727	496,268
300万円超 500万円以下	50%	全額	13,117	252,012	16,556	562,803
500万円超 750万円以下	25%	50%	8,902	71,912	9,979	198,328
750万円超1000万円以下	12.5%	25%	3,990	16,292	4,135	69,937
1,000万円超の均等割減免			—	—	1,540	3,080
合計			52,386	570,290	64,217	1,354,778

平成7年12月末現在

表 4-5-12 固定資産税等減免状況

(平成8年1月25日現在)

区分	損害の程度	減免割合	固定資産税		都市計画税	
			件数	金額	件数	金額
土地	8割以上	全額免除	27	1,287	27	797
	6割以上8割未満	80%	17	915	17	553
	4割以上6割未満	60%	104	8,810	104	4,550
	2割以上4割未満	40%	708	18,777	708	9,446
	2割未満	8%	120,254	1,157,553	120,254	460,616
		5%	19,392	67,969	17,555	20,201
	小計		140,502	1,255,311	138,665	496,163
家屋	5割以上	全額免除	23,108	622,523	23,095	134,862
	2割以上5割未満	50%	16,468	697,060	16,404	151,541
	2割未満	10%	47,895	821,095	47,222	188,370
	小計		87,471	2,140,678	86,721	474,773
償却資産	8割以上	全額免除	81	10,809	/	
	6割以上8割未満	80%	31	11,556		
	4割以上6割未満	60%	87	11,245		
	2割以上4割未満	40%	157	43,443		
	配分	40%	2	78,781		
	小計		358	155,834		
合計		228,331	3,551,823	225,386	970,936	

金額単位：千円

件数単位：土地——筆

家屋——棟

償却資産——納税義務者数

表 4-5-13 税務諸証明手数料の減免状況

(単位: 件、円)

区分	市民税	資産税	件数計	金額計	
平成6年度	1月	320	114	434	108,500
	2月	2,612	2,094	4,706	1,176,500
	3月	6,574	3,844	10,418	2,604,500
	計	9,506	6,052	15,558	3,889,500
平成7年度	4月	4,829	2,659	7,488	1,872,000
	5月	3,134	1,728	4,862	1,215,500
	6月	3,753	1,150	4,903	1,225,750
	7月	2,996	751	3,747	936,750
	8月	3,815	751	4,566	1,141,500
	9月	2,828	763	3,591	897,750
	10月	2,262	872	3,134	783,500
	11月	1,546	434	1,980	495,000
	12月	1,172	525	1,697	424,250
	計	26,335	9,633	35,968	8,992,000
	合計	35,841	15,685	51,526	12,881,500

⑤登録免許税の免税措置にかかる被災証明書の発行

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正等に伴い、阪神・淡路大震災により滅失した建物または損壊したため取り壊した建物に代わるものとして新築または取得した建物の所有権の保存または移転の登記については、平成7年4月1日から平成12年3月31日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さないこととされた。この免税措置の対象となるためには、被災者が阪神・淡路大震災により所有する建物に被害を受けたことにつき、当該建物の所在地の市町村長から証明を受ける必要があり、本市においては税制課においてこの証明書を無手数料扱いで発行した。平成7年12月までの発行件数は次のとおり。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件数	43	51	78	103	153	271	341	417	466	1,923

⑥住宅用地の認定継続の特例(固定資産税・都市計画税)

地方税法改正(平成7年3月27日公布)に伴い、市税条例を改正(平成7年6月定例会で議決、7月7日施行)し、震災により住宅が滅失等した土地について住宅用地の認定を継続する特例を設けた。

住宅としての用に供されなくなった場合は、次年度より非住宅用地の扱いとなり、住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の課税の特例の対象から外れることとなる。しかし、阪神・淡路大震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地で、平成7年度において住宅用地の認定を受けていたもののうち、平成8年度

または9年度に係る賦課期日において家屋等の敷地の用に供されていない土地で、当該土地の所有者等が所有するものについては、住宅用地の認定を継続し、平成8年度・9年度の固定資産税・都市計画税額を減額するもの。

(面積要件)	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(200㎡まで)	6分の1	3分の1
上記以外の住宅用地	3分の1	3分の2

⑦代替家屋・償却資産の課税の特例(固定資産税・都市計画税)

地方税法改正(平成7年3月27日公布)に伴い、市税条例を改正(平成7年6月定例会で議決、7月7日施行)し、震災により滅失等した家屋・償却資産に代わるものとして取得した家屋・償却資産の課税の特例を設けた。

ア、軽減内容

〔家屋〕 従前の家屋の床面積に相当する部分について、固定資産税及び都市計画税の2分の1を減額

〔償却資産〕 従前の資産に対応する部分について、固定資産税の課税標準を価格の2分の1とする

イ、適用 平成7年1月17日から10年1月1日までの間における取得または改築(改良)したものについて3年間(最初に課税されることとなった年度から3年度分)

9— 手数料等の減免

①戸籍・住民票等交付手数料

印鑑登録証明、住民票の写し、住民票記載事項証明、外国人登録済証明の交付手数料の減免措置は、西宮市手数料条例施行規則第4条第12項第8号(その他市長が特別の理由があると認めるもの)により、平成7年1月24日から実施した。

また、戸籍謄抄本、受理証明、戸籍(届書)記載事項証明にかかる交付手数料についても神戸地方法務局西宮支局長通知(平成7年2月6日付兵庫県南部地震の被災者に関する戸籍手数料の取扱い等について)により、平成7年2月9日から減免を行った。

いずれも、使用目的が兵庫県南部地震に起因するもので、被災者が死亡の場合は被災者本人を含むものを条件に、被災者本人(被災者が死亡している場合はその家族)を対象者として実施したものである。

表4-5-14 戸籍・住民票等交付手数料の減免状況

種 別	平成7年1月24日～平成7年3月31日		平成7年4月1日～平成7年9月30日		
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
戸	記載事項証明	186	55,800	3	900
	受理証明書	0	0	0	0
籍	除籍(原戸籍)謄抄本	657	459,900	63	44,100
	戸籍謄抄本	2,695	1,078,000	375	150,000
印鑑	印鑑登録証	3,495	349,500	372	37,200
	印鑑登録証明書	49,385	12,346,250	10,236	2,559,000
住民	住民票・附票	25,982	6,495,500	4,604	1,151,000
諸証明	不在籍(不登録)証明書	0	0	0	0
	外国人登録済証明書	653	163,250	630	157,500
合 計	83,053	20,948,200	16,283	4,099,700	

○震災時の市民課窓口

〔震災当日〕

震災当日の午前中に出勤できた職員は10人ほどであった。市民の来庁も少なく、コンピュータのオンラインシステムも停止しており、住民票等の証明事務はできなかった。

ガラスが割れて寒風が容赦なく吹き込む庁舎で、倒れた備品や書類の整理等を行う。

午後5時前に市長から「未曾有の大災害であり、今夜は全員徹夜体制」との指示がでた。職員は、避難所となった学校等に派遣されたり、炊き出しに駆り出された。

〔大量の死亡届〕

徹夜明けで迎えた翌18日、窓口には大量の死亡届が押し寄せている。他の職場からも戸籍事務経験者の応援を求め、ひたすら受付業務を進める。埋火葬許可書を渡し「合同葬儀の予定はありません、お葬式は各自でお願いします。西宮市の火葬場は設備も壊れガスも来ていないので使えません、火葬の予約も各自でお願いします」「何言うとするんや、役所で責任をもって火葬せんかい、だいいちまだ棺桶にも入れられてないんやで」「申し訳ありません、この許可書を持って行けば全国どこでも火葬できますから、ご自分で手配をお願いします。棺桶は今市外の業者に注文していますから、もうしばらくお待ち下さい」こんな殺気立ったやりとりが延々と続いた。

〔避難者の所在と住民登録〕

避難所にいる人や、その後仮設住宅に入居した人、親

瓦木支所での対応

1月17日、出勤できた職員は、瓦木支所で2人。北口と上甲子園の両サービスセンターでそれぞれ3人と2人であった。お互いに家族の無事を確認しながら、今後の対応を相談した。瓦木地区も大きな被害を被った地区のひとつであった。

日が明るくなるにつれ、続々と市民が押し寄せてきた。急いで瓦木小学校、瓦木公民館を避難所として開放し地元の消防団とともに対応に当たった。そして消防団長と相談のうえ、支所に臨時の対策室を置き、けが人の受け入れや、これからの事態への協力をお願いした。また、本来避難所ではない北口・上甲子園サービスセンターでも、避難される方を受け入れざるを得なくなった。

しかし、何回も余震が続き、より大きな揺れが来るという噂が流れたり、被害のすさまじい状況がテレビなどではつきりするにつれ、正直言って恐怖と不安で一杯であった。

その間にも市民からは「水やガスが出ない。何とかしろ」「隣の家が傾いている、すぐに助けに來い」などの苦情が殺到した。まるで市役所がこの災害を引き起こしたかのように怒りをぶつけてくる方も多かった。

目の前に迫った問題については、人命優先や緊急避難を第一に、考える余裕もなくすぐさま判断し実行した。少ない食糧の配分方法、遺体の安置場所の確保、窓口業務の停止、支所の電話を市民に開放、担架の代わりに車椅子の貸し出し等。

さすがに一睡もできず翌18日を迎えた。心身ともに相当な疲労を感じたが、支所職員も4人となり、またボーイスカウト地区委員長からボランティアの申し出があり、即お願いすることにした。男子団員には、支所内に倒れ、散乱したロッカー等の整理と避難所の対応(宿直を含む夜間の管理等)を、女子団員には散乱した書類の整理と要望、苦情等への対応の補助等をお願いし、毎日10人程の団員の協力をいただいた。

また、近くの農家の方がいち早く農業用水を市民に開放してくださったので、支所のトイレの状態も改善され避難者以外の利用者も多かった。また地元の会社、市民の方がすぐに食糧を差し入れしてくださったり、何年も前に他市に転出された方がニュースを見て何時間もかけて食糧・衣料を届けていただき、これほどうれしいことはなかった。

この他民生委員、社協の役員、自治会等々から、何か手伝えることはないかとの申し出をいただき、心強い思いがした。

こうして地域の方々の応援と職員の奮闘によりなんとか乗り越えることができた。ただ何度も市災害対策本部へ情報提供を要望したが、なかなか情報が伝達されなかったことが、今後の課題である。

感や賃貸住宅に一時的に避難した人も、そこに住所を定めたわけではなく、住民登録の異動は原則として行う必要はない。しかし市民の住所の問い合わせは引きも切らず、1年以上たった現在でも所在調査は続いているが、住民登録で実際の住所を確認することはできない状況であった。

〔食糧供給班の活動〕

地域防災計画での市民課の担当は「食糧供給班」と定められていた。食糧調達班が用意した食糧を、避難所に自動車で運ぶのが仕事だが、市民課だけでは到底対応しきれず、他課の職員やボランティア、自衛隊等の応援も得て、大規模な体制で実施した。

窓口業務をしながらの食糧供給しかも早朝から土・日曜日も休みなく続くこの業務は、まさに限界への挑戦であった。

〔災害援護管理室・義援金担当への派遣〕

プロジェクトチーム災害援護管理室が組織されたが、住宅助成義援金担当として、1カ月職員が派遣された。支給基準にわずかに達しない人など、助成の対象とならない人に納得してもらわなければならない、神経をすり減らす仕事であった。

〔窓口業務と手数料の減免〕

被災者を支援するため、行政、民間企業などが様々な制度を創設したが、被災者がそれを利用する場合、そのほとんどが住民票や印鑑証明の添付を求めた。家とともに実印、印鑑登録カードを失った人、着のみ着のまま避難した人が多く、こうした人々が毎日窓口へ殺到した。印鑑登録や住民票等の手数料も減免された。転出証明書

なしで転入届を受け付けることも認められ、住民登録が二重にならないよう神経を使った。

②建築確認申請手数料等の免除

建築基準法施行令第13条では「…災害その他特別な事由があると認める場合においては、(略)当該地方公共団体の規則で定めるところにより確認申請手数料を減額し、又は免除することができる。」と規定されており、それを受けて西宮市建築基準法施行細則第4条は「市長は「建築物が災害を受けたことにより、建築物の建築又は大規模の修繕若しくは模様替えをしようとする場合」確認申請手数料を免除することができる。」と規定している。

今回の震災については、被災者の救済と復旧・復興の迅速化を図るため、これらの規定に基づき、確認申請手数料を免除することとした。

免除の期間は他都市の例も参考にしながら、震災の日から3年間とした。

免除申請は、建築確認申請書を提出する際、確認申請手数料免除申請書に震災を受けたことを証明する書類として、被災者証明書又は被災証明書を添付して行うこととした。

同様に、建築許可申請手数料及び仮使用承認申請手数料についても西宮市手数料規則第3条の規定に基づき免除することとし、建築確認済証明手数料及び検査済証明手数料についても震災に伴う建築物の建築やそのための資金融資等に関するものは、西宮市手数料条例第5条及び同施行規則第4条の規定に基づき免除することとした。

表4-5-15 免除の実績

(単位:件、円)

月	(1) 確認申請手数料		(2) 許可申請手数料		(3) 仮使用承認 申請手数料		(4) 証明手数料		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	21	320,000	0	0	1	110,000	0	0	22	430,000
3	312	4,810,000	5	550,000	0	0	0	0	317	5,360,000
4	595	9,382,000	2	220,000	0	0	1	250	598	9,602,250
5	749	11,898,000	8	880,000	0	0	3	750	760	12,778,750
6	886	14,328,000	14	1,620,000	0	0	2	500	902	15,948,500
7	796	13,266,000	5	590,000	0	0	2	500	803	13,856,500
8	697	11,560,000	1	110,000	0	0	2	500	700	11,670,500
9	584	10,426,000	1	150,000	0	0	4	1000	589	10,577,000
10	572	10,169,000	0	0	0	0	10	2,500	582	10,171,500
11	457	8,356,000	3	450,000	0	0	6	1,500	466	8,807,500
12	364	6,676,000	5	710,000	0	0	5	1,250	374	7,387,250
1	247	4,380,000	2	300,000	0	0	3	750	252	4,680,750
合計	6280	105,571,000	46	5,580,000	1	110,000	38	9,500	6365	111,270,500

③その他手数料等の減免、徴収猶予（この節で後述するものを除く）

表4-5-16 その他手数料等減免・徴収猶予状況

区 分	実 施 内 容 (減免率等)	期 間
改良住宅等家賃収入	平成7年2月分の改良住宅の家賃収入時期が、口座振替の繰延により4月以降となる	
勤労福祉センター使用料	震災による備品等破損のため営業不能の期間を判断し、1ヵ月分の使用料を減免した	1月17日～2月16日
勤労者体育館自動販売機占有使用料	震災後1ヵ月まで自販機の電源を休止したため、1ヵ月分の施設占有料を減額した	1月17日～2月16日
し尿処理手数料	避難所等の仮設トイレ 免除 仮設住宅一時的仮設トイレ 免除 全・半壊家庭等 免除 震災原因による浄化槽破裂 免除	3月末まで
胞衣汚物処理手数料	地震原因による死者の寝具、着衣等 免除	3月末まで
死獣処理手数料	地震原因による犬、ねこ等の死体 免除	3月末まで
廃棄物処理手数料	1月分 2分の1減額 2月分 全額免除	1月17日～2月28日
食肉センター冷蔵庫使用料 食肉センター事務所使用料	1月分 日割り減免 2月分～3月分 免除	1月17日～3月31日
満池谷火葬場使用料	1月17日から19日まで火葬場使用が不能であり、かつ火葬すべき遺体が一時的に集中し、遺族の立会いも禁止して順次処理したため無料とした	1月20日～1月31日
土 木 手 数 料	道路境界明示申請者 全額免除	4月1日～平成8年3月31日
自転車駐車場使用料	震災以降の継続契約者に対して、1ヵ月間使用期間を延長する	1ヵ月間使用延長
道 路 占 用 料	大阪ガス・NIT・関西電力を除き、災害に関する一般占用料を免除	7年4月～8年3月
消防証明手数料	免除	2月1日～3月31日
休日応急診療所使用料	被害者に対し、一部負担金500円を免除	7年4月～8年3月
住宅新築資金償還金	貸付対象者に対し6年度の1月から3月分を徴収猶予 全壊世帯は7年度分元金は徴収猶予し、利息部分1.5%引き下げ	7年3月末 5年間
宅地取得資金償還金	同上	同上
住宅改修資金償還金	同上	同上
水洗便所改造資金貸付金元金収入	家屋全壊、半壊の償還義務者の4月末納期以降を対象に、償還を猶予する	1年間
下水道使用料	家事用等水道使用者に対する水量の減額認定により、基本料金のみ徴収する	7年3月～7年4月
各種検診自己負担金収入	子宮がん検診等の一部負担金を被災者に対しては、免除する	7年4月～7年12月
道路復旧受託事業収入	市において災害復旧する道路については、占有者の事務費を免除する	7年4月～8年3月

10—水道料金の減免

水道局では、平成7年1月17日の地震発生日から同年2月28日までの間は、応急復旧による試験通水期間であったので、北部地域を除き、この間の料金算定は実施しなかった。

なお、平成7年の3月分と4月分の料金について北部地域を除き、基本水量分のみの料金請求とし、基本水量を超える料金について減免することとした。これによる減免額は、866,399千円となっている。また、震災による世帯数の減及び店舗等の減に伴う減収は、2,810,580千円に達している。

表4-5-17 水道料金の減免等状況

(単位：千円)

区 分	調定予定額	震災による減収	減 免 措 置	備 考
(6年度) 平成7年1月分	806,015	53,197		調定予定 減収 734,324千円-485,382千円= 248,942千円 調定変更
2月分	749,331	427,131		248,942千円-(68,985戸× 957円=66,019千円) =
3月分	734,324	485,382	182,923	182,923千円 減免
計	2,289,670	965,710	182,923	1,203,549千円-(68,985戸× 1,915円=132,106千円、 68,985戸×957円=66,019 千円、643,896千円×1/2 =321,948千円) =683,476千円 減免
(7年度) 予 算 額	9,608,696	1,844,870	683,476	
合 計	—	2,810,580	866,399	

11 医療・保険の特例措置

①国民健康保険

ア. 国民健康保険料の特別減免

全半壊（焼）の被害を受けた国保加入世帯にかかる保険料について、6年度は1月～3月の3カ月分の全額、7年度は1年分を所得に応じて全額～3割の範囲で減免した。

平成6年度実績

減免世帯数 17,221世帯
減 免 額 767,911千円

平成7年度実績

減免世帯数 24,401世帯
減 免 額 1,768,219千円（12月末現在）

表 4-5-18 特別減免の状況

年 度	平成6年度		平成7年度	
	全・半壊		半 壊	全 壊
合計所得金額 120万円以下	10/10		10/10	10/10
500万円以下			7/10	10/10
500万円超			3/10	5/10

イ. 保険料納期の延長

家屋の倒壊、一時避難等により当面の保険料の納付が困難な被保険者が多数に上ったため、1月と2月の保険料納期（各月末）を3月末に延長した。

ウ. 保険証再発行の即時交付措置

家屋の倒壊等により保険証を紛失した被保険者について、再交付手続きの際に運転免許証等の身分証明の提示が困難な場合でも、2月末までは本人の申し出により保険証を即時交付する措置をとった。なお、3月からは、事故防止のため即時交付の場合は従前どおり身分証明の提示を求めている。

再交付件数 1月 662件(110件)
2月 677件(88件)
3月 281件(92件)

※（ ）内は前年同月の実績

エ. 一部負担金の免除措置

家屋が全半壊（焼）の場合や、世帯主が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、医療機関に支払う一部負担金を免除している。免除対象期間は平成7年1月17日～7年12月末まで。（1月17日から3月末までは支払い猶予、4月以降は支払い免除）

また、制度を知らずに一部負担金を支払ったものについては、還付処理を行っている。

一部負担金免除証明書発行件数 18,697件

免除額 269,943件 1,533,526千円（12月末現在）

オ. 葬祭費の支給

震災により被保険者が死亡した場合、葬儀を行わない場合であっても、2月26日の合同慰霊祭後は申請により遺族の代表に葬祭費を支給した。

支給実績 1月 137件（128件）

2月 399件（115件）

3月 328件（151件）

※（ ）内は前年同月の実績

【国民健康保険課の業務】

○窓口業務

震災に起因する転出や、失業等に伴い来庁する市民が日々増えてきたため、2月中旬までは土・日曜日（3月末までは土曜日）も平常業務を行った。

応援業務の動員がかかると、本来業務は残った課員で対応するが、平常時に比べはるかに少ない態勢で、多岐多様な市民からの要求に応じていかなければならない。このため、市の災害対策や課員の言動に対し、「課長を出せ」「市長を出せ」と窓口や電話で苦情を申し立てる市民の数が日増しに多くなった。普段なら時間をかけて説得するところだが、「震災後私達にはやらねばならないことが山ほどある、どうかご理解を」との姿勢で応じたところ、比較的理理解を示していただけた。

何よりも幸いだったのは、生命線であるコンピュータのオンラインが震災後2日で復旧したことであった。これが稼働できたことで、被災者証明書の発行をはじめ、国保の加入脱退、保険証の再交付、保険料の特別減免および一部負担金免除証明書の交付等も支障なく行うことができ、混乱を最小限に止めることができた。

○震災対策

国保では、①1・2月期の保険料納期を3月に延長 ②資格証交付世帯と未交付世帯に本証を郵送 ③督促状や医療費通知の発送の取り止め ④葬儀を行わない場合でも、市の合同慰霊祭後申請により遺族の代表に葬祭費を支給 ⑤平成7年度保険料賦課限度額、料率を平成6年度水準に据置等の緊急避難措置を実施したが、その中心は保険料の特別減免および一部負担金の免除証明書の交付等であった。

被災者としては、保険料の減免よりも、一部負担金の

免除証明書の方に関心が強く、「無料で医者にかかれる」との認識からか、医療費の大幅な増として現れている(平成7年4月～7月で前年比12.7%増)。

また、社保等との期限の違いから(社保5月末、国保12月末)、小規模事業所、任意継続者などが国保へ切り替えるケースがあったり、被災世帯への世帯合併も一部負担金が免除となることを目論んで、と思われるケースがあった。

既に被保険者が医療機関へ支払った一部負担金(4,300件、約1億円)は還付したが、領収書とレセプトの照合に手間取り、支払いが大幅に遅れることとなった。

○課題

平成6年度の収納率は前年度比△1.3%と低下、平成7年度は平成6年度の保険料水準に据え置いたことに加えて、所得の把握漏れが影響してきており、また前述の医療費の増加もあって、これまで維持してきた健全財政は破綻必至となっている。この立て直しが最大の課題であるが、収納率の回復等は保険者が努力すべきとしても、保険者の責に帰さない部分については、国の積極的な財政支援が望まれるところである。

②年金

ア. 国民年金保険料の免除

第1号被保険者(厚生年金、共済組合等に加入していない人、学生など)については、申請に基づき保険料免除が受けられる制度があるが、震災により被害を受けた場合(住居等の損壊、失業など)、特例的に所得審査を省略する措置が講じられた。また、申請が遅れた場合でも平成6年12月分まで遡及し平成8年3月分までが免除を受けられる期間とされた。

事務処理にあたっては、特例措置の周知方法(→個別勧奨、広報、夜間電話による納付勧奨など)および免除制度の具体的な内容について、被保険者の理解を得るのに苦労した。また、申請者数の増加に伴い事務量もかなり増大した。(→受付、入力、社会保険事務所への進達など)

免除申請者数：14,287件(平成8年3月末)

イ. 児童扶養手当等の所得制限解除

所得制限額超過により、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の全部または一部が支給停止となっている受給者のうち、震災により概ね半壊以上の損害を受けた場合は、届出により平成7年1月分から平成8年7月分までの間、特例的に手当を全額支給することとされた。

被災状況書提出数

児童扶養手当 171件 (平成8年3月末)
特別児童扶養手当 2件

③医療助成

ア. 老人保健法一部負担金の免除

震災により老人保健法医療受給対象者が被災を受け、次の事由のいずれかに該当し、老人保健法医療の一部負担金を支払うことが困難である場合に一部負担金を免除した。

- 住家の全半壊、全半焼の損害を受けたこと
- 死亡し又は重篤な傷病を負ったこと
- 事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと
- その他上記に準ずる事情であって一部負担金を支払うことが困難になるおそれがあると認められる特別の事情があること。

イ. 免除の期間

- 老人保健法一部負担金(入院・外来)、指定老人訪問看護に係る基本利用料

平成7年1月17日から平成7年12月31日まで

- 入院時の食事療養に係る標準負担額

平成7年1月17日から平成7年5月31日まで

ウ. 阪神・淡路大震災被災老人医療受給対象者認定証の発行

被災老人医療受給対象者は上記特例措置を受けるために、保険医療機関等の窓口にて認定証を提示することとなった。

発行件数15,298件

エ. 一部負担金の免除状況

表4-5-19 一部負担金の免除状況

区 分	件数(件)	金額(千円)
平成7年		
4月診分	10,715	29,078
5月診分	13,747	34,601
6月診分	22,173	64,693
7月診分	18,432	43,516
8月診分	16,906	34,771
9月診分	16,568	30,368
10月診分	17,214	30,130
11月診分	17,046	30,223
12月診分	18,622	33,211
計	151,423	330,591

注：社会保険の現物分を除く

1～3月分は認定証未発行のため把握できない

12— 使用料の還付

①市民館

震災以前に1月17日以降の使用申込みを行い使用料納付済のグループ、団体に対し、各市民館よりそれぞれの代表者に連絡し、還付を行った。なお、該当施設は12施設、件数は152件であった。

②勤労施設

各施設の納付済使用料について、次のとおり還付を行った。

表4-5-20 勤労施設納付済使用料の還付状況

施設 / 件数等	平成6年度		平成7年度		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
勤労会館	107	805,880	63	159,920	170	965,800
勤労青少年ホーム	29	170,060	6	10,020	35	180,080
身体障害者教養文化体育施設	43	690,250	21	93,260	64	783,510
合計	179	1,666,190	90	263,200	269	1,929,390

13— 福祉関係の減免措置

①ホームヘルプサービス利用料

ア. 減免基準

(平成7年1月分～3月分)

- 全壊・半壊世帯(61世帯)：全額免除
- 一部破損世帯(63世帯)：半額免除

(平成7年4月分～6月分)

- 全壊世帯 ……前年分所得税額により認定のうえ当該階層からB階層に区分変更。
- 半壊世帯 ……前年分所得税額により認定のうえ当該階層から2ランク区分変更。
- 一部破損世帯 ……前年分所得税額により認定のうえ当該階層から1ランク区分変更。

イ. 減免額

ホームヘルプサービスの利用料および減免額は次のとおりである。

表4-5-21 ホームヘルプサービス利用料減免状況

利用料金(1時間当たり)

階層	利用世帯(生計中心者)の階層区分	利用料
A	生活保護世帯(単給世帯を含む)	0円
B	前年分所得税額非課税世帯	0円
C	前年分所得税額が10,000円以下の世帯	250円
D	前年分所得税額が10,001～30,000円の世帯	400円
E	前年分所得税額が30,001～80,000円の世帯	650円
F	前年分所得税額が80,001～140,000円の世帯	850円
G	前年分所得税額が140,001円以上の世帯	900円

(平成7年1月分～3月分)

①老人

	世帯数	派遣時間数(H)	通常利用料(円)	徴収予定額(円)	減免額(円)
C	6	103	25,750	3,750	22,000
D	6	299.5	119,800	22,700	97,100
E	16	686.5	446,225	170,134	276,091
F	10	282	239,700	21,675	218,025
G	71	2,757	2,481,300	687,600	1,793,700
計	109	4,128	3,312,775	905,859	2,406,916

②障害者

	世帯数	派遣時間数(H)	通常利用料(円)	徴収予定額(円)	減免額(円)
C	0	0	0	0	0
D	2	42.5	17,000	4,200	12,800
E	1	74.5	48,425	24,212	24,213
F	5	53.5	45,475	10,199	35,276
G	7	633	569,700	50,625	519,075
計	15	803.5	680,600	89,236	591,364

(平成7年4月～6月分)

①老人

減免前階層	減免後階層	減免前調定額(円)	減免後調定額(円)	減免額(円)	適用世帯数
C	B	69,375	0	69,375	3
D	B	26,400	0	26,400	1
	C	114,400	71,500	42,900	6
E	B	0	0	0	0
	C	62,400	24,000	38,400	1
	D	437,125	269,000	168,125	8
F	B	0	0	0	0
	D	12,750	6,000	6,750	2
	E	96,050	73,450	22,600	3
G	B	216,900	0	216,900	4
	E	762,300	550,550	211,750	7
	F	1,427,850	1,348,525	79,325	28
合計		3,225,550	2,343,025	882,525	63

②障害者

減免前階層	減免後階層	減免前調定額(円)	減免後調定額(円)	減免額(円)	適用世帯数
C	B	6,750	0	6,750	1
D	B	0	0	0	0
	C	3,600	2,250	1,350	1
E	B	0	0	0	0
	C	0	0	0	0
	D	0	0	0	0
F	B	0	0	0	0
	D	0	0	0	0
	E	101,575	77,675	23,900	4
G	B	0	0	0	0
	E	50,400	36,400	14,000	1
	F	87,300	82,450	4,850	4
計		249,625	198,775	50,850	11

②デイサービス利用料

デイサービス（通所事業）の入浴料金については、全・半壊世帯600円（全額）、一部破損世帯300円（半額）の減免を行い、給食料金については、実費として400円徴収した。訪問入浴事業の2月分の料金については全員無料とし、3月～6月分については、全・半壊世帯800円（全額）、一部破損世帯400円（半額）の減免を行った。

減免額は、平成6年度369,400円、平成7年度1,442,300円、計1,811,700円であった。

表4-5-22 デイサービス利用料減免状況

③老人保護措置費負担金（費用徴収金）

費用徴収金については、全・半壊世帯は全額を、一部破損世帯については、半額の減免を行った。なお、平成6年度1月分の本人徴収金については、施設に入所していたため減免せず。2月～3月に新たに入所した人の本人徴収金については、住居の被災状況に応じ減免を行った。

表4-5-23 老人保護措置費負担金減免状況

④身体障害者措置費負担金（費用徴収金）

費用徴収金については、本人分は減免せず扶養義務者を対象に全・半壊世帯は全額を一部破損世帯は半額の減免を行った。

表4-5-24 身体障害者措置費負担金減免状況

⑤精神薄弱者措置費負担金（費用徴収分）

費用徴収金については、本人分は減免せず扶養義務者を対象に全・半壊世帯は全額を一部破損世帯は半額の減

免を行った。

表4-5-25 精神薄弱者措置費負担金減免状況

⑥障害福祉

ア. 減免基準

全半壊世帯は全額、一部破損世帯は半額を免除。

（ただし、身体障害者短期入所は全世帯全額免除、知的障害者短期入所は全壊世帯のみ全額免除とした。）

イ. 減免額

表4-5-26 障害福祉関係減免状況

⑦留守家庭児童育成センター使用料

被災世帯の負担軽減を図るため、平成6年度1月～3月分について減免を行った。

住居の全壊・半壊世帯

全額免除 276件 3,207,000円

その他の世帯

2分の1減免 652件 4,642,750円

合計 928件 7,849,750円

⑧保育料

震災で住居が全半壊（全半焼）及び一部損壊した世帯で認可保育所に入所していた児童の保護者に対し、平成7年1月から3月までの保育料について全壊（全焼）・半壊（半焼）は10割、一部損壊は5割の減免を行った。

全額免除 2,357件 48,508,800円

2分の1減免 6,073件 73,051,050円

合計 8,430件 121,559,850円

表4-5-22 デイサービス利用料減免状況

施設名	2月	3月	4月	5月	6月
甲子園口 (通所事業)	7,200 全・半壊12	54,900 全・半壊 60 一部破損 63	78,900 全・半壊 86 一部破損 91	79,500 全・半壊 80 一部破損 105	123,600 全・半壊 190 一部破損 132
(訪問入浴)	—	119,200 全・半壊 113 一部破損 72	120,000 全・半壊 83 一部破損 134	118,000 全・半壊 86 一部破損 123	134,800 全・半壊 102 一部破損 133
安井	1,200 全・半壊2	29,400 全・半壊 28 一部破損 42	54,000 全・半壊 54 一部破損 72	60,000 全・半壊 62 一部破損 76	81,900 全・半壊 87 一部破損 99
小松	10,800 全・半壊18	76,500 全・半壊 80 一部破損 91	62,700 全・半壊 37 一部破損 135	60,300 全・半壊 34 一部破損 133	83,100 全・半壊 39 一部破損 199
甲斐園	—	28,500 全・半壊 28 一部破損 79	60,600 全・半壊 61 一部破損 80	85,500 全・半壊 77 一部破損 95	90,300 全・半壊 94 一部破損 113
山口苑	—	21,900 全・半壊 4 一部破損 65	24,600 全・半壊 4 一部破損 74	18,300 全・半壊 3 一部破損 55	36,000 全・半壊 4 一部破損 112
福祉センター	—	19,800 全・半壊 27 一部破損 12	22,500 全・半壊 28 一部破損 19	19,500 全・半壊 26 一部破損 13	28,200 全・半壊 38 一部破損 18
合計	19,200	350,200	423,300	441,100	577,900

(単位：円・人)

表 4-5-23 老人保護措置費負担金減免状況

(単位：円・人)

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
本人分		552,658 全・半壊 15 一部破損 2	1,441,109 全・半壊 35 一部破損 11	3,645,600 全・半壊 57 一部破損 27	4,068,095 全・半壊 69 一部破損 32	4,438,737 全・半壊 81 一部破損 33
扶養義務者分	1,915,102 全・半壊 34 一部破損 66	1,945,391 全・半壊 36 一部破損 66	1,979,372 全・半壊 38 一部破損 67	2,825,984 全・半壊 61 一部破損 61	2,891,910 全・半壊 62 一部破損 62	2,950,579 全・半壊 65 一部破損 62
合 計	1,915,102	2,498,049	3,420,481	6,471,584	6,960,005	7,389,316

※平成6年度減免額

本人分 1,993,767円

扶養義務者分 5,839,865円

合 計 7,833,632円

※平成7年度減免額

本人分 12,152,432円

扶養義務者分 8,668,473円

合 計 20,820,905円

表 4-5-24 身体障害者措置費負担金減免状況

(単位：円・人)

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
扶養義務者分	19,100 全・半壊 1 一部破損 4	19,100 全・半壊 1 一部破損 4	19,100 全・半壊 1 一部破損 4	19,100 全・半壊 1 一部破損 4	19,100 全・半壊 1 一部破損 4	19,100 全・半壊 1 一部破損 4

※平成6年度減免額(扶養義務者分) 57,300円

※平成7年度減免額(扶養義務者分) 57,300円

表 4-5-25 精神薄弱者措置費負担金減免状況

(単位：円・人)

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
扶養義務者分	106,850 全・半壊 6 一部破損 10	98,100 全・半壊 6 一部破損 8	95,800 全・半壊 6 一部破損 7	138,400 全・半壊 7 一部破損 19	125,400 全・半壊 6 一部破損 19	118,900 全・半壊 6 一部破損 18

※平成6年度減免額(扶養義務者分) 300,750円

※平成7年度減免額(扶養義務者分) 382,700円

表 4-5-26 障害福祉関係減免状況

区 分	平成7年1月～3月	平成7年4月～6月	平成7年7月～9月	計	備 考
補装具給付自己負担額(者)	107件 505,807円	206件 1,317,161円		313件 1,822,968円	
補装具給付自己負担額(児)		26件 238,660円		26件 238,660円	県事務委譲により平成7年度から実施
日常生活用具給付自己負担額(児)	37件 333,170円	32件 266,770円		69件 599,940円	
ガイドヘルパー利用料	35時間 31,500円			35時間 31,500円	
身体障害者短期入所自己負担額(児)	530日 768,500円	250日 375,000円	132日 198,000円	912日 1,341,500円	
知的障害者短期入所自己負担額(児)		185日 277,500円	82日 123,000円	267日 400,500円	県事務委譲により平成7年度から実施

14— 教育関係の特例措置

①保護者・子供たちへの支援

ア. 奨学金支給対象の緩和

震災により家屋に損害を受けるなど家計に負担がかかっている家庭の高校・大学生に対する奨学金の支給基準所得額算出に際して、特別控除を設定し支給対象者の拡大を図った。

イ. 授業料・保育料の減免

震災以前の基準に、家屋の全壊（全焼）・半壊（半焼）、所得激減（概ね5割以上）の世帯を震災特例として減免対象に加えた。震災特例による減免期間は、平成7年1月から平成8年3月まで。

幼稚園保育料：家屋が全半壊（焼）した市立幼稚園児の保護者440人に対し、25,169千円を免除。

高等学校授業料：家屋が全半壊（焼）した市立高等学校生徒の保護者1,170人に対し、80,266千円を免除。

また、高等学校入学審査手数料、高等学校入学手数料、幼稚園入園手数料についても同様に免除した。

ウ. 就学奨励金

家屋が全半壊（焼）した市立小・中学校児童生徒の保護者4,600人に対し、166,175千円を給付した。

エ. 地域改善対策奨学金

（県の施策。市は受付事務を行うとともに、補完施策として、新入生に対し教育奨励金50,000円を給付）

対象地域の私立大学生一人に対し、震災の特別措置として、1年分984,050円を一括貸付した。（通常は年3回に分けて貸付）

②納付済使用料の還付

公民館：使用料等

2,974,260円（1,756件）を還付

市民ギャラリー：使用料

810,000円（5件）を還付

6 各種施策・事業

1— 小売市場・商店街仮設共同店舗設置助成

その4割が全半壊という大きな被害を受けた小売市場・商店街の早期復旧を支援し、市民への物資の安定的供給を図るため、被災商業団体が行う仮設共同店舗の設置に対して助成する制度を創設した。

ア. 兵庫県南部地震被災商業施設仮設共同店舗設置補助金交付要綱の概要

（平成7年3月10日制定、3月15日施行）

●補助対象団体

全半壊の被害を受けた商業団体（全半壊が5店舗以上の団体を含む）

●補助対象施設

被災商業団体が設置又は借り上げし、5人以上の中小小売業者又はサービス業者が共同で使用する仮設店舗（仮設共同店舗の敷地は、被災商業団体が用意すること）

●補助対象経費

仮設共同店舗の設置又は借り上げに要する経費（給排水、電気、ガスの設備工事費を含む）ただし、内装費、什器類は対象外

●補助率

3分の1。ただし、仮設共同店舗1㎡当たり6万円（借り上げは3万円）以内

●補助金の限度額

1商業団体につき1回1,000万円を限度として交付。ただし、借り上げは500万円を限度とし、期間は、最長2年間とする。

なお、この補助金の交付を受ける被災商業団体に対しては、団体の責務として、仮設共同店舗の設置期間内に本格復興の計画策定を条件として付している。

イ. 制度創設の広報関係等

平成7年3月14日市記者クラブにおいて発表するとともに、市地震災害広報（3月18日付第9号）に掲載した。3月25日には、西宮市商店市場連盟所属の各商業団体会長等に説明した。

ウ. 申請期限の延長

当初平成7年7月31日までとしていた補助申請書の提出期限を、商業者からの要望等をふまえて、同年12月28日まで延長した。

表4-6-1 仮設共同店舗の設置状況
(平成8年1月31日現在)

年度	団体数	交付補助金額(千円)
6	2	10,249
7	6	33,501
合計	8	43,750

団体名	所在地	店舗数・ 業者数	店舗面積 (㎡)	一斉開店 年月日
阪急市場協同組合	津門浜羽町	10	194.40	7.5.8
甲東園市場	甲東園1丁目	8	160.96	7.6.1
西宮阪神市場協同組合	産所町	9	162.30	7.6.29
ニュー荒木 ショッピングセンター	荒木町	10	189.13	7.5.25
西宮球場前商店会	高松町	6	332.72	7.7.9
香栄会商業協同組合	弓場町	10	361.07	7.6.1
西宮中央商店街福栄会	田中町	11	292.50	7.7.15
甲子園マーケット組合	甲子園口北町	5	66.20	7.12.18
合計	8団体	69	1,759.28	

なお、これ以外に事業者の協力により、阪急神戸線高架下にあった3団体（ニューフタバ商業協同組合、西宮双葉市場商業協同組合、阪急夙川センター商会）の仮設店舗78店が、平成7年3月下旬から4月下旬にかけて、高松町など、従前地とは別の場所で営業を再開している。

②— 小売商業店舗等共同化事業補助制度

震災前より消費者ニーズの多様化、大型店の進出、商店主の高齢化などにより、中小小売業者は厳しい経営環境におかれており、業者が力を合わせ協同組合等の法人組織化を図り、セルフを導入した店舗等の共同化により、より魅力ある商業施設を整備することが求められていた。

市では、より魅力ある商業施設づくりを支援するため、平成6年度に商業団体が店舗等の共同化事業を実施する場合に、その事業費の20%（限度額2,000万円）を助成する制度を発足させた。

復興にあたっては、単に旧来のものに復元するのではなく、消費者にとってより魅力ある商業施設として再生していくことが必要であり、市としては、「小売商業店舗等共同化事業補助制度」を本格復興支援策と位置づけている。

○県下全壊小売市場本格復興第1号

甲子園網引町にある「ピバ甲子園」は、震災により全壊したが、その直後から市場の再建をめざして取り組んできた。店舗の復興にあたっては、従来の対面方式も一部残しながら、セルフ方式を取り入れた、より魅力ある商業施設を建設することとし、平成7年6月28日には兵

庫県知事の認可を受け、組合員12人で協同組合を設立した。

商業施設の整備には、市の制度融資「協同組合等事業資金（共同事業資金）」を活用するとともに、小売商業店舗等共同化事業補助制度の適用を受けることとなった。

平成7年9月に着工、11月15日に完成し、12月6日には全壊小売市場で本格復興第1号としてオープンした。

市の補助対象は、組合の内装、電気設備などの工事費のほか、オープンケース、POSレジスターで、事業費は109,909千円である（建物本体の工事は、家主が行ったため、本補助の対象外）。

表4-6-2 「ピバ甲子園」新旧店舗の比較

区分	旧店舗	新店舗
延床面積	1,172㎡	911㎡
店舗面積	989㎡	711㎡
店舗形態	対面販売	セルフ・一部対面
店舗数	30店	ワンフロアセルフ方式（11組合員参加）と専門店5店
営業時間	午前10時～午後7時	午前10時～午後8時
年間販売目標額	7億円	15億円

③— 卸売市場の復旧支援

卸売市場は、この度の震災により大きな被害を被り、市民に対する生鮮食料品の安定供給としての機能が一時停止に追い込まれた。このような状況の中で、卸売業界から3市場まとまって営業を再開できる仮設市場が欲しいとの強い要請があり、市は卸売業界と協議を重ねながら、仮設卸売市場を西宮浜3丁目の産業団地内に計画した。また、新卸売市場の建設場所についても鳴尾浜の船溜り埋立予定地に計画した。

卸売業界では仮設移転推進委員会を設置し、仮設移転整備に向けた取り組みを開始するとともに、業界内部の合意形成を図ってきた。また、市も業界各組織に説明を行い、業界も一定の合意をしていた。

しかし、仮設移転についての、業界内部での統一が図れず、集荷力・販売力を二分することを避けるため、やむを得ず取り止めざるを得ないとの結論をだし、この旨、申し入れがあった。

これを受けて市は、熟慮の上、仮設施設の整備を中止し、すでに締結している賃貸借契約の解除を行うこととした。

[組織、予算]

生活経済局経済部商工課で所管していた卸売市場業務

について、復旧を支援するため、平成7年4月1日経済部内に「卸売市場担当課長」を設置した。（課長1人、主事1人、嘱託1人、計3人）

震災で被害を受けた卸売市場の復旧に向けて、国は必要な財政支援を強力に実施するとの方針を示し、補助を受ける場合は、県及び市の平成6年度の予算措置が必要であるとの連絡が1月末に市に伝えられ、これを受けて急速2月市議会において仮施設建設総事業費1,350,000千円の内、225,000千円と公設卸売市場の修繕費3,000千円を平成6年度補正予算に計上した。仮施設建設事業費の財源としては、農水省の指示に基づき、国40%、県10%の補助と残り起債を予定していたが、その後、補助申請の具体的内容の詰めを進めていく中で、農水省、大蔵省との折衝経過から、卸売市場の災害復旧事業の採択条件としては、現在地での復旧が原則であること、仮施設は認められないこと、平成6年度復旧事業は公設の卸売市場のみが補助対象となることが示された。

県・市とも国庫補助を得るべく、3月29日県と共に国に最終要望を行ったが採択は困難との結論に達した。

しかし、市は産地の状況変化等の影響を受け、取扱量が急激に低下している現状の中で現在地での応急対策では市場存続すら危うくするとの判断から、仮設移転の方針を維持することとし、市費での対応もやむを得ないとの方針を決定し、3月末に専決処分で使用料及び賃借料596,000千円の補正増を行うと共に、歳入と歳出の工事請負費225,000千円の減額補正を行った。平成7年度当初予算では、仮設建設総事業費1,350,000千円のうち平成7年度分として1,125,000千円を計上していたが、補助採択が困難となったことにより6月に歳入歳出とも全額補正減し、また、これに伴う事務費52万円についても全額補正減とした。

また、仮設移転中止に伴い、すでに平成7年6月16日に締結していた仮施設賃貸借契約の解除に伴う相手方の損害を賠償するため、9月に16,559千円を増額補正した。

4—住宅の応急修理

住家が半壊・半焼の被害を受け、応急修理をすれば日常生活ができる場合で、自ら修理する資力のない人（生活保護法による被保護者・要保護者、市民税の非課税世帯・均等割のみの世帯、震災により失業した世帯）に対して必要最小限度の修理を行った。借家については、今回の震災により家主が自らの資力では修理ができない場合のみ対象とした。修理の対象箇所は台所・トイレ・居

室・屋根というように生活上欠くことのできない部分に限られ、限度額は295,000円（認められた場合は限度額以上も可）で市の指定する業者が施工した。

申込の期間は平成7年3月6日から3月31日までで申込は193世帯であったが、取り下げ、無資格があり154世帯が対象となり、修理金額は総額32,426,975円であった。

5—擁壁復旧工事

～災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の特例措置～

震災により、住宅地の擁壁等が転倒・倒壊したり亀裂が発生する等の被害が多数生じ、そのまま放置すれば、今後の余震・降雨等により被害が拡大し、所有者以外の第三者に被害が及ぶ恐れがあった。

原則的には、このような擁壁等の復旧は、所有者が対応すべきものであるが、住宅復興の促進を図るため、本市をはじめ県下の被災市町は共同して、県に対し公費による復旧を強く要望した。

県は、この要望を受け国と協議を行い、従来からの制度である災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を緩和して特例措置を設け、次の条件をすべて満たすものについては、県で擁壁等の復旧工事を実施することとなった。

- ①擁壁等の高さが3mを超えること
- ②擁壁等の崩壊により周囲5戸以上の人家に被害が出るおそれがあること
- ③住居を移転する適当な土地がないこと
- ④河川・水路（排水施設を含む）、道路、鉄道、公園・緑地その他の公共空地、水道施設、電気・ガス供給施設、市の地域防災計画で指定されている避難路または避難場所等の公共施設に被害を及ぼす恐れがあること
- ⑤事業費が600万円を超えること

上記措置については、平成7年5月10日号市政ニュースで市民に広報し、上記の条件をすべて満たすと思われる箇所があれば5月末までに市へ連絡してもらうこととした。

この決定により、被災した宅地擁壁の所有者等より、事業実施の要望が出され、市はこの要望を現場調査の上、129カ所を県に提出した。

県は現地調査等を行い条件の確認をし、事業採択可能箇所38カ所を選定し、91カ所を不採択とした。

しかし、完成した構造物は県が管理する急傾斜地の崩壊防止施設となり、これらの用地は県が無償借地をし、利用についても一定の制限が課せられるなどのため、所

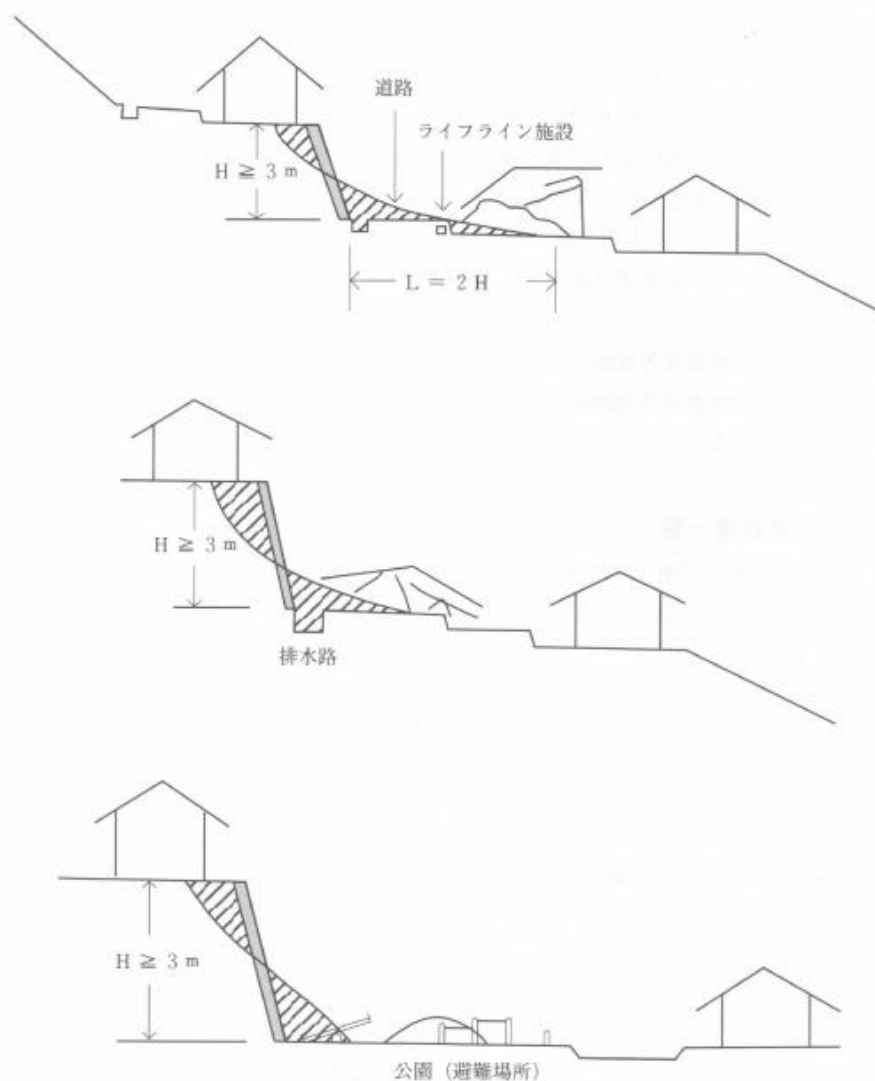
有者等から事業の辞退もあった。

なお、この他にも県が実施する地滑り対策事業と、市が実施する公共土木施設災害復旧事業（道路災）により、擁壁の復旧を実施した。

表 4-6-3 その他の災害関連緊急事業等

項目	担 当	内 容
砂防事業	六甲砂防工事事務所	鷺林寺町第1 鷺林寺町第2 鷺林寺南 角石町
砂防事業	西宮土木事務所	観音谷川（宝生ヶ丘） 弓納子川（生瀬高台） 弓納子川右岸山腹（生瀬高台） 座頭谷川（蓬莱峽）
地すべり	西宮土木事務所	仁川百合野町 宝生ヶ丘 高座町
急傾斜地崩壊対策事業	西宮土木事務所	深谷町 宝生ヶ丘 苦楽園四番町
治山事業	六甲治山事務所	苦楽園三番町 座頭谷川（蓬莱峽）
治山事業	農水省神戸営林署	鷺林寺町 柏堂西町・剣谷町

図 4-6-1 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の特例措置概念図



6— 民間宅地擁壁復旧工事

この大震災により被害を受けた民間宅地擁壁等は593カ所あり、宅地の所有者・占有者へ宅地の保全に努めるよう、宅地造成等規制法により勧告した箇所が285カ所、宅地造成等規制区域外を含めて通知した箇所が308カ所にのぼっている。

これらの宅地擁壁等の復旧にあたって、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業等の公共事業によって復旧できない民間宅地擁壁の復旧については、所有者等が自力で実施することになるが、擁壁の復旧を促進するため住宅金融公庫では、従来からの宅地防災工事資金融資に加え新たに災害復興宅地資金融資を設けた。また、市においても、従来からの既成宅地等防災工事融資基金制度に加え新たに既成宅地等防災工事融資斡旋制度を設けた。

これらの主な制度の概要は表4-6-4のとおりであるが、阪神・淡路大震災復興基金より利子補給が一定期間行われ、その期間中の利子は、実質0%~0.25%になった。

なお、このほかにも高齢等により住宅金融公庫等の融資を受けられない被災した宅地擁壁の所有者に対し、2次災害防止のため被災宅地2次災害防止対策事業補助の制度（限度額300万円、阪神・淡路大震災復興基金が2分の1・150万円、市が4分の1・75万円を限度として助成）を設け応急工事を促進したが利用は極めて低調であった。

平成7年9月30日現在、宅地造成等規制区域内の防災工事許可申請等は52カ所、宅地造成等規制区域外の工作物申請等は34カ所となっている。

表4-6-4 主な融資制度一覧

制 度	融資額(万円以内)	金利	返済期間	返済方法
宅地防災工事 資金融資	工事費の90% 740	3.25%	15年	元金均等 または元 利均等・ 毎月払い
災害復興宅地 資金融資	基本融資額380 特例加算額200	3.25% 3.25%	20年	
既成宅地等防災 工事融資斡旋	500 公庫上乗せ分	3.00%	15年	

7— 被災私道舗装復旧工事

震災後の私道舗装の受付件数は162件（平成8年10月末現在）あり、このうち平成7年度工事完了は37件である。（件数には震災による被害以外も含む）

これらの私道のうち、次の条件をすべて満たすものは、市が舗装復旧工事を実施した。工事は被災箇所のみ1回

限りで、アスファルト舗装とした。

〔条件〕

- ①側溝を含めて幅が1.8メートル以上あり、不特定多数の人が利用している
- ②土地所有者の承諾と沿道住民の要望がある
- ③両端が公道に接続しているか、一端が公道に接し、他の一端が1.8メートル以上の私道や学校などの公共施設に通じている。または、一端が公道に接続している行き止まり道で、利用する沿道家屋が10戸以上あるなど

※以前に「私道舗装等整備制度」を利用した私道も申込期限（平成8年7月31日まで）及び工事実施期間（平成9年度末まで）を設定した。